

「館山市企業誘致基本方針(仮)」策定
に関する調査研究
～ 雇用創造による館山市への移住定住促進に向けて～

平成27年 3 月

千葉県 館山市
一般財団法人 地方自治研究機構

「館山市企業誘致基本方針(仮)」策定
に関する調査研究
～ 雇用創造による館山市への移住定住促進に向けて～

平成27年 3 月

千葉県 館山市
一般財団法人 地方自治研究機構

はじめに

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来が予測される中で、デフレからの脱却や雇用の安定など着実な経済の歩みが求められる一方、地方公共団体を取り巻く環境の変化は厳しさを増しています。地方公共団体は安心・安全の確保、地域産業の振興、地域の活性化、公共施設の維持管理、行財政改革等の複雑多様化する課題に対応していかなくてはなりません。また、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが重要となってきています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の地方公共団体が抱える課題を取り上げ、当該地方公共団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

本研究の対象である館山市は、きれいな海や温暖な気候に恵まれ、比較的若い世代の移住希望者が多いものの、雇用の場の確保が厳しいことが移住の障壁となっています。また、大規模工場の撤退や職を求める若者の地元離れなども進み、雇用の場の確保が大きな課題となっています。本研究では、館山市の実情を踏まえ、工業団地への大規模な工場誘致等ではない形の企業誘致や移住者による起業促進等を中心に、館山市らしい雇用創造の在り方を検討しました。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員をはじめ、関係者の方々から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、館山市と当機構が共同で行ったものです。ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば幸いです。

平成 27 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 山中 昭 栄

目次

序章 調査研究の概要	3
1. 調査研究の背景・目的・視点	3
2. 調査研究の流れと全体像	4
3. 調査研究の体制	5
第1章 館山市の特性把握	9
1. 市の概況	9
2. 人口の推移	16
3. 産業立地特性	18
4. 産業の現状と課題	24
5. 移住・起業の動向	26
第2章 市内企業及び市民・移住希望者等の実態・意向把握	31
1. 市内企業へのアンケート調査概要	31
2. 近年市内に進出又は移住して起業した事業者へのヒアリング調査概要	41
3. 市民へのアンケート調査概要	43
4. 首都圏在住の移住希望者へのアンケート調査概要	51
第3章 企業誘致・雇用創造に関わる先進事例分析	69
1. 先進事例の文献・Web 調査結果の概要	69
2. 江津市における企業誘致・創業支援の取組概要	74
3. 事例分析から考えられる館山市への示唆	76
第4章 企業誘致・雇用創造に向けた館山市の取組の検討	79
1. 企業誘致・雇用創造方策案の検討フロー	79
2. 館山市の強み弱みの整理と取組の方向性	81
3. 館山市にふさわしい企業誘致・雇用創造の基本的な考え方と全体像	87
4. 課題整理と今後の企業誘致・雇用創造に向けた方策の検討	91
5. ロードマップ	99
調査研究委員会名簿	105
資料編	109

序章 調査研究の概要

序章 調査研究の概要

1. 調査研究の背景・目的・視点

(1) 背景と目的

現在、館山市では、人口減少、高齢化が深刻化する中、移住定住事業に力を入れている。館山市への移住希望者は比較的若い世代（30代～40代）が多いが、その希望をかなえるために重要な雇用の場の確保が厳しいのが実情である。また、地元の高校を卒業した者は地元企業への就職が難しいため、就職先は都市部が中心となり若者の地元離れも進んでいる。さらに、市内の雇用の大きな柱となっていた大手半導体企業2社が相次いで撤退し、多くの離職者が発生している。

雇用の枠を広げるためには、地元企業を育てることも必要であるが、同時に新たな企業・個人事業主等を誘致したり、市外からの移住による起業・開業等を促進したりすることも重要である。ところが、これまで館山市では、企業誘致に対する市としての方向性の検討が十分でなく、誘致すべき業種・企業を絞ることもできていない。また、企業誘致の前提となる用地（工業団地等）が確保できていないという重大な弱点もある。

これらの状況を踏まえ、産業構造の変化、人口減少、高齢化といった社会環境が変化する中で、今後の館山市のあるべき姿、あるいは将来像をしっかりと見据え、それにながった産業振興や企業誘致・雇用創造を図る必要がある。

本調査研究では、企業誘致及び移住者による起業促進等による雇用創造を館山市の最重要課題と捉え、本市の特色を活かした雇用創造の方向性や、具体的な企業誘致・雇用創造方策案等を取りまとめ、今後の移住定住促進に向けた基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査研究の視点

館山市においては、工業団地用地は現時点では確保できておらず、一般的な工場誘致等は難しい状況にあることから、本調査研究では、工業団地への大規模な工場誘致等ではない形の企業誘致（中小企業や個人事業主等も含む）や移住者による起業促進等をメインテーマとして検討する。

誘致の対象としては、いわゆる営利企業だけでなく公益法人、NPO、個人等による非営利のソーシャルビジネス等も含めて検討し、誘致の仕組みとしては、用地・施設等のハード面よりも人材育成・確保や中小事業者の連携・ネットワーク化等のソフト面に重点をおいて検討する。

2. 調査研究の流れと全体像

(1) 館山市の特性把握

まず、市の概況を、人口、産業、財政、周辺市町との比較等の視点から大まかに把握し、人口推移、産業立地、産業課題及び移住・起業動向については、市のこれまでの取組経緯等も含めて、より詳細に整理した。

(2) 市内既存企業等の意向・動向把握

市内既存企業、市民及び首都圏在住の移住希望者に対してアンケート調査を実施し、企業活動や市民生活を営む上での館山市の強み・弱み、雇用・起業環境の特徴等を把握した。

また、近年市内に進出又は移住して起業した事業者へのヒアリング調査も実施し、市内に移転した際の経緯、決定要因及び移転後の課題等についても詳細に把握した。

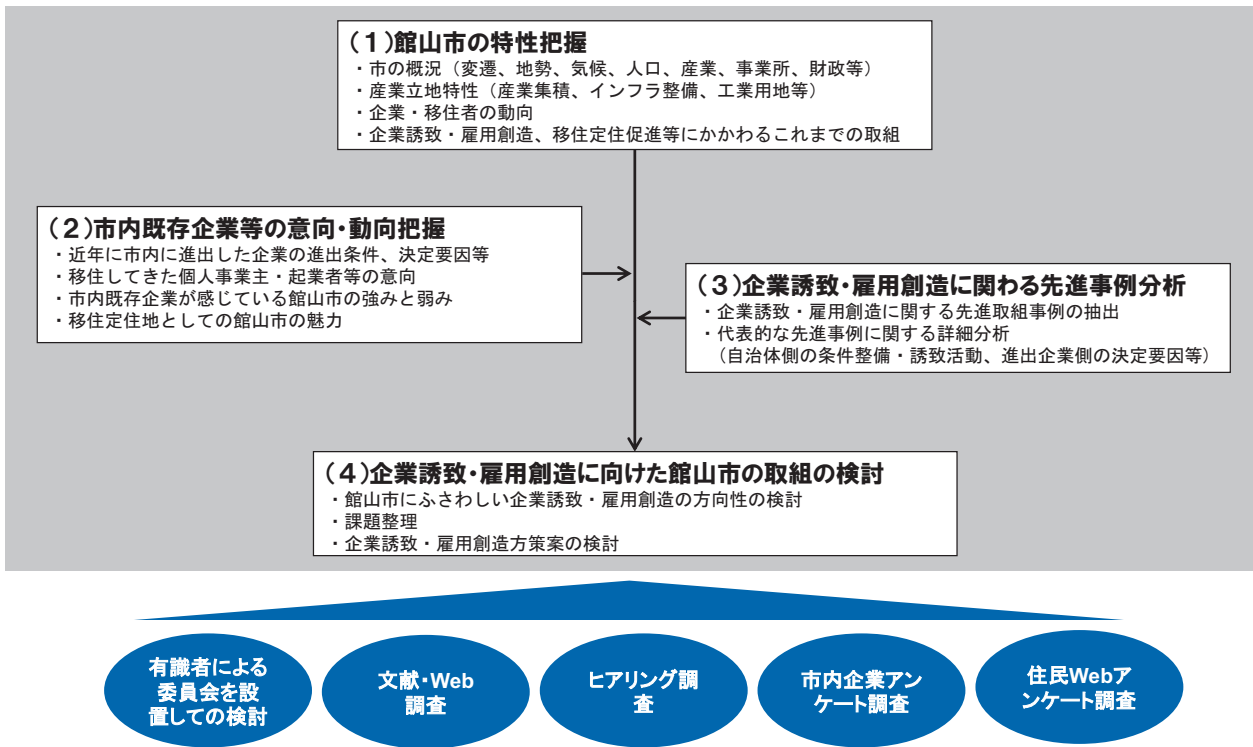
(3) 企業誘致・雇用創造に関わる先進事例分析

文献・Web調査を実施し、工業団地への大規模な工場誘致等ではない形の企業誘致や雇用創造の先進事例を、起業・雇用促進、遊休施設を活用した雇用創造及び移住定住促進の3つの視点から抽出整理した。その中から、特に館山市に参考になる事例として、島根県江津市における企業誘致・創業支援の取組についてヒアリングによる詳細調査を実施し、事例分析から考えられる館山市への示唆を提示した。

(4) 企業誘致・雇用創造に向けた館山市の取組の検討

館山市の強み弱みについてSWOT分析を行って整理し、分析結果を基に方向性や戦略を検討した。また、館山市にふさわしい企業誘致・雇用創造の基本的な考え方を整理し、戦略を具体化するための方策として、課題とそのアプローチ方法を提案した。さらに、方策をどのようなスケジュールで実施していくことが望ましいのかを検討しロードマップ案を提示した。

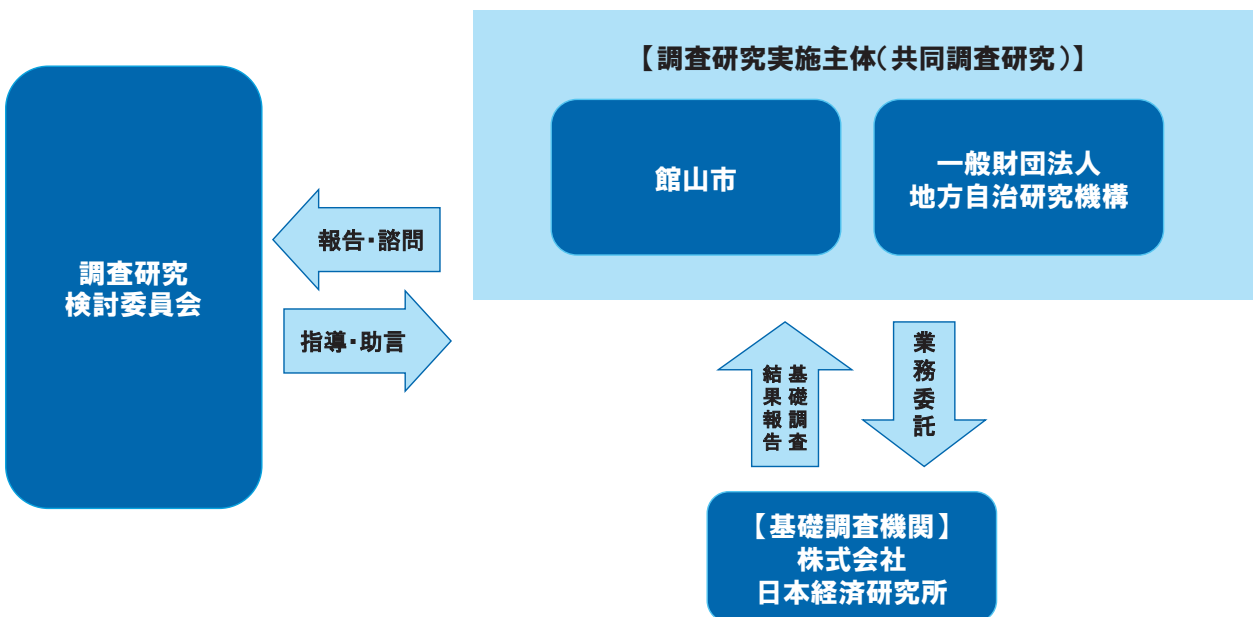
図表 序-1 調査研究の全体像



3. 調査研究の体制

本共同調査研究は、館山市及び一般財団法人地方自治研究機構を実施主体として、以下の様な体制で、検討委員会の指導・助言の下、基礎調査機関として株式会社日本経済研究所の協力を得て実施した。

図表 序-2 調査研究の体制図



第1章 館山市の特性把握

第1章 館山市の特性把握

1. 市の概況

(1) 概略

館山市は、房総半島の南端に位置し、面積 110.22 k m²、人口約5万の南房総の中心都市で、美しい海に囲まれ、31.5 k mの変化に富んだ海岸線を持ち、夏は海水浴場として多くの観光客で賑わっている。

また、黒潮の影響を受け年間平均気温 16℃以上と温暖な気候に恵まれており、年間を通じて様々な花が咲き乱れる「花のまち」でもある。

緑豊かな県立館山野鳥の森が「森林浴の森 100 選」、太平洋を一望できる平砂浦海岸付近が「白砂青松 100 選」「日本の道 100 選」にも選ばれている。

また、文豪・曲亭馬琴の「南総里見八犬伝」の舞台になったこの地には、戦国大名里見氏の史跡が多く残されている。

東京湾アクアラインが平成9年に開通し、平成19年には館山自動車道が全線開通し、首都圏からの交通アクセスも飛躍的に向上している。

また、海の玄関口として平成22年に完成した館山夕日栈橋（館山港多目的観光栈橋）や、平成24年にオープンした交流拠点「渚の駅 たてやま」には平成26年に新たに地元で採れた新鮮な野菜や魚介類、お土産などを販売する「海のマルシェたてやま」、館山湾を眺めながら房総地域の旬の味覚を味わえる「館山なぎさ食堂」が開業するなど、館山湾を活用した海辺のまちづくりが進められている。

中心都市としての一定の機能集積を有する一方で、首都圏にありながら、海・山など手つかずの豊かな自然環境とこれが織りなす優れた景観、温暖な気候など様々な資源を有している点は、館山市の大きな魅力の1つである。

(2) 人口

館山市における総人口は年々減少傾向にあり、平成22年の国勢調査では5万人を下回っている。逆に、65歳以上の人口は増加傾向にあるため、総人口に占める65歳以上の人口の割合がここ20年で大幅に上昇している。

図表 1-1 人口の推移

(単位：人)

区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	対 20 年 (平成 2 年～22 年)	
						増減	増減率
総数	54,575	52,880	51,412	50,527	49,290	△ 5,285	△ 9.7 %
0 歳～14 歳	9,475	7,772	6,824	6,263	5,861	△ 3,614	△ 38.1 %
15 歳～64 歳	34,788	33,331	31,472	30,092	27,943	△ 6,845	△ 19.7 %
65 歳以上 (a)	10,237	11,760	13,113	14,172	15,475	5,238	51.2 %
(a) / 総数 高齢者比率	18.8%	22.2%	25.5%	28.1%	31.4%	—	—

※総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

出所)国勢調査

人口推移は、近年では自然動態、社会動態ともに減少傾向である。過去 5 年の動態では、自然動態は一方向的な減少傾向であるものの、社会動態は平成 21 年～23 年の間に転入超過の状況も生じている。

図表 1-2 人口動態

(単位：人)

区分		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
自然動態	出生 (a)	359	349	352	366	354
	死亡 (b)	692	639	692	673	659
	小計 (c) = (a) - (b)	△ 333	△ 290	△ 340	△ 307	△ 305
社会動態	転入 (d)	2,331	2,178	2,075	2,107	1,980
	転出 (e)	2,375	2,133	1,912	1,962	2,166
	小計 (f) = (d) - (e)	△ 44	45	163	145	△ 186
合計 (c) + (f)		△ 377	△ 245	△ 177	△ 162	△ 491

※外国人を含む。

出所)館山市 各年 1 月～12 月

雇用状況をみると完全失業者数は増加傾向にある。

図表 1-3 雇用の状況

(単位：人)

年次	総人口	15歳以上人口	就業者	完全失業者	非労働力人口
昭和50年	56,139	43,452	27,440	544	15,468
昭和55年	56,257	43,787	27,177	561	16,004
昭和60年	56,035	44,338	26,828	786	16,698
平成2年	54,575	45,025	26,773	642	17,594
平成7年	52,880	45,091	26,506	986	17,520
平成12年	51,412	44,585	25,214	1,119	18,048
平成17年	50,527	44,264	24,175	1,278	18,366
平成22年	49,290	43,418	22,968	1,290	18,725

※50年以前は、労働力状態「不詳」は「非労働力人口」に含む。

※55年以降は、労働力状態「不詳」は「15歳以上人口」に含む。

出所)国勢調査

(3) 産業

館山市の産業構造では第3次産業の占める割合が最も高く7割を超えている。次いで第2次産業、第1次産業の順で第1次産業の割合は1割を切っている状況である。

図表 1-4 産業別就業者構成比

(単位：%)

産業分類	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第1次産業	13.5	12.0	10.9	9.9	7.8
第2次産業	21.0	20.4	19.8	18.0	16.5
第3次産業	65.5	67.6	69.3	72.12	75.7

出所)国勢調査

事業所数は、民営事業所で見ると減少傾向にあるが、従業員規模別では20人～29人の規模の事業所においては増加傾向が続いている。

図表 1-5 従業者規模別事業所の構成と推移

従業者規模		平成 18 年			平成 21 年			平成 24 年		
		事業所数	構成比	対前回比	事業所数	構成比	対前回比	事業所数	構成比	対前回比
総数		3,318	100.0	92.0	3,213	100.0	96.8	2,924	100.0	91.0
民 営	1～3人	2,199	66.3	91.4	2,070	64.4	94.1	1,928	65.9	93.1
	5～9	559	16.8	96.5	570	17.7	102.0	540	18.5	94.7
	10～19	265	8.0	89.5	284	8.8	107.2	257	8.8	90.5
	20～29	74	2.2	100.0	83	2.6	112.2	95	3.2	114.5
	30人以上	99	3.0	90.0	98	3.1	99.0	99	3.4	101.0
	派遣・下請 従業者のみ	1	0.0	-	3	0.1	-	5	0.2	-
国・地方公共団体 ・公共事業所		121	3.6	86.4	105	3.3	86.8

平成 24 年経済センサス-活動調査では、「国・地方公共団体・公共事業所」は調査対象外。

出所)H18 事業所・企業統計調査、H21 経済センサス-基礎調査、H24 経済センサス-活動調査

事業所、従業者数ともに減少しているが、産業別では「農業、林業」、「漁業」、「製造業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」においては事業所数、従業者数とも増加している。「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」においては、事業所数は減少しているが従業者数は増加する傾向にある。

図表 1-6 産業(大分類)別事業所の推移(民営)

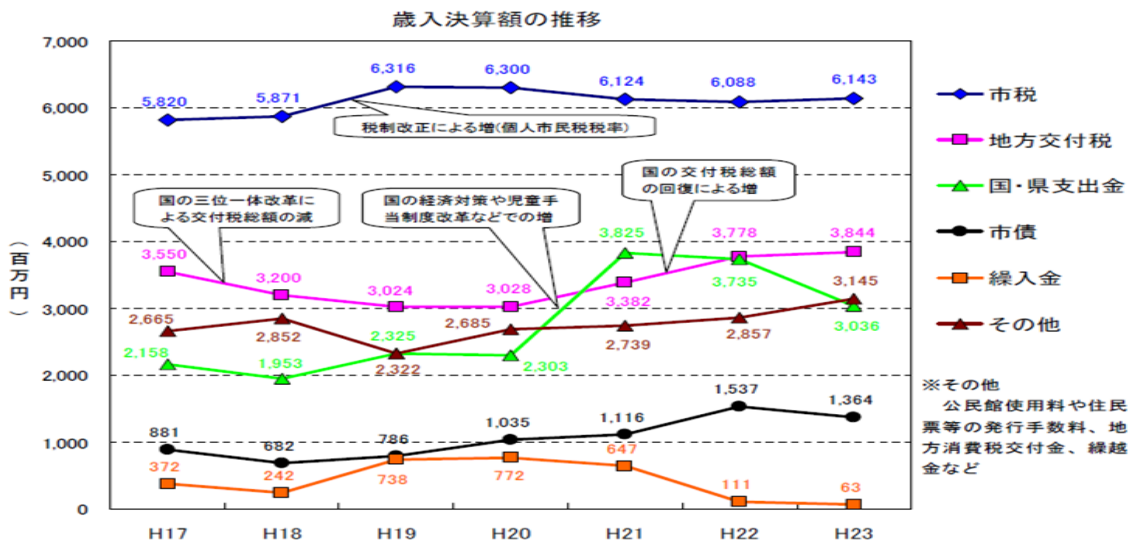
産業分類	事業所数			従業者数		
	平成 21 年	平成 24 年	増減	平成 21 年	平成 24 年	増減
総数	3,108	2,924	△ 184	20,305	20,188	△ 117
農業、林業	15	17	2	140	171	31
漁業						
鉱業、砕石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	323	289	△ 34	1,484	1,262	△ 222
製造業	125	134	9	1,759	2,022	263
電気・ガス・熱供給・水道業	4	2	△ 2	104	64	△ 40
情報通信業	18	15	△ 3	118	98	△ 20
運輸業、郵便業	52	48	△ 4	1,015	931	△ 84
卸売業、小売業	866	777	△ 89	5,642	5,068	△ 574
金融業、保険業	61	54	△ 7	705	858	153
不動産業、物品賃貸業	139	125	△ 14	350	380	30
学術研究、専門・技術サービス業	105	93	△ 12	450	407	△ 43
宿泊業、飲食サービス業	626	593	△ 33	3,256	3,364	108
生活関連サービス業、娯楽業	308	301	△ 7	1,130	1,025	△ 105
教育、学習支援業	89	87	△ 2	355	420	65
医療、福祉	168	174	6	2,378	2,804	426
複合サービス業	22	22	0	322	198	△ 124
サービス業（他に分類されないもの）	187	193	6	1,097	1,116	19

出所)平成 21 年は「経済センサス-基礎調査」、平成 24 年は「経済センサス-活動調査」による。

(4) 財政

長期的に人口が減少傾向にある中で、税収（自主財源）が増加する要因は少ない。一方で高齢化等に伴い支出面では扶助費の増加が著しいことから、経済の活性化や移住定住人口、交流人口の増加による歳入の確保策の検討が必要と考えられる。

図表 1-7 歳入・歳出の傾向

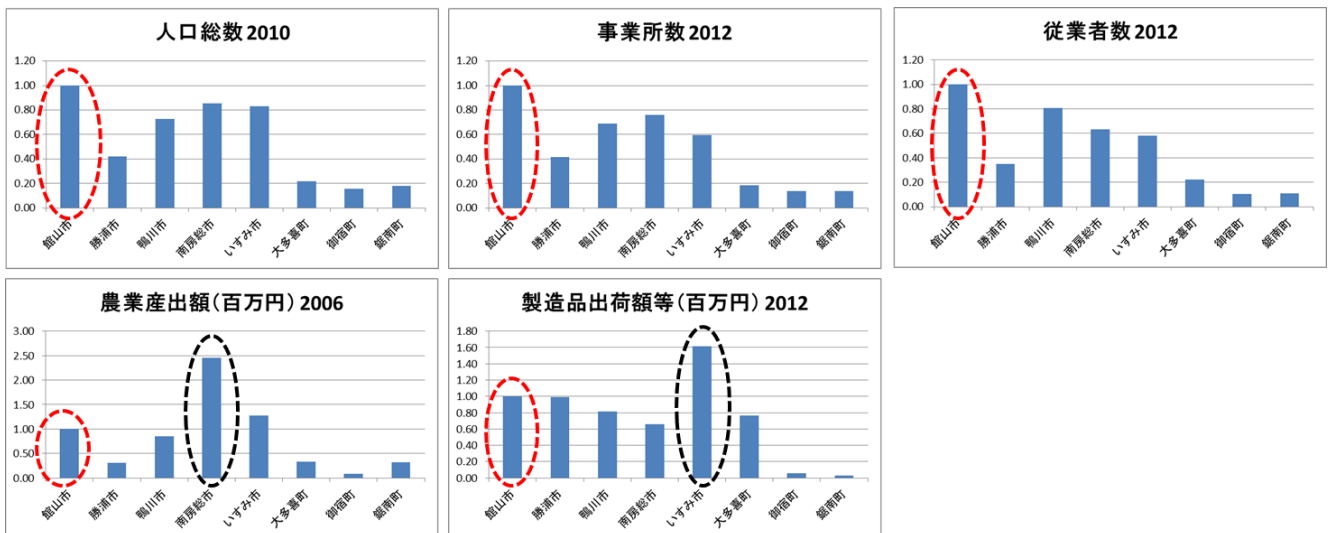


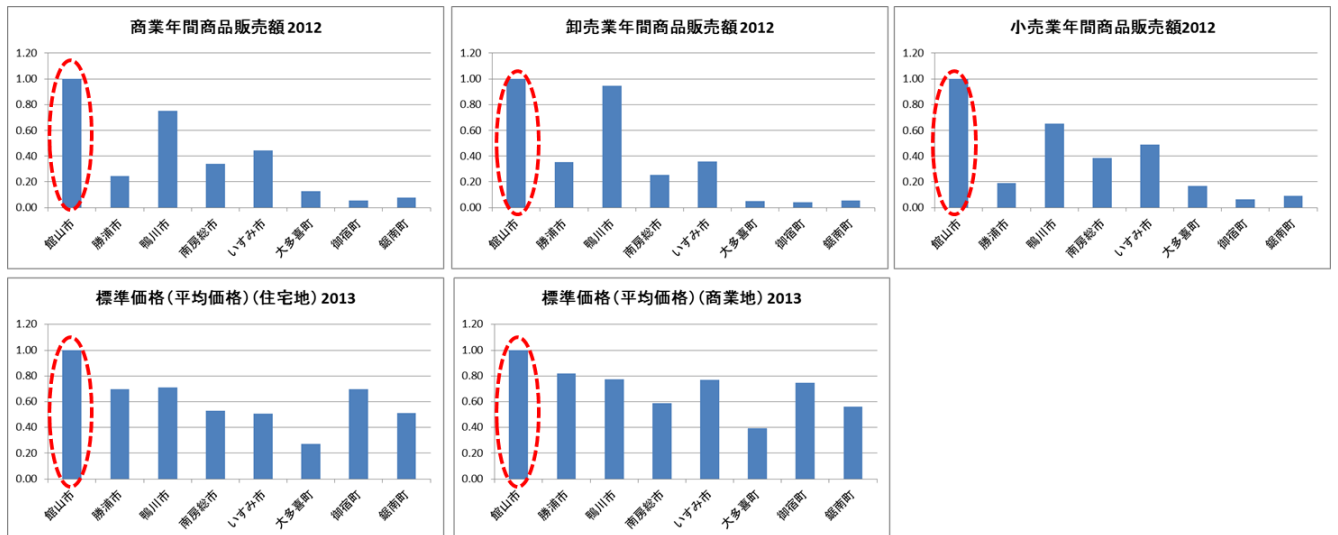
出所)第2次館山市行財政改革方針

(5) 南房総エリアでのポジション

館山市は、人口総数、事業所数、従業者数では南房総エリアの自治体の中で最も規模が大きい。農業産出額では、南房総市、いすみ市に次いで3番目の規模である。製造業出荷額等ではいすみ市に次いで2番目の規模である。商業年間販売額（卸売業、小売業とも）の規模も南房総エリア内では最も規模が大きい。地価（住宅地、商業地とも）も南房総エリア内でも最も高い。

図表 1-8 周辺市町との比較



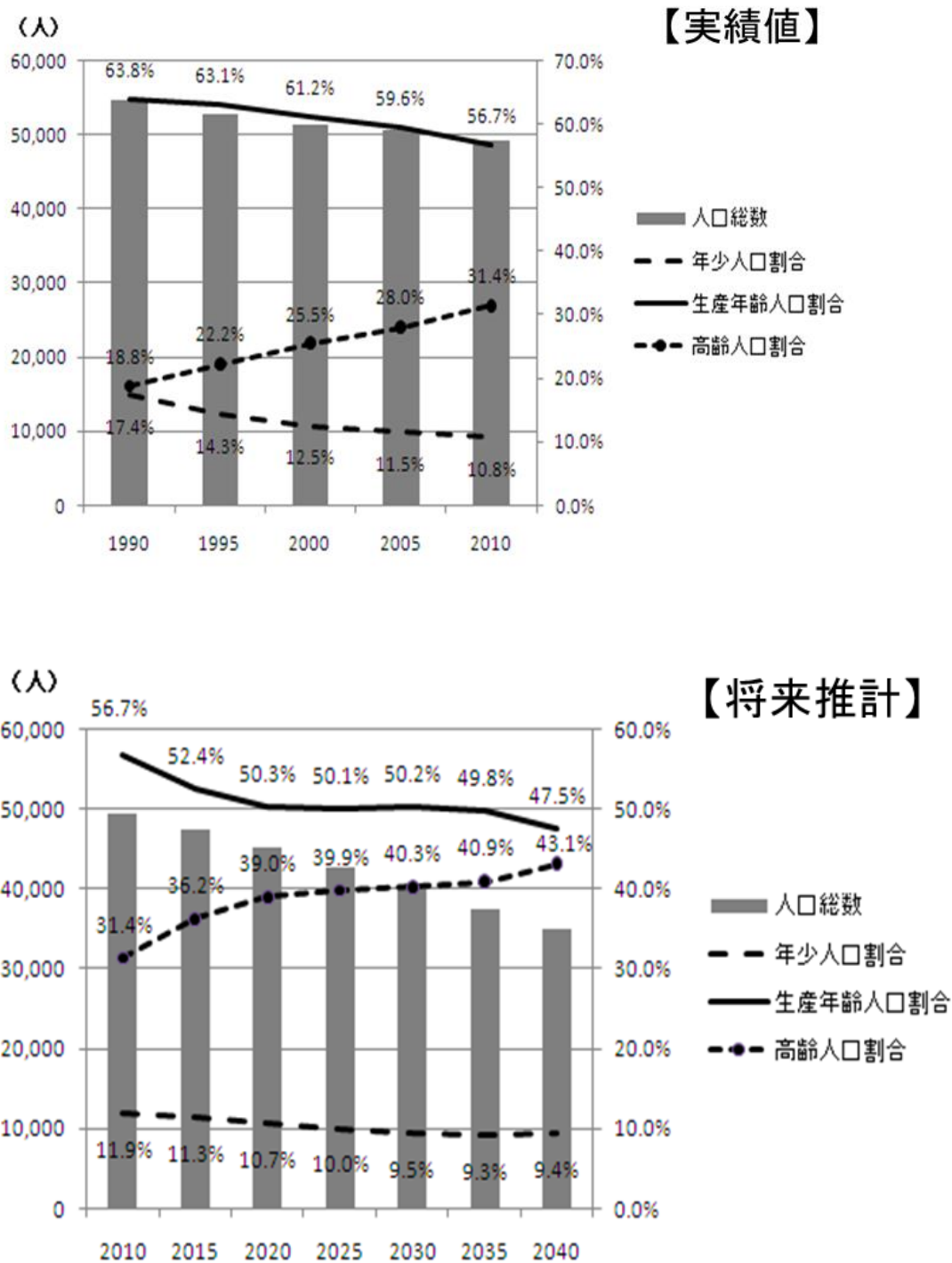


※縦軸はいずれも指数表示、館山市を1とした場合の南房総エリア自治体との比較
出所) 国勢調査、経済センサス等

2. 人口の推移

人口は減少傾向で今後も長期的に減少の見込みであり、10年後には高齢人口割合は約4割になる見通しである。

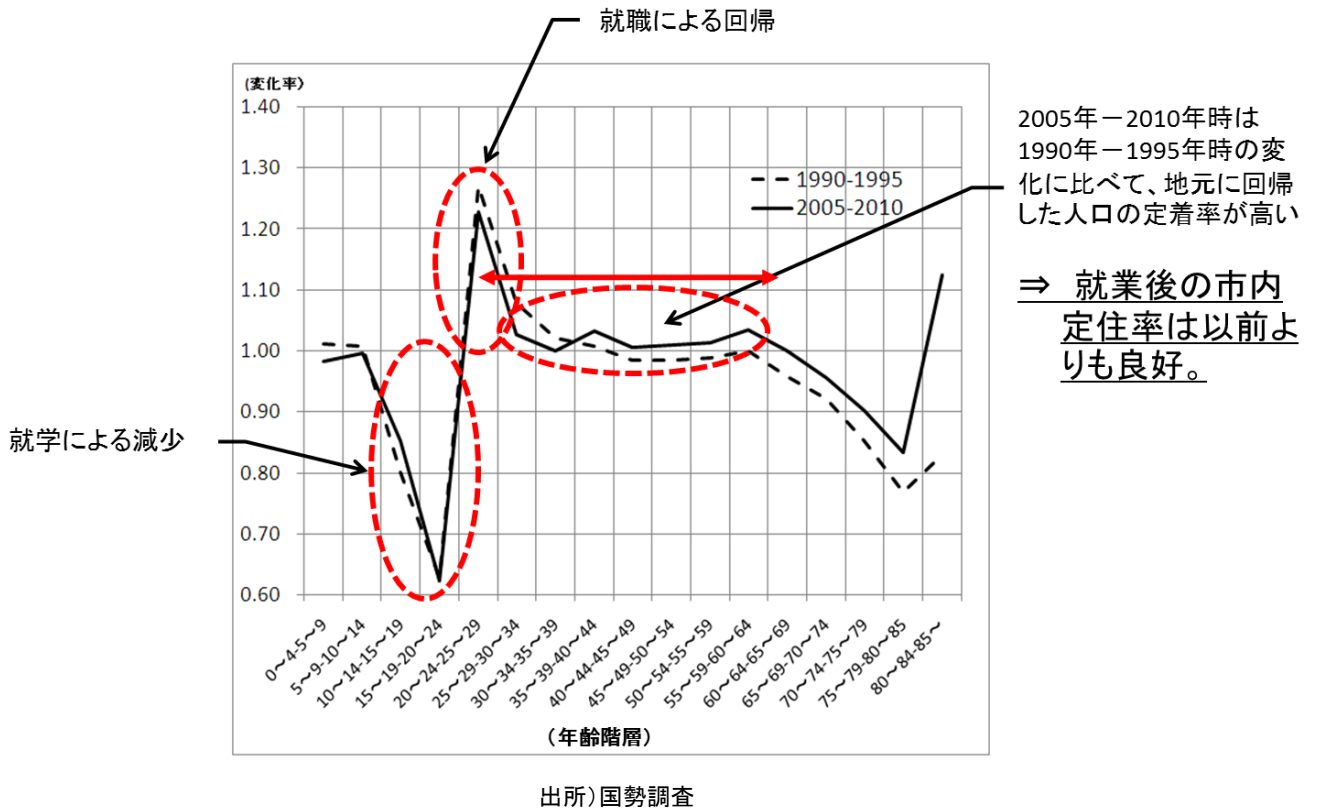
図表 1-9 人口推移と将来推計



出所) 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

コーホート変化率（5歳毎の人口集団の5年後の変化を見たもの）の推移からは、1990年-1995年の変化に比べ、2005年-2010年の変化の方が生産年齢人口世代の定住化傾向が改善されたことが把握できる。館山市における就職による回帰は、海上自衛隊の存在による影響が大きいものと考えられる。

図表 1-10 5歳階層毎人口の変化率の推移



3. 産業立地特性

(1) 産業集積の状況

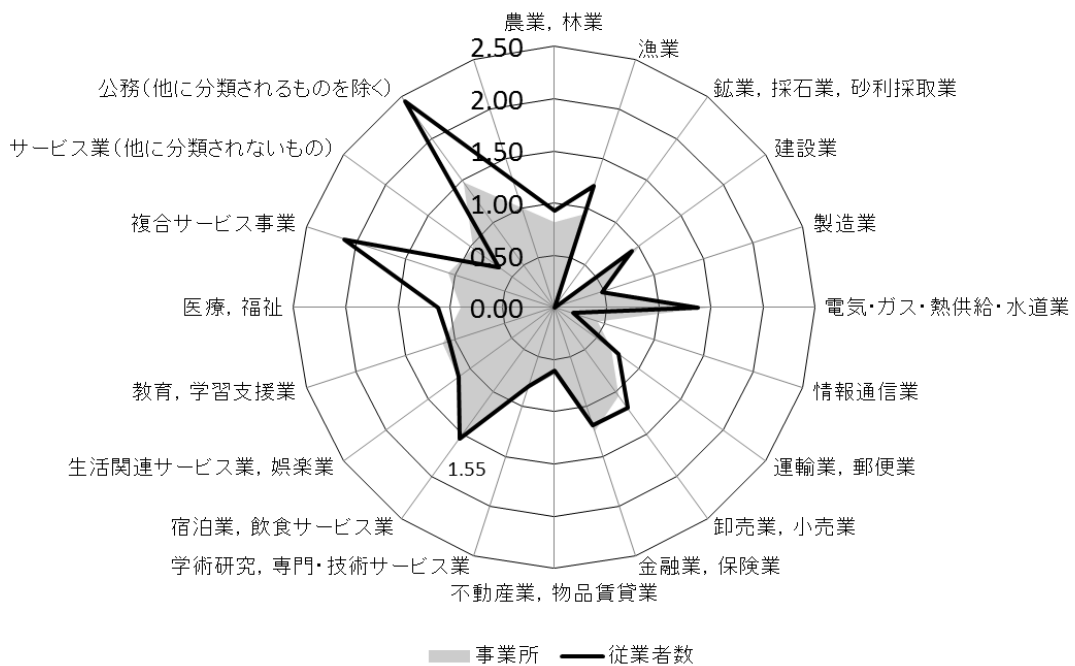
事業所及び従業者数からの産業面では、「宿泊業、飲食サービス業」の特化傾向が両項目で1.55と高くなっており、リゾート地としての性格を示すものといえる。

公務、複合サービス事業の特化傾向に関しては、館山市の南房総ゾーンでの拠点性の高さを示すものと考えられる一方、従業者数の特化係数(※)が高いため他地域に比べて人員面での効率化が進んでいないといったことが考えられる。

※特化係数：ある地域のある産業がどれだけ特化しているかを見るもの。

特化係数＝ある地域のA産業の比率÷全国のA産業の比率

図表 1-11 市内産業の特化傾向



出所) 経済センサス H21

館山市における製造業の特徴は、「食料品製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」において優位性が高い。

食料品製造業は、小規模な事業所が多く集積しており、県内では平均的であるものの全国的には高付加価値な製品が作られているものと考えられる。

電子部品・デバイス・電子回路製造業では、大規模な事業所において一定の付加価値のある製品が製造されているものと考えられ、その出荷額も高い。(※ただしデータはH24時点のものであり、今般の大規模製造業の撤退等により、現在とは状況が異なる可能性がある。)

図表 1-12 製造業における特化傾向

製造業における特化傾向	事業所数		従業員数		製造品出荷額		粗付加価値額	
	対全国	対県内	対全国	対県内	対全国	対県内	対全国	対県内
食料品製造業	2.16	1.58	0.98	0.60	1.43	1.08	1.38	0.93
繊維工業	0.54	0.40	0.23	0.14	0.12	0.09	0.10	0.07
家具・装備品製造業	0.13	0.10	0.02	0.01	X	X	X	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	0.13	0.10	0.10	0.06	X	X	X	X
印刷・同関連業	0.54	0.40	0.32	0.19	0.44	0.33	0.54	0.36
化学工業	0.13	0.10	0.02	0.01	X	X	X	X
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	0.13	0.10	0.02	0.01	X	X	X	X
ゴム製品製造業	0.13	0.10	0.03	0.02	X	X	X	X
窯業・土石製品製造業	0.54	0.40	0.36	0.22	0.73	0.55	0.80	0.54
金属製品製造業	0.40	0.30	0.15	0.09	0.12	0.09	0.19	0.13
生産用機械器具製造業	0.94	0.69	0.44	0.27	0.71	0.54	1.07	0.72
業務用機械器具製造業	0.13	0.10	0.15	0.09	X	X	X	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	0.40	0.30	3.53	2.15	5.86	4.43	3.46	2.33
電気機械器具製造業	0.13	0.10	0.04	0.02	X	X	X	X
輸送用機械器具製造業	0.54	0.40	0.50	0.31	1.13	0.85	1.28	0.86
その他の製造業	0.81	0.59	0.28	0.17	0.47	0.36	0.49	0.33

出所) 経済センサス H24

(2) インフラ整備状況

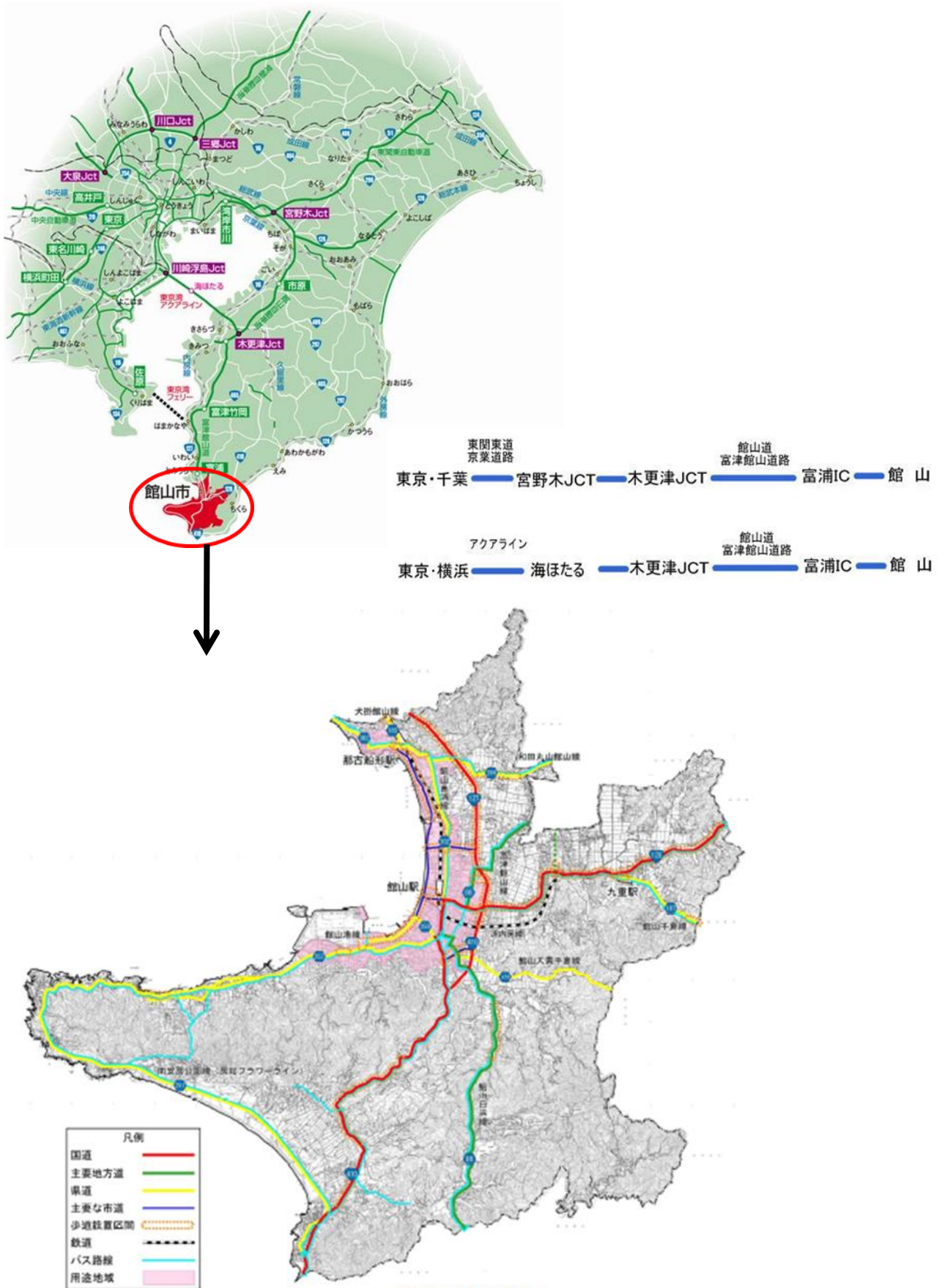
館山市の道路網は、館山バイパス（国道 127 号）、市街地を走る県道館山富浦線、それぞれ隣接する南房総市に接続する国道 128 号・房総フラワーライン・県道館山千倉線・県道館山大貫千倉線・県道館山白浜線を主要幹線とし、これらを補完する市道等により構成されている。

さらに市外の状況として、東京湾アクアラインや館山自動車道の全線開通により首都圏からのアクセスが充実し、自家用車・高速バスの利便性も格段に向上している。

鉄道については、高速道路の整備により高速バスの利用者が増加したこともあり、電車の利用者数は減少傾向にある。しかしながら、公共交通としての東京へのアクセスや他地域への通勤通学の手段としては依然として重要な役割を担っている。鉄道は市内の北部から東部にかけて整備され、市内に 3 駅所在しているものの、上下とも 1 時間に 1 本程度と運行本数は少ない。

市街地は、館山湾を中心として放射状に形成され、市街地以外は主に幹線道路沿道に住宅地等が形成されている。一方で市内の 7 割に相当する土地は山林や田畑等の自然的土地利用がされている。

図表 1-13 館山市の立地とインフラ整備状況



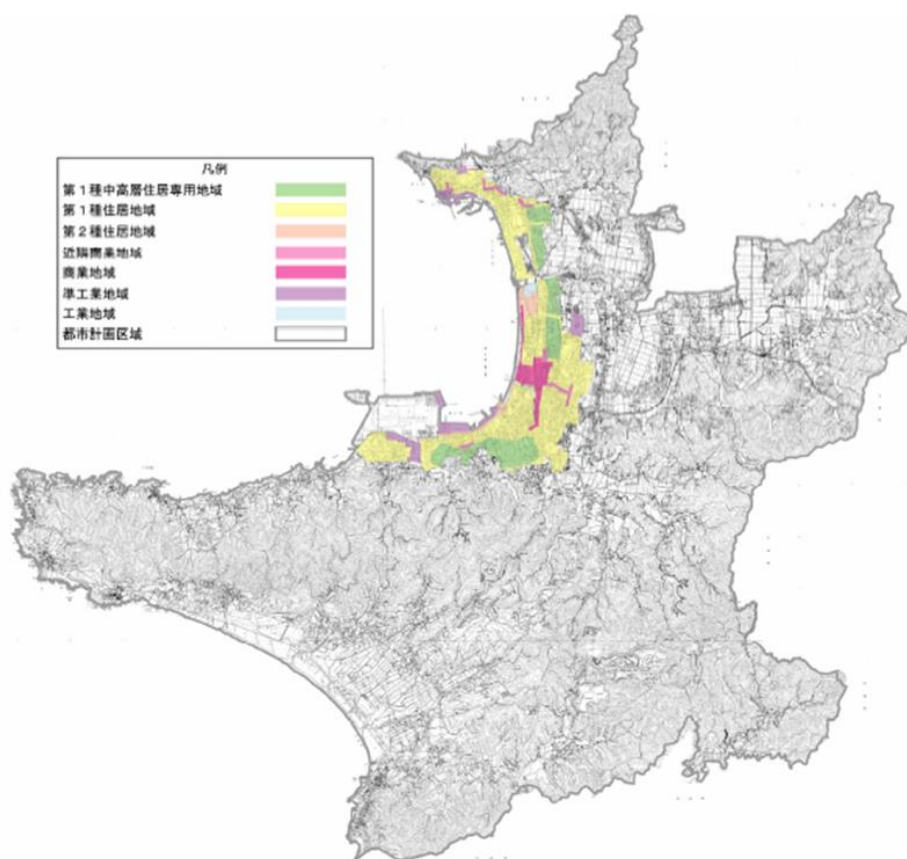
出所) 館山市 HP、館山市都市計画マスタープラン

土地利用の状況では、用途地域を定めていない地域の大部分は、農業振興地域に指定されており、海岸部は、ほぼ全域が国立公園の区域である。

館山駅周辺と市域西部・南部は、街並み景観形成指導要綱による指導地区となっているため、建築物等の整備に当たっては要綱に定める基準を踏まえる必要がある。

工業系の用途地域は市内用途地域指定全体の約8%であり、稲、宝貝地区に計画されていた内陸型の館山工業団地については、計画が白紙となり、市内にまとまった工業用地は存在していない。

図表 1-14 市内用途地域指定状況



用途地域	面積 (ha)
第1種低層住居専用地域	0
第2種低層住居専用地域	0
第1種中高層住居専用地域	140
第2種中高層住居専用地域	0
第1種住居専用地域	477
第2種住居専用地域	26
住居地域	0
近隣商業地域	18
商業地域	38
準工業地域	55
工業地域	5
工業専用地域	0
計	759

出所)館山市 HP、館山市都市計画マスタープラン

(3) 館山工業団地について

館山工業団地は、千葉県が産業立地政策の一環として、平成3年度に県5か年計画に中核工業団地として位置付け、平成4年度に千葉県企業庁が事業着手した。

館山工業団地に係る当時の県の整備目的は、「安房の豊かな自然と調和した工業団地の整備を図り、若年労働力の流出による過疎化傾向にある安房地域の雇用機会の確保と地域の活性化、ひいては県土の均衡ある発展に寄与する」というものである。

しかしながら、平成3年にバブル景気が終焉を迎え、その後の社会経済情勢は右肩下がりの状況が続き、円高や長引くデフレなどを背景に、製造業などの海外移転が相次ぐ中、県内における工場立地の動向は、東京湾アクアラインなどの交通網の整備が進んだにもかかわらず、東京50km圏内や成田国際空港周辺に留まっている。

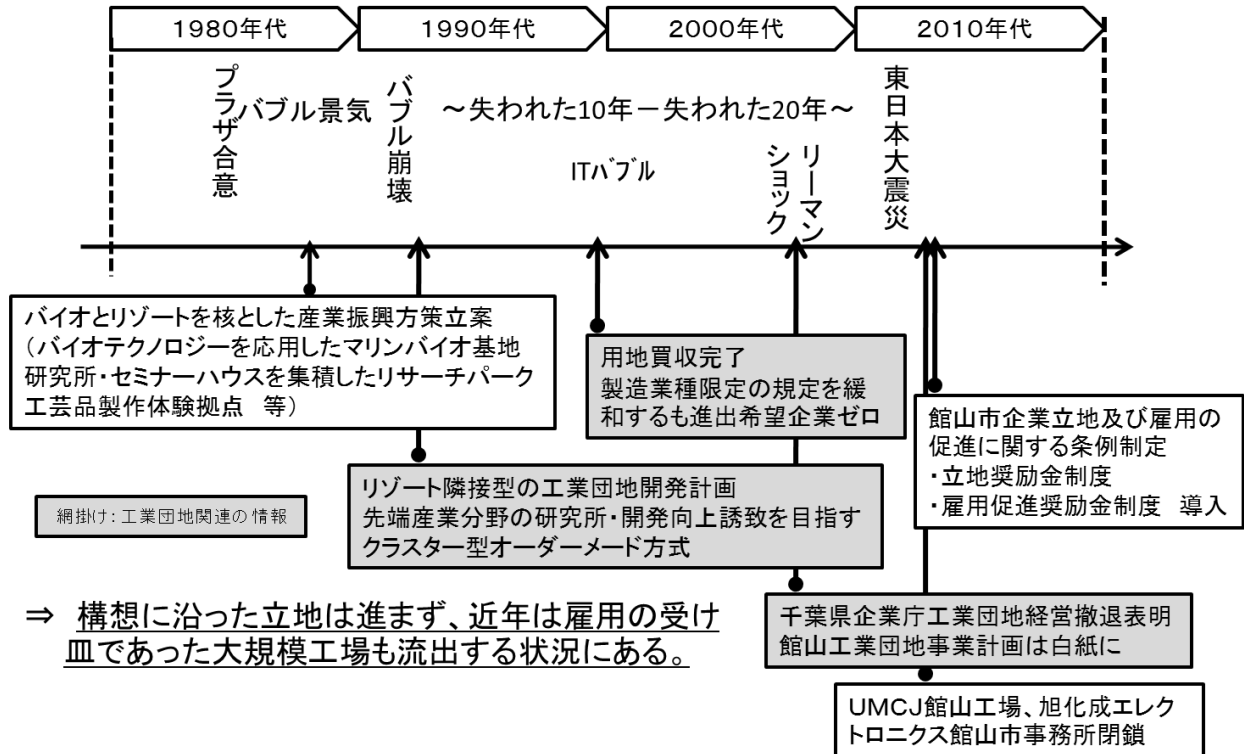
また、館山工業団地については、分譲方式がオーダーメイド型となっており、土地の現況は山林のまま、造成まで数年を要することから、企業ニーズには即応できない状況となっている。

このような中、平成22年度に、企業庁による土地造成整備事業は、平成24年度限りで収束することが決定された。これに続き、平成23年5月には、県商工労働部が工業団地整備検討委員会において、県内7か所の工業団地等の用地を評価した結果を発表、今後、より絞り込んで事業採算性等についての詳細な調査を実施する候補地は、評価の高かった「袖ヶ浦椎の森工業団地」と「茂原にいはる工業団地」の2か所に留まり、館山工業団地は全体の6位という評価であったため、事実上、県による館山工業団地整備事業に終止符が打たれることとなった。

【館山工業団地】

所在地 : 館山市稲・宝贝地内
面積 : 千葉県企業庁取得面積・30.3ha
区域区分 : 都市計画区域・無指定区域
参考価格 : 未定
地域指定 : 工場立地法に基づく「工場適地」
半島振興法に基づく「半島振興対策実施地域」
人口減少地域

図表 1-15 館山市企業誘致等に係る変遷



出所) 新聞情報等より整理

4. 産業の現状と課題

主な産業別の現状と課題は以下のとおりである。

(1) 製造業

前掲図表 1-6 にあるように事業所数・従事者数ともに増加傾向にある。しかし、平成 24 年度には、従事者数約 600 人規模と約 200 人規模の大企業の清算・撤退が決定し、近年は中小企業においても事業所閉鎖が目立ってきている。

平成 25 年には新たな企業の進出、追加設備投資や起業をしやすい環境をつくることを目的として、企業立地及び雇用促進条例を制定している。

また、地域経済の中心である観光業や商工業・農林水産業、交通・運輸など関連業種の連携強化や各産業が情報を共有し連携できる機会の提供や環境づくりをする必要がある。

(2) 旅館業

道路交通網の整備が進み、首都圏からの時間と距離が著しく短縮され来訪しやすくなったことにより、観光客の通過・日帰り型への移行が見受けられる。滞在時間の減少は、消費金額の減にもなるため、宿泊滞在型への転換を推進することが観光産業の発展につながるといえる。

現在、宿泊客増を目指し、海や山といった館山市固有の自然フィールドを活かした体験学習を取り入れた修学旅行をターゲットに顧客の確保に努めている。また、温暖な気候を利用したスポーツ合宿の誘致などに力を入れ、年々成果を上げてきているが、こうした取組の中で、雨天など悪天候時でも、集団で学習できる会議施設やスポーツ施設が少ないことから、これらの施設を完備した受入態勢を構築することが急務であると考えられる。

図表 1-16 観光客入込状況

(単位：千人)

年次	観光客総数	宿泊客	日帰り客
平成 20 年	1,763	439	1,324
平成 21 年	1,780	444	1,336
平成 22 年	1,624	426	1,198
平成 23 年	1,544	365	1,179
平成 24 年	1,708	337	1,371
平成 25 年	1,754	371	1,383

出所)館山市

(3) 情報サービス業

館山市における情報サービス業は事業所数が 6、従事者数が 47 人（平成 24 年経済センサス）であり、全業種に占める割合が非常に小さい業種である。

首都圏から約 2 時間とアクセス性の向上に加え、平成 25 年 3 月には課題であった民間による光ファイバー網の整備が市内全域に整ったことにより、安価で高速な通信ネットワークの恩恵を受ける産

業なら地方にも十分立地可能であることから、情報サービス産業が進出しやすい環境を整備することが求められている。

(4) 農林水産物等販売業

館山市における農林業は、温暖な気候と首都圏に近いことの有利性を活かし、狭隘な耕地を活用し花卉、果樹、野菜の栽培等が盛んに営まれている。

農産物の販売に関しては、小規模な直売所などが多く点在しているが、産業の振興を図るに当たっては、新たな販路拡大や地域ブランド化に対する取組や観光客への直売所の PR、地場産品の消費拡大が必要とされている。

また、水産業は、沿岸漁業を中心として、大型・小型定置網漁業を始め、まき網漁業、釣り、さし網、採藻、採貝など多種多様に行われている。

水産物についても、「館山のさかな」のブランド化などの価格対策や地場産品の消費拡大が課題とされている。

5. 移住・起業の動向

(1) 移住定住について

移住定住を促進することは人口減少を抑え、地域経済の活性化を図る重要な施策であり、館山市では平成 19 年度から、戦後日本の経済成長を支えてきた「団塊世代」といわれる人々が、定年を迎えはじめるのを契機に、この「団塊世代」を本市に呼び込むことを目的として、専任職員を置いて対応を開始した。当初は、移住定住事業に関連する民間団体である NPO 法人「いなかぐらし応援団」や館山商工会議所青年部が創立 50 周年記念事業として立ち上げた「おせっ会」などと連携し、事業を展開してきた。

その後館山市では、移住に関する問合せ件数の増加や相談内容の多様化に応えるため、平成 20 年度に NPO 法人化し、移住定住事業の推進に本格的に取り組んでいた「おせっ会」に平成 24 年度から移住相談業務を委託して体制の強化を図っている。

(2) 移住実態

おせっ会の移住相談を通じた移住者数は、平成 24 年度、25 年度で 105 人である。

図表 1-17 市内への移住者数

		平成 24	割合 (%)	平成 25	割合 (%)	合計 (人)	割合 (%)
		年度 (人)		年度 (人)			
年齢層	60 歳以上	3	6.4	4	6.9	7	6.7
	50 歳代	6	12.8	1	1.7	7	6.7
	40 歳代	10	21.3	16	27.6	26	24.8
	30 歳代	16	34.0	20	34.5	36	34.3
	20 歳代	8	17.0	5	8.6	13	12.3
	未成年	4	8.5	12	20.7	16	15.2
合計		47		58		105	

出所)NPO 法人おせっ会 平成 26 年 3 月 31 日現在

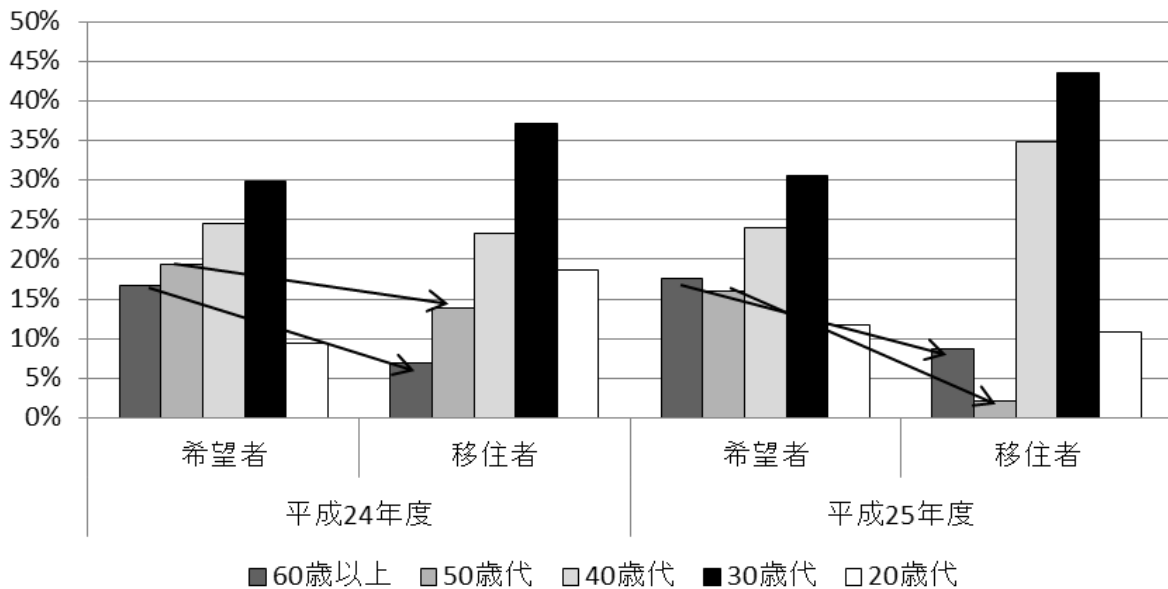
移住者の年齢層では、30 歳～40 歳代が 6 割程度を占めている。20 歳代も含めると約 7 割となっている。50 歳代、60 歳代については、移住を希望する割合に対して、実際の移住にはつながっていない傾向がある。

図表 1-18 移住希望者数と移住者数

	(人)	平成24年度		平成25年度	
		希望者	移住者	希望者	移住者
年齢層	60歳以上	32	3	33	4
	50歳代	37	6	30	1
	40歳代	47	10	45	16
	30歳代	57	16	57	20
	20歳代	18	8	22	5
	未成年	21	4	49	12
合計		212	47	236	58

出所)NPO 法人おせっ会

図表 1-19 館山市への移住希望者と移住者の状況



※未成年者は母数から除く

出所) NPO 法人おせっ会

(3) 移住定住相談の現状

実際の移住相談は、当初見込んでいた「団塊世代」より、30代、40代の「子育て世代」からの相談が多く、傾向として「定年退職後、ゆっくりと田舎暮らし」より「豊かな自然環境での子育て」を希望する人が多いことが把握された。

移住相談を通じて館山市へ移住する人は年々増加傾向にあり、これからも増加が見込まれる。館山市では今後も個々の事情に配慮した丁寧な対応を心掛け、一人でも多くの方の移住につなげていく方針である。

(4) 起業実態

現在館山市では、館山市起業支援補助金を設け、産業の振興を図るため、市内において起業する個人、法人に対し、その経費の一部を補助している。対象は、起業を目的とする事業所等の開設に要する経費への補助と、起業を目的とする事業所等の賃借に要する経費への補助となっている。

起業支援補助金利用者の実態は以下のとおりで平成24年度、25年度の申請者のうち3分の1は移住者である。

図表 1-20 起業支援補助金利用者

申請者	業種	申請年度	年代	備考
個人	食品・ 雑貨販売	H24	40代	移住
法人	食品製造・販売	H24	50代	移住
法人	介護保険事業	H24	40代	
個人	農産物の加工・販売	H25	50代	
法人	介護保険事業	H25	50代	
個人	ネイルサロン	H25	30代	
個人	歯科技工業	H25	40代	
個人	鍼灸マッサージ治療院	H25	30代	移住
個人	歯科技工業	H26	40代	

出所)館山市

第2章 市内企業及び市民・移住希望者等の 実態・意向把握

第2章 市内企業及び市民・移住希望者等の実態・意向把握

1. 市内企業へのアンケート調査概要

(1) 目的

市内に立地する事業者の皆様により市内での企業活動における特徴をお聞きし、今後の市内における雇用と居住の在り方を考える上での基礎資料とする。

(2) 対象者

エリア：館山市

対象者：市内に立地する事業者のうち、無作為に抽出した約1,300社を対象

※市内事業所総数は3,030事業所（経済センサスH24）

回答数：440社（回答率約34%）

(3) 実施期間

平成26年9月12日～9月22日

(4) 調査項目

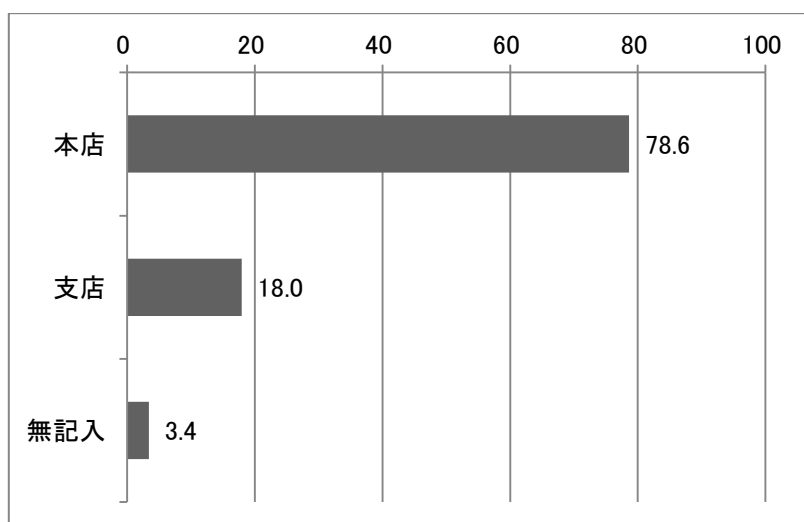
資料編『「館山市企業誘致基本方針（仮）」策定に関するアンケート調査』参照

(5) 結果

①事業所の概要

本店・支店の別は、「本店」が346事業所、「支店」が79事業所で、本店が全体の約8割となっている。

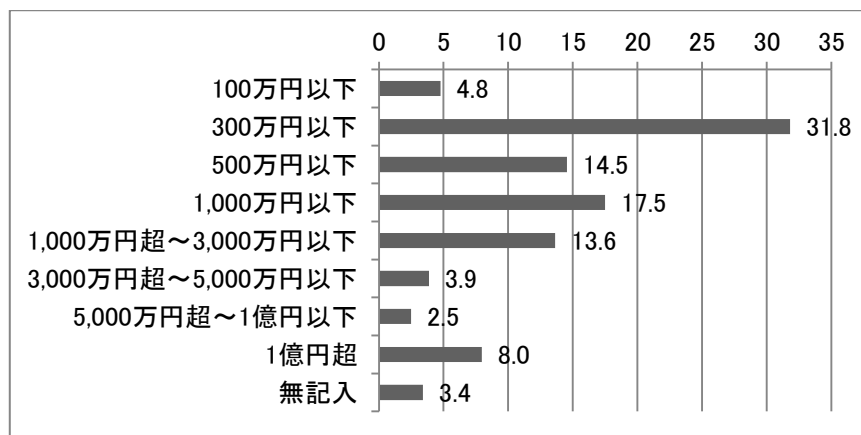
図表 2-1 本店・支店の別 (単位：%)



資本金は、「300万円以下」が約3割と最も多くなっている。また、「1,000万円以下」の事業所は約7割、1,000万円超～1億円超の事業所は約3割程度となっている。

図表 2-2 資本金(支社・支店の場合は、企業全体の資本金)

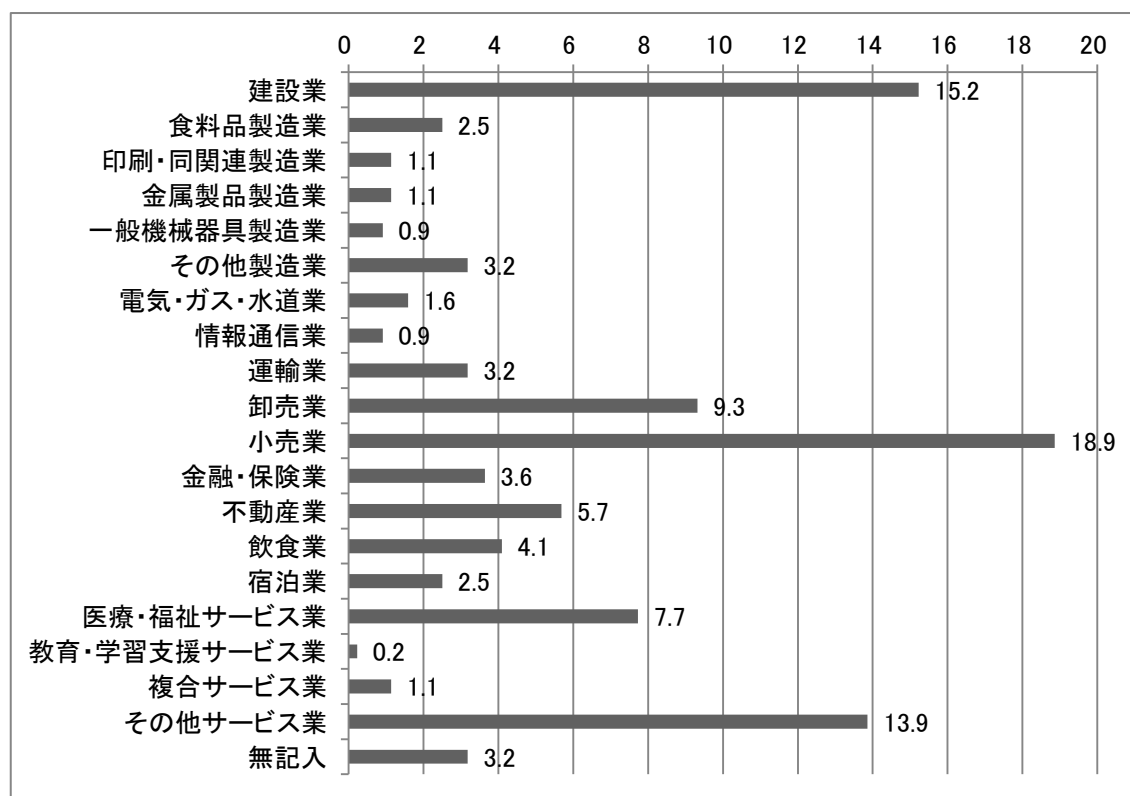
(単位：%)



業種は、「小売業」「建設業」「その他サービス業」の順となっており、これらの上位3位の業種が全体の約5割を占めている。

図表 2-3 業種

(単位：%)

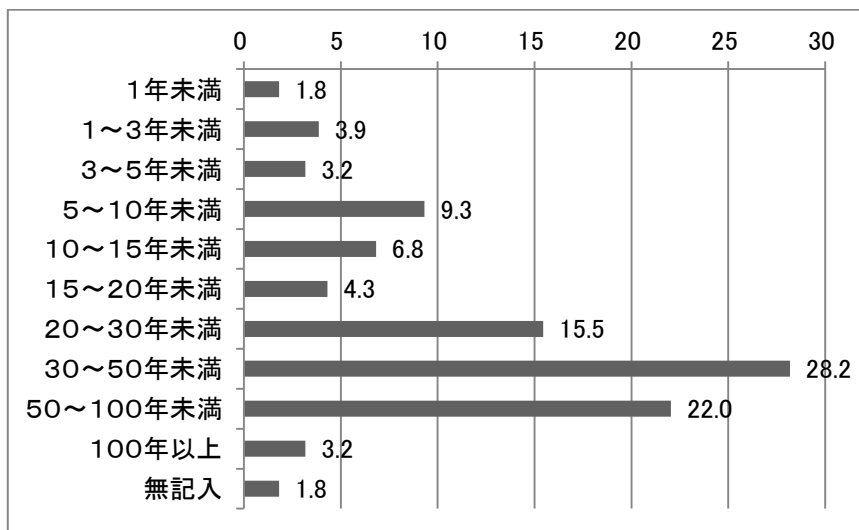


館山市内での操業期間は、「30～50年未満」の割合が最も多く、30年以上操業する事業者は全体の約5割を占めている。

一方、10年未満の事業者は全体の約2割である。

図表 2-4 操業期間

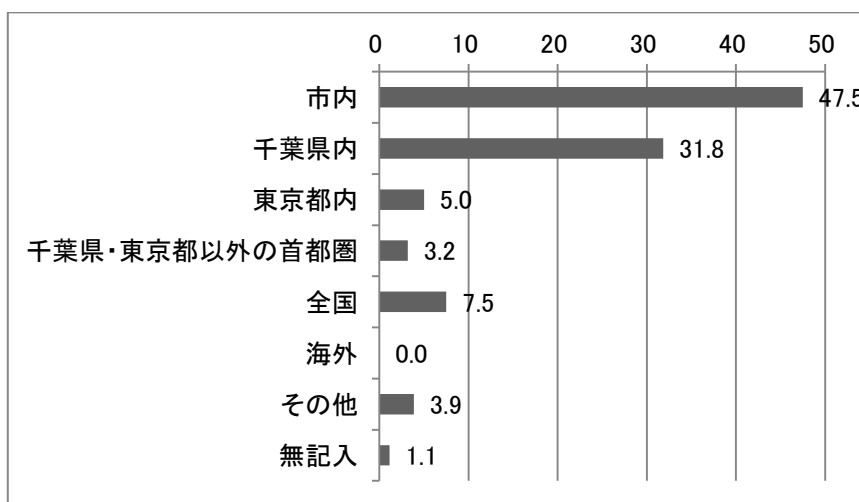
(単位：%)



主な取引先の立地場所は、「市内」、及び「千葉県内」が全体の約8割を占めている。一方、「海外」との取引は0件となっている。

図表 2-5 主な取引先の立地場所

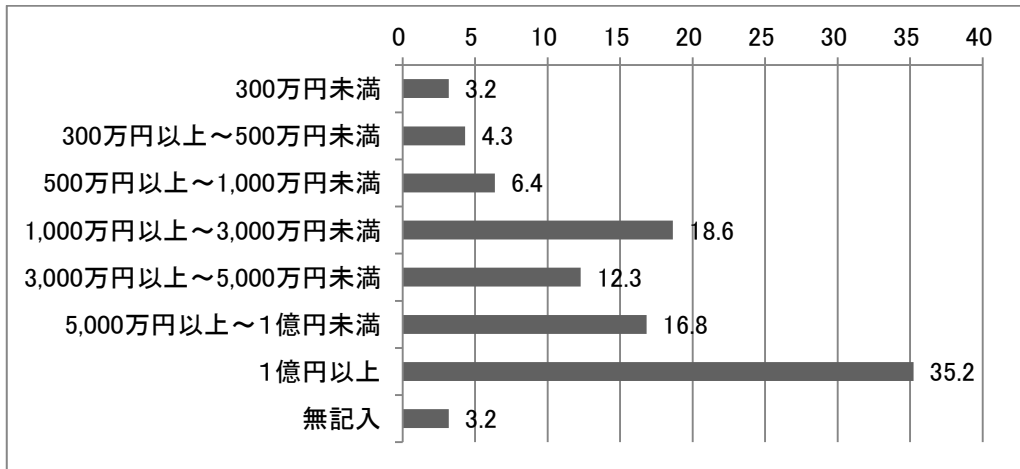
(単位：%)



売上規模は、「1億円以上」が全体の約4割を占めている。また、1,000万円以上の事業者は全体の約9割となっている。

図表 2-6 事業所の売上規模

(単位：%)

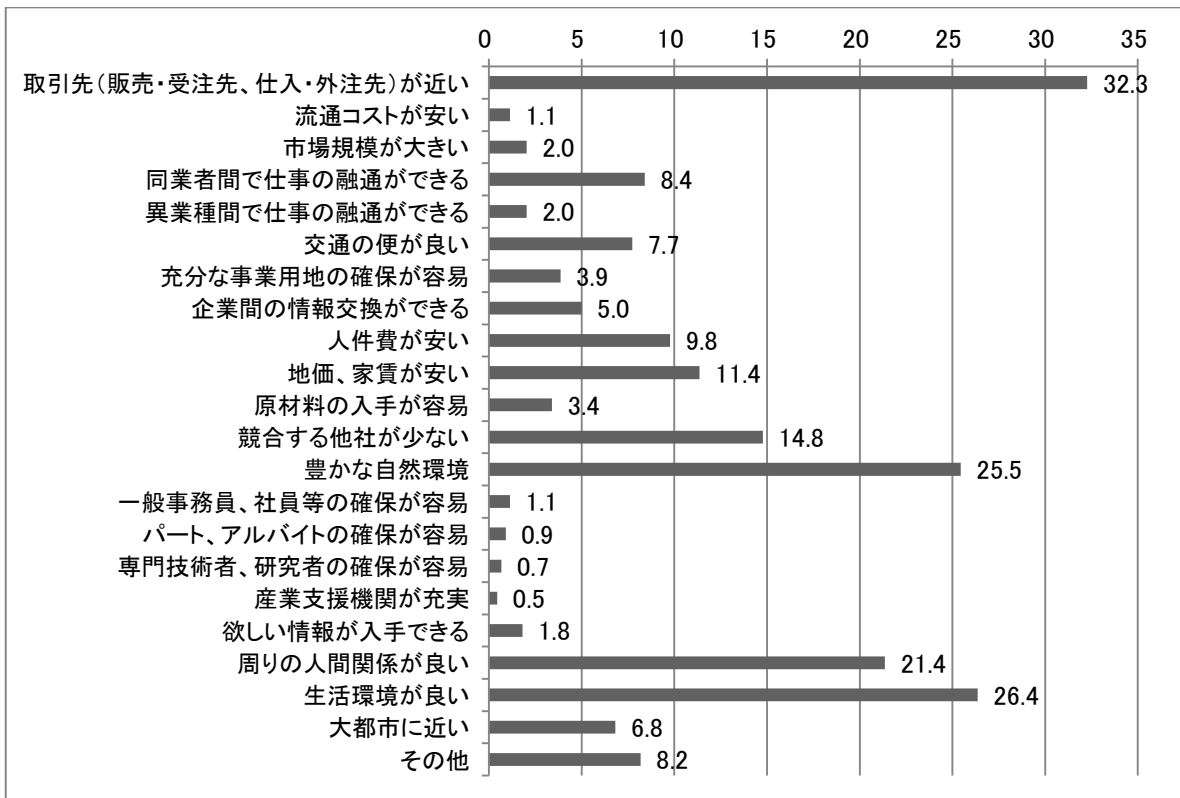


②館山市内での企業活動について

企業活動を行う上での館山市の強み（メリット）は、「取引先（販売・受注先、仕入・外注先）が近い」が約3割と最も多く、次いで、「生活環境が良い」「豊かな自然環境」となっており、ビジネス面の利便性だけでなく、生活環境においても評価が高くなっている。

図表 2-7 企業活動を行う上での館山市の強み(メリット) (3つまで選択)

(単位：%)



業種別で企業活動を行う上での館山市の強み（メリット上位5項目）に関して、「取引先（販売・受注先、仕入・外注先）が近い」は建設業、「競合する他社が少ない」はその他サービス業、「豊かな自然環境」は医療・福祉サービス業、「周りの人間関係が良い」は医療・福祉サービス業、「生活環境が良い」は小売業が高い割合となっている。

図表 2-8 業種別：企業活動を行う上での館山市の強み（メリット）

（単位：％）

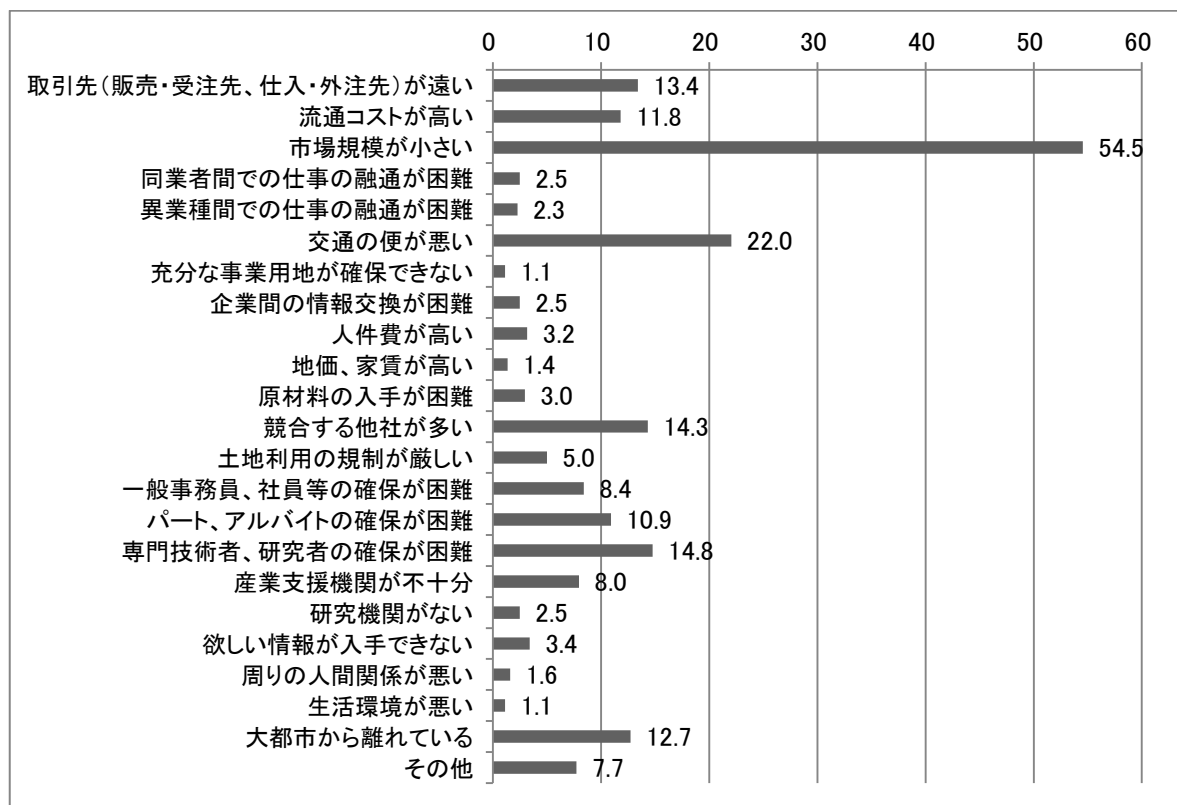
	建設業	食料品製造業	印刷・同関連製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	その他製造業	電気・ガス・水道業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	金融・保険業	不動産業	飲食業	宿泊業	医療・福祉サービス業	教育・学習支援サービス業	複合サービス業	その他サービス業
取引先（販売・受注先、仕入・外注先）が近い (N=142)	22.5	2.1	1.4	0.0	0.0	2.1	2.1	0.0	3.5	16.2	16.9	5.6	2.1	2.1	0.7	2.1	0.0	2.1	18.3
競合する他社が少ない (N=65)	16.9	4.6	0.0	1.5	0.0	4.6	3.1	1.5	1.5	12.3	12.3	4.6	3.1	6.2	3.1	4.6	0.0	0.0	20.0
豊かな自然環境 (N=107)	7.5	3.7	0.9	0.0	0.9	4.7	0.0	0.9	4.7	8.4	15.9	0.0	11.2	3.7	9.3	17.8	0.9	0.9	8.4
周りの人間関係が良い (N=92)	13.0	3.3	1.1	0.0	0.0	1.1	3.3	2.2	4.3	8.7	15.2	7.6	5.4	5.4	1.1	16.3	0.0	1.1	10.9
生活環境が良い (N=115)	10.4	2.6	1.7	1.7	0.9	2.6	0.9	2.6	0.0	8.7	22.6	6.1	4.3	5.2	1.7	16.5	0.0	0.0	11.3

*業種が無回答のものは除く。

企業活動を行う上での館山市での弱み（デメリット）は、「市場規模が小さい」が約5割と最も多くなっている。これは、前述の「主な取引先の立地場所」（図表 2-5）から見てもわかるように、取引先が県内という事業所が大半であるためと考えられる。

図表 2-9 企業活動を行う上での館山市の弱み（デメリット）（3つまで選択）

（単位：％）



業種別で企業活動を行う上での館山市の弱み（デメリット上位5項目）に関して、「取引先が遠い」「市場規模が小さい」「交通の便が悪い」「競合する他社が多い」は小売業、「専門技術者、研究者の確保が困難」はその他サービス業が高い割合となっている。

図表 2-10 業種別：企業活動を行う上での館山市の弱み(デメリット)

(単位：%)

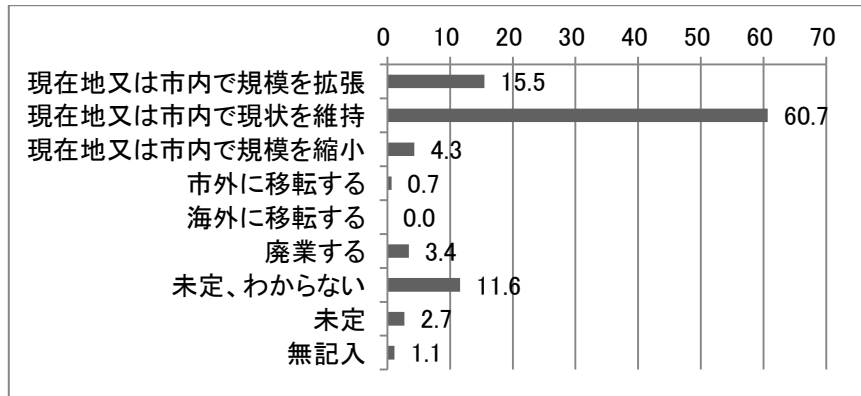
	建設業	食料品製造業	印刷・関連製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	その他製造業	電気・ガス・水道業	情報通信業	運輸業	卸売業	小売業	金融・保険業	不動産業	飲食業	宿泊業	医療・福祉サービス業	教育・学習支援サービス業	複合サービス業	その他サービス業
取引先 (販売・受 注先、仕 入・外注 先)が遠 い(N=57)	12.3	1.8	0.0	7.0	5.3	7.0	1.8	3.5	1.8	14.0	17.5	0.0	1.8	1.8	3.5	8.8	0.0	1.8	10.5
市場規模 が小さい (N=235)	17.4	1.7	1.7	0.4	0.9	1.7	0.9	0.9	3.0	11.1	23.0	5.1	4.7	4.7	1.3	7.2	0.0	1.7	12.8
交通の便 が悪い (N=95)	15.8	1.1	0.0	0.0	2.1	3.2	1.1	0.0	2.1	10.5	21.1	3.2	2.1	4.2	2.1	15.8	0.0	3.2	12.6
競合する 他社が多 い(N=63)	12.7	0.0	3.2	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	1.6	12.7	30.2	3.2	3.2	4.8	1.6	4.8	0.0	3.2	17.5
専門技術 者、研究 者の確保 が困難 (N=63)	19.0	3.2	1.6	3.2	1.6	9.5	1.6	3.2	4.8	0.0	4.8	0.0	3.2	1.6	1.6	19.0	0.0	1.6	20.6

*業種が無回答のものは除く。

今後の事業継続は、「現地又は市内で現状を維持」が約6割となっており、「現地又は市内で規模を拡張」を含めると約8割の事業者が市内での拡張・現状維持を希望している。

図表 2-11 今後の事業継続について

(単位：%)

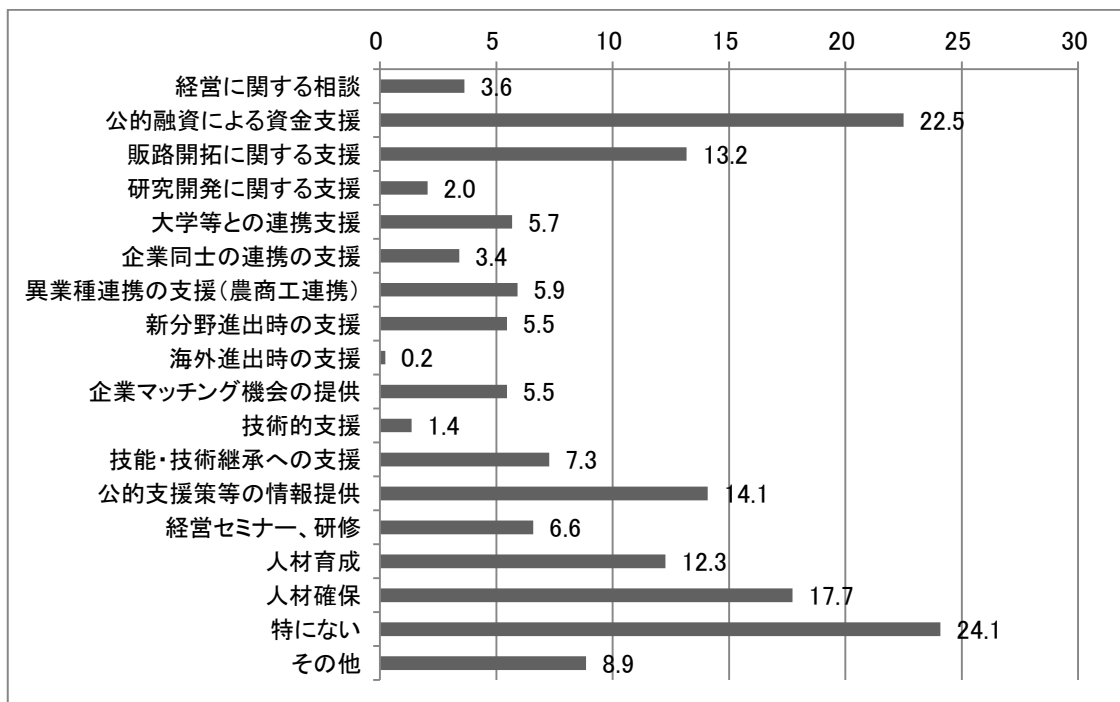


行政に求める支援事項は、「特にない」が最も多くなっている。次いで、「公的融資による資金支援」「人材確保」「公的支援策等の情報提供」など、資金、人材、情報提供に関する支援要望が多い。

逆に、「海外進出時の支援」「技術的支援」「研究開発に関する支援」などの支援要望は少なくなっている。

図表 2-12 館山市内での事業活動に当たり行政に求める支援事項(○は3つまで)

(単位：%)

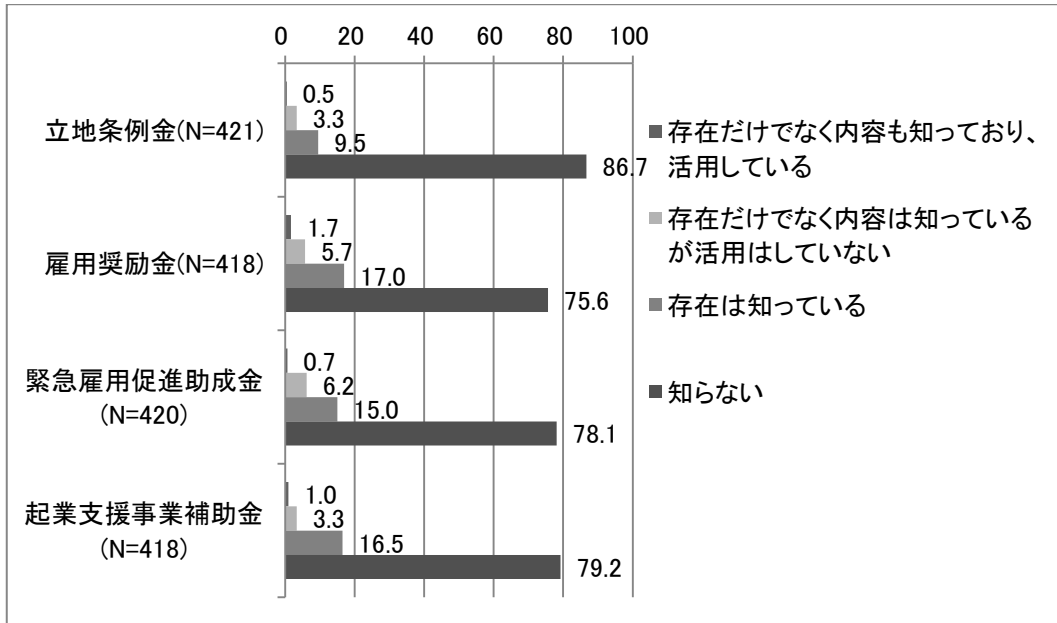


③市の支援制度について

市の支援制度については、認知度が低く、周知不足がうかがえる。また、支援制度の存在を知ってはいるが、活用したことがないとの回答のうち、「特に支援を必要としていないため」がどの制度においても、もっとも高くなっている。

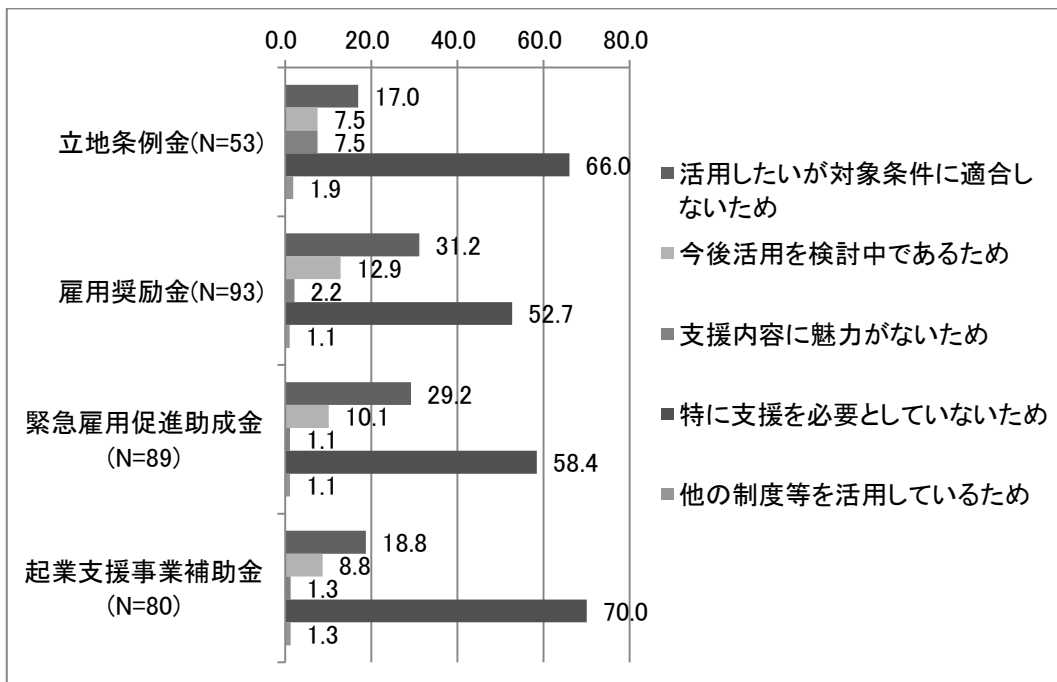
図表 2-13 支援制度について

(単位：%)



図表 2-14 「存在だけでなく内容は知っているが活用はしていない」又は「存在は知っている」を選択された理由

(単位：%)

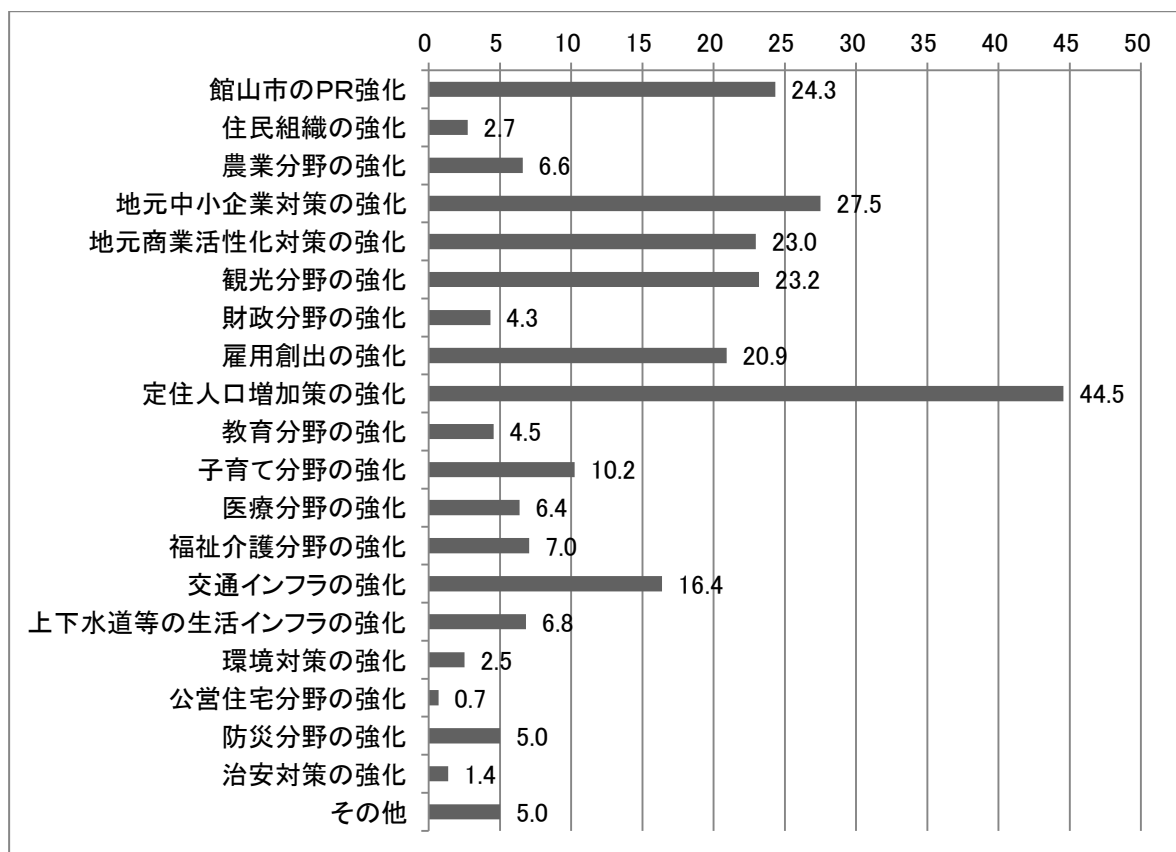


④行政が力を入れるべき対策について

事業を行っていく上で、行政が力を入れるべき対策は、「定住人口増加策の強化」が約4割と最も高く、次いで、「地元中小企業対策の強化」「館山市のPR強化」「観光分野の強化」「地元商業活性化対策の強化」など、今ある資源や館山市の特性を活かした対策が求められている。

図表 2-15 行政が力を入れるべき対策について

(単位：%)



2. 近年市内に進出又は移住して起業した事業者へのヒアリング調査概要

館山市での起業や創業についての強み・弱みを把握するため、近年市内に進出又は移住した下記の事業者に対しヒアリングを行った。

図表 2-16 ヒアリング対象者

	事業者名	業種
1	おかもファーム圃場	農業
2	和からだみなおし処	健康
3	富崎ベーカリー	製造
4	SEA DAYS	飲食・健康
5	亀田総合病院	医療
6	ブルーブルー株式会社	製造
7	百笑園	農業
8	株式会社ろくや	観光

ヒアリングから把握された具体的な強み・弱みは以下のとおりである。

(1) 強み

①環境・立地面

- 外洋と内湾の両方の特性を兼ね備え、多様なマリンアクティビティに対応できる自然環境。
- 首都圏から車で2時間程度の距離で海に沈む夕日が見られる希少な自然環境。
- 初心者が農業を始めるのに適した年間を通して安定した気候と肥沃な土壌。
- 大消費地東京に新鮮な状態で野菜を配達でき、消費者も農場を見に来られる立地。
- 手つかずの自然が残る環境で都会的な生活を送りながら心と体のバランスを取るアクティビティ（サーフィンとヨガとランニング）を生活に取り入れることができる貴重な立地。
- IT系の開発合宿を実施可能なインフラを有する。
- マクロな視点での「TOKYO」のブランドを持ちながら、「TOKYO」にはないきれいな海と空といった自然環境を提供可能な立地。
- マリンレジャー系産業で国際的な競争力を有する日本にあって、説得力のあるマリンレジャー系産業の立地可能性を有する環境。

②機能面

- 高齢化が進行する首都圏において、南房総エリアでの救急医療体制が確立されており、市内では専門医を有する総合病院に対してその約9割の医療が提供可能なスキルを持つ家庭医が存在するファミリークリニックでの医療サービスが提供可能。
- エリア内に総合病院と市内に系列のファミリークリニックが存在しており臨床環境が整っているため、医療系ロボットの研究開発産業の立地可能性を有する。

- 一定のマーケットを有する釣りファンを対象にサービスを提供することで、船宿のような既存のマリンレジャー産業の再活性化の可能性を有する。
- 海岸通りは都市構造を改善することで新たな集客拠点整備の可能性を有する。
- ビジネスコミュニティにもネットワークをつなげることができる移住支援 NPO が存在。

(2) 弱み

①人材面

- 地元での就職を希望する人材に対する地元での求人ニーズに対応した教育機関が少ない。
- 館山の主要産業である観光に対する関係者の意識の低さが、地元での観光への就業意欲を低下させている。
- 館山のリーディング企業の企業マインドを前面に出した求人が出来ていない状況。

②情報面

- 館山での就農希望者に対する農地と住まいの両面での情報提供がなされていない。また、耕作放棄地だけでなく現在活用されている農地でも転貸可能性のある農地に関する情報の収集不足。
- 観光に関しては南房総エリアの各自治体が個別に費用を投じて PR を行っており、観光客目線に立った南房総エリアとしてのまとまった情報発信やプラットフォーム化が出来ていない。
- 進出企業に対して資材の確保等のスタートアップを支援できる地元企業情報が十分に整備されていない。

③インフラ面等

- 下水道普及率の低さ。
- 地域医療を実施するに当たってはそれなりの人員と医療機器等の設備投資が必要になる。これを地元需要だけで支えるのは困難なため、それ以上の需要にも対応する必要がある。地域需要以上の一定の需要を下支えする誘客のための魅力づくりが不十分。
- 観光、飲食面での強みとなる地場産品が地元で入手できる流通体系が整備されていない。
- 各地域が有する魅力をつなぎ合わせる工夫が不十分。

3. 市民へのアンケート調査概要

(1) 目的

館山市内居住者に対し今後の市内での定住意向を確認する。

(2) 対象者

エリア：館山市

対象者：Web 調査モニターに登録している千葉県館山市内の 20 代～60 代の住民（120 名）

(3) 実施期間

平成 26 年 9 月 12 日～9 月 16 日

(4) 調査項目

資料編『館山市内居住者への市内定住意向アンケート調査』参照

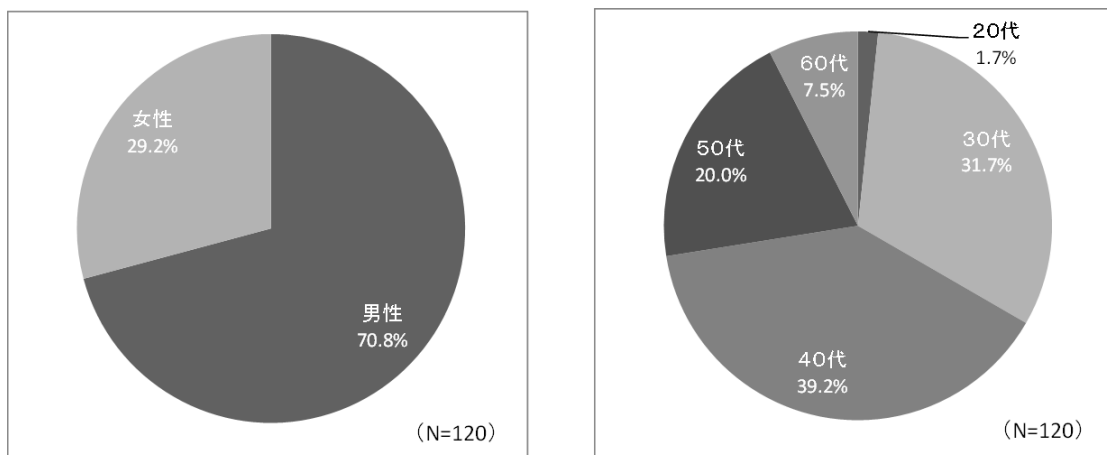
(5) 結果

①回答者属性について

男女別では男性 7 割、女性 3 割。

年代別では 30 代～50 代が約 9 割、平均年齢は 44.5 歳。

図表 2-17 回答者の性別と年代

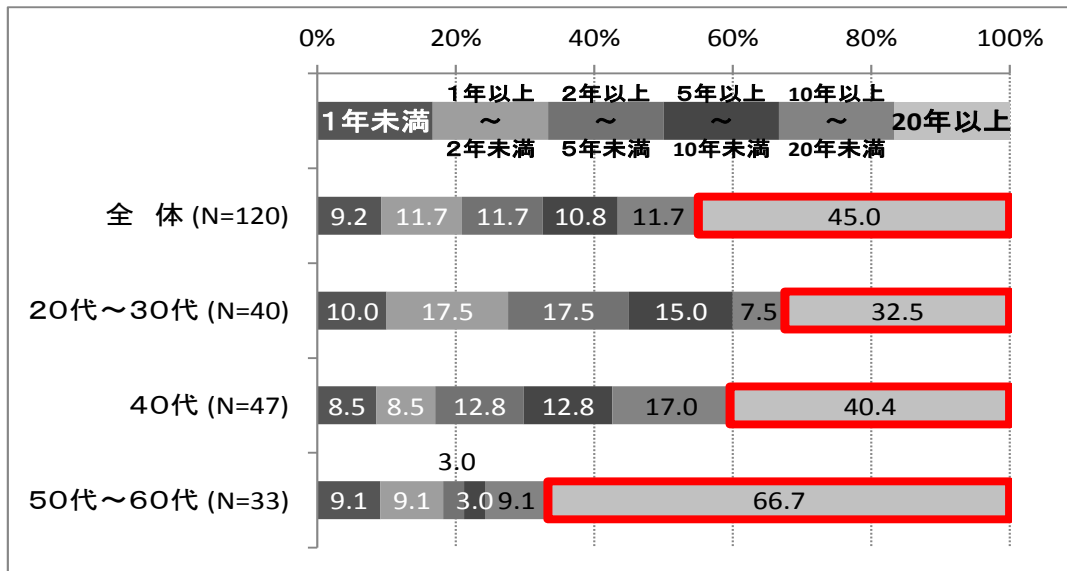


②館山市での合計の居住年数について

回答者の約半数が館山市に合計 20 年以上居住している。

年代別にみると、各年代ともに、20 年以上館山市に居住している人が最も多く、20 代～30 代では約 3 割、40 代では約 4 割、50 代～60 代では約 7 割を占めている。

図表 2-18 館山市での合計居住年数



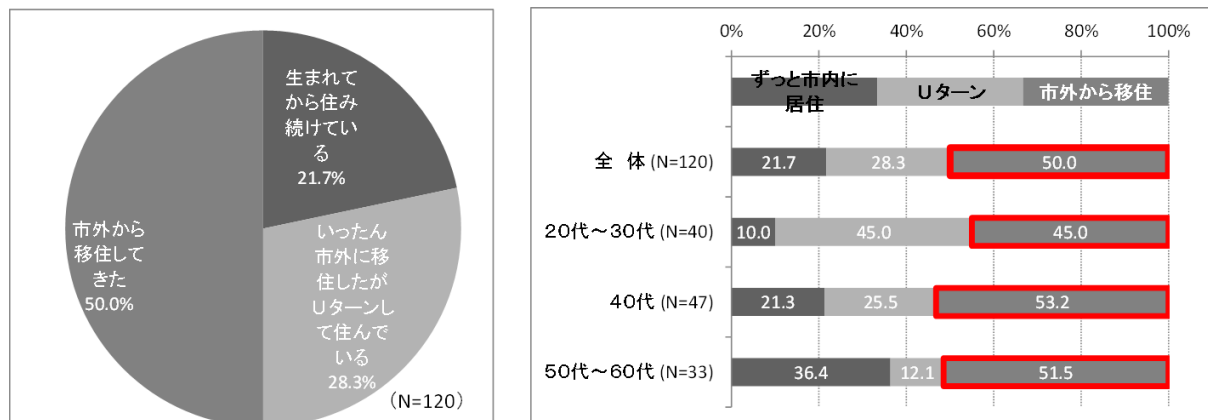
③館山市での居住状況について

全体では「市外から移住してきた」が半数を占め、「いったん市外に移住したがUターンして住んでいる」約 3 割、「生まれてから住み続けている」約 2 割と続いている。

生まれてから住み続けている割合は低く、20 年以上居住している割合の高い 50 代～60 代においても、半数以上が市外からの移住あるいは一旦市外に出てから移住している状況である。

年代が下がるほど「生まれてから住み続けている」割合は小さくなるが、Uターンの割合は大きくなっており、20 代～30 代では市外からの移住と同数である。

図表 2-19 館山市での居住状況(総数・年代別)

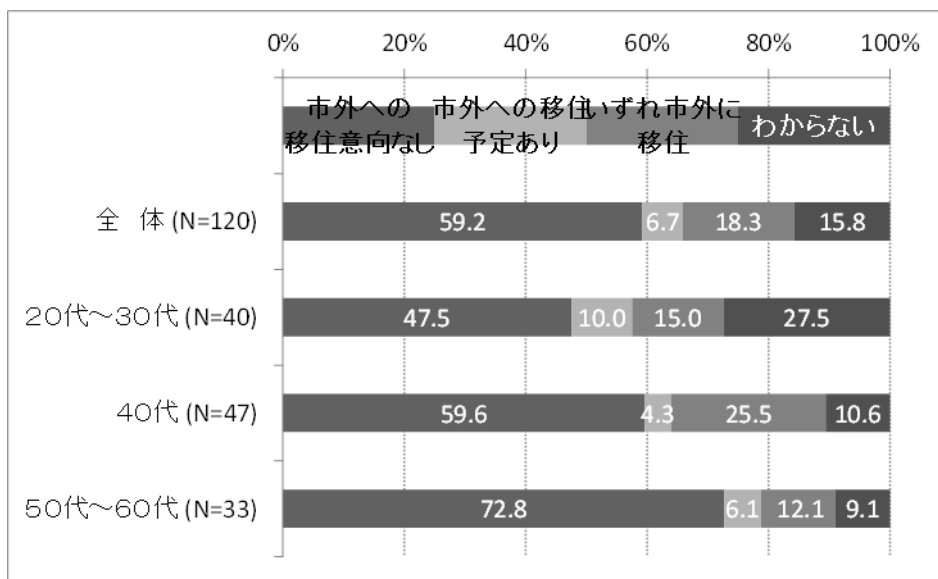


④今後の市外への移住意向について

全体では約6割が「市外への移住意向はない」としており、年代が高いほどその傾向がみられるが、40代以下の各層では約3割が「移住予定あり」「いずれ移住」と、市外への移住意向がある。

居住年数別にみると、居住年数20年以上では「市外への移住意向はない」とする割合が約8割と高く、定住化が進んでいるが、同20年未満の各層では約半数、ないし、それ以下にとどまっている。特に、居住年数1年未満では、市外への移住意向が6割強に達している。

図表 2-20 館山市街への移住意向



図表 2-21 居住年数別・館山市外への移住意向

(単位：%)

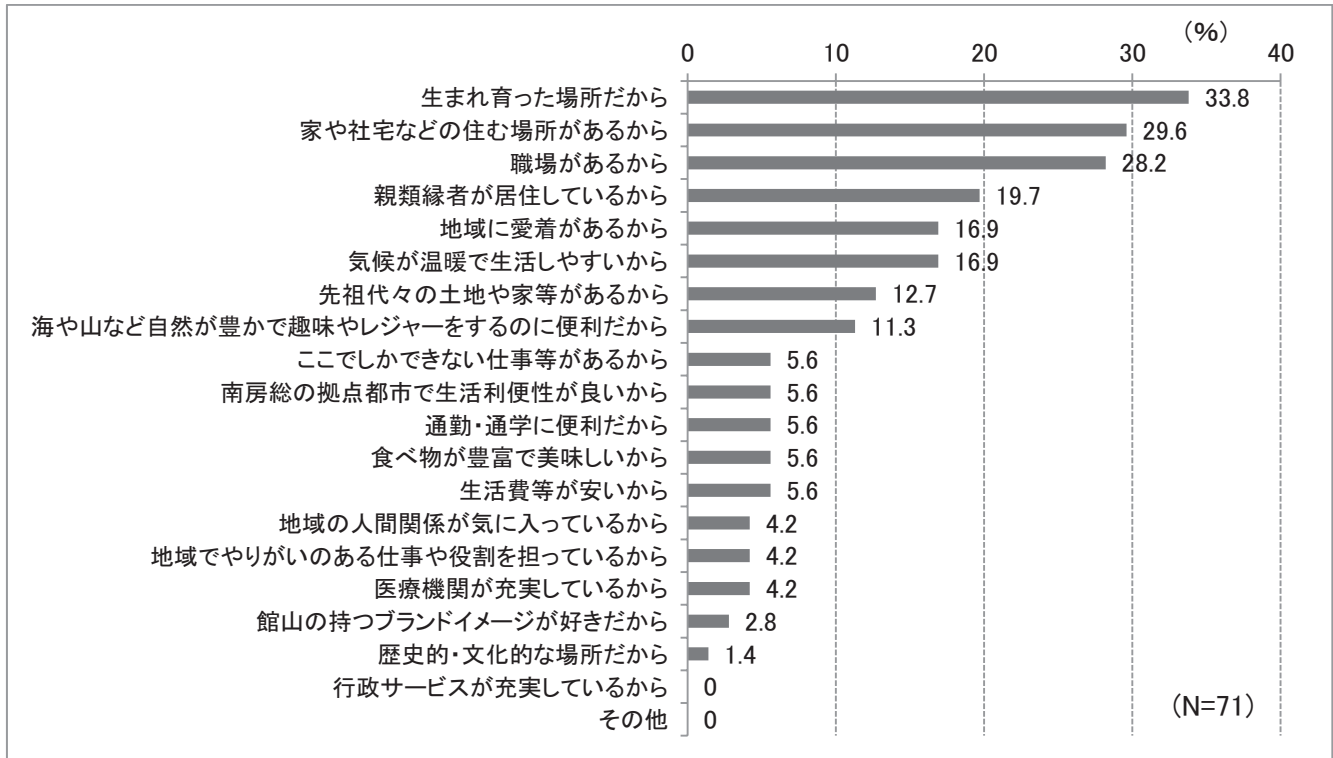
	市外への移住意向はない	市外へ移住の具体的な予定がある	具体的な予定はないが、いずれ市外に移住する	よくわからない
全体 (N=120)	59.2	6.7	18.3	15.8
1年未満 (N=11)	27.3	-	63.6	9.1
1年以上~2年未満 (N=14)	50.0	14.3	21.4	14.3
2年以上~5年未満 (N=14)	28.6	28.6	21.4	21.4
5年以上~10年未満 (N=13)	46.2	-	23.1	30.8
10年以上~20年未満 (N=14)	50.0	7.1	28.6	14.3
20年以上 (N=54)	81.5	1.9	3.7	13.0

⑤市外への移住意向がない理由について

「市外への移住意向はない」とした人の理由は、「生まれ育った場所だから」「家や社宅などの住む場所があるから」「職場があるから」（それぞれ約3割）が上位である。以下、これらに関連した地縁的理由が続いている。

利便性やメリット、地域の魅力に関する理由は少ない。

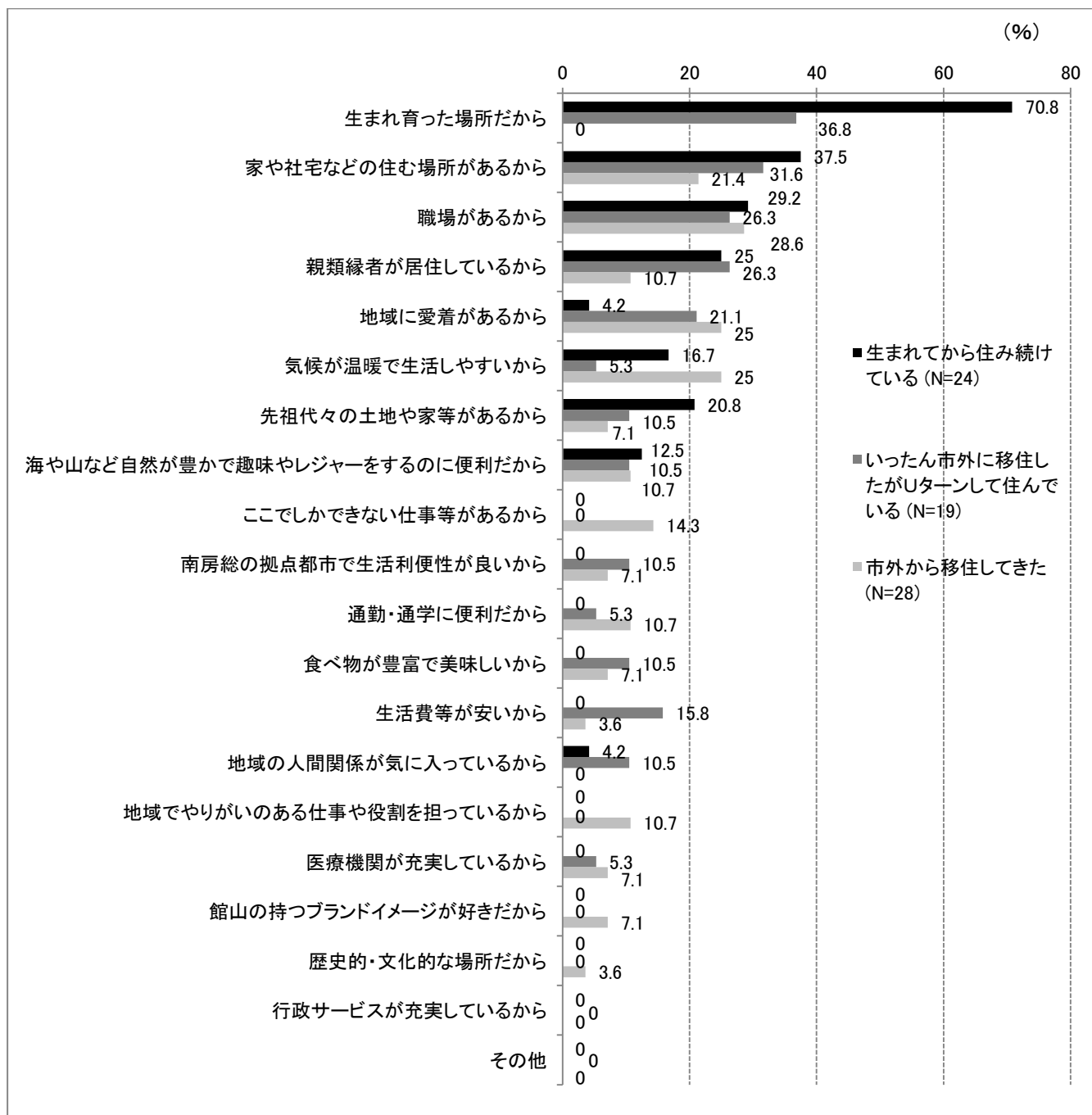
図表 2-22 館山市外への移住意向がない理由(3つまで選択)



「市外への移住意向はない」とした人の理由について居住状況別にみると、生まれてから住み続けている人は、前記の地縁的理由が主である。

利便性やメリット、地域の魅力に関する理由を挙げたのは主にUターン層及び市外から移住してきた層だが、それほど多くはない。

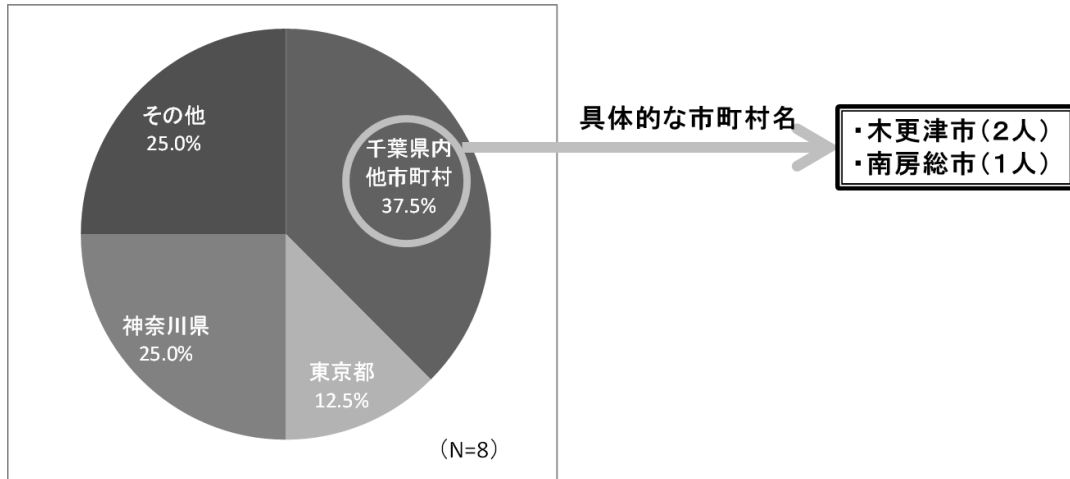
図表 2-23 居住状況別・館山市外への移住意向がない理由(3つまで選択)



⑥具体的な移住予定先と移住理由について

市外へ移住の具体的な予定がある人の移住先は、県内他市町村では木更津市、南房総市との回答であり、他県では東京都、神奈川県が挙げられている。

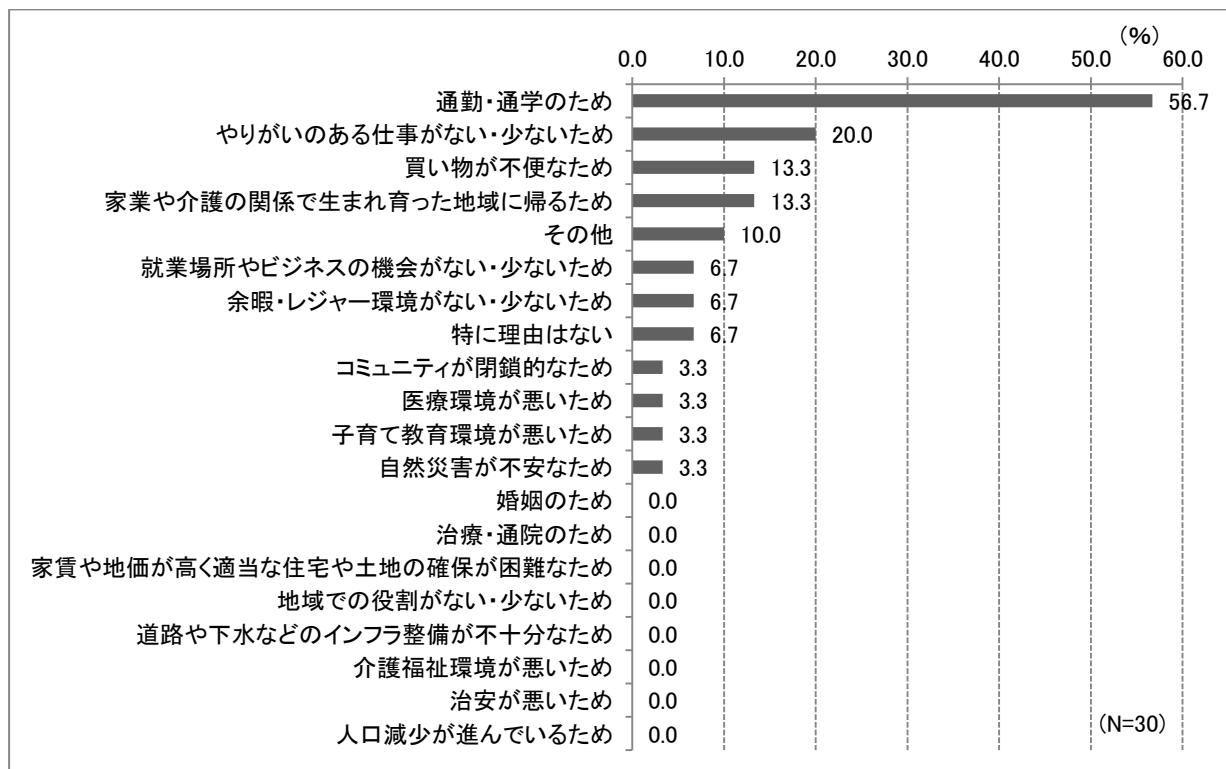
図表 2-24 具体的な移住予定先



市外への移住意向がある人の移住理由としては「通勤・通学のため」を挙げる割合が約6割、続いて「やりがいのある仕事がない・少ないため」が2割と続いている。

その他の理由についてはごく僅かである。

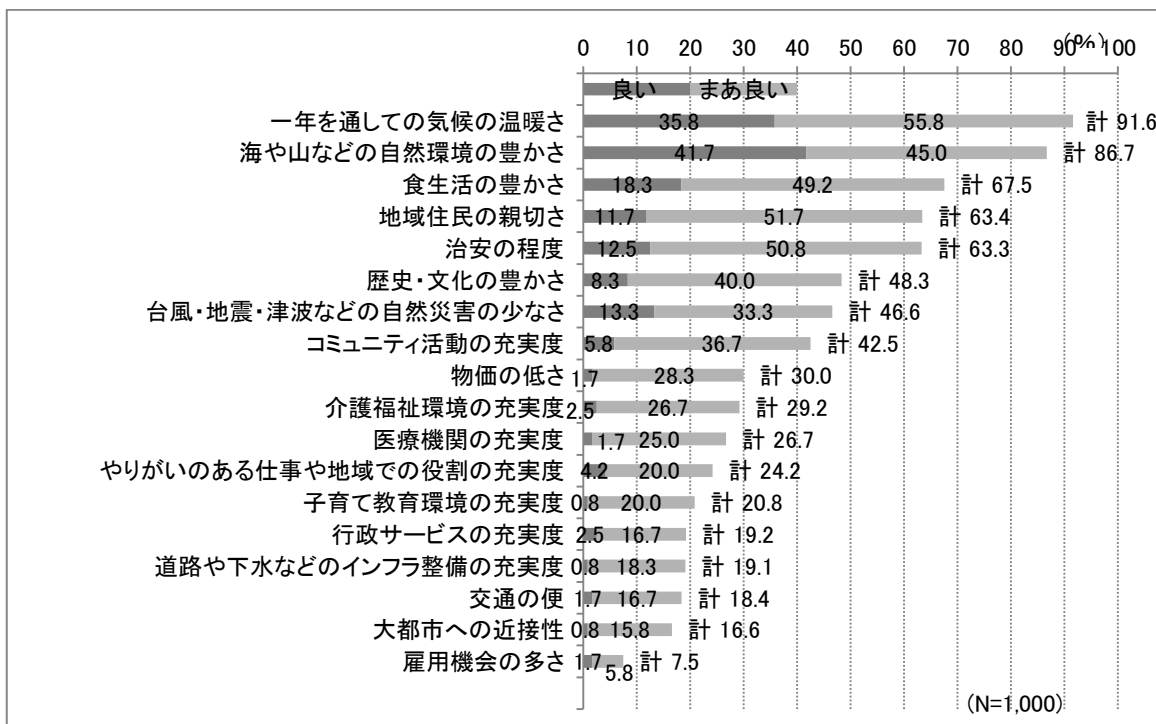
図表 2-25 移住理由 (3つまで選択)



⑦館山市への評価について

館山市への評価では、自然・気候、食生活、治安、地域住民については好評価である。
逆に、医療・福祉、雇用などに関する項目について、良いとの評価は少ない。

図表 2-26 館山市への評価



図表 2-27 館山市への評価(詳細)

(単位：%)

	良い	まあ良い	どちらとも いえない	あまり良く ない	良くない
一年を通しての気候の温暖さ	35.8	55.8	8.3	-	-
海や山などの自然環境の豊かさ	41.7	45.0	12.5	0.8	-
食生活の豊かさ	18.3	49.2	30.0	0.8	1.7
地域住民の親切さ	11.7	51.7	32.5	3.3	0.8
治安の程度	12.5	50.8	34.2	1.7	0.8
歴史・文化の豊かさ	8.3	40.0	42.5	6.7	2.5
台風・地震・津波などの自然災害の少なさ	13.3	33.3	36.7	12.5	4.2
コミュニティ活動の充実度	5.8	36.7	42.5	12.5	2.5
物価の低さ	1.7	28.3	51.7	13.3	5.0
介護福祉環境の充実度	2.5	26.7	47.5	17.5	5.8
医療機関の充実度	1.7	25.0	38.3	24.2	10.8
やりがいのある仕事や地域での役割の充実度	4.2	20.0	42.5	20.0	13.3
子育て教育環境の充実度	0.8	20.0	48.3	22.5	8.3
行政サービスの充実度	2.5	16.7	43.3	24.2	13.3
道路や下水などのインフラ整備の充実度	0.8	18.3	40.0	24.2	16.7
交通の便	1.7	16.7	15.8	34.2	31.7
大都市への近接性	0.8	15.8	31.7	25.8	25.8
雇用機会の多さ	1.7	5.8	20.0	34.2	38.3

最近の他地域の暮らしぶりを実体験としてよく分かっていると考えられる居住期間が1年以上～5年未満の層について、居住期間20年以上の層と回答を比較すると、長期居住者と比べ短期居住者の評価はやや落ちるが、「食生活の豊かさ」は比較的良いとの評価である。

図表 2-28 館山市への評価(居住期間の長短別)

	全体再掲(N=120)		1年以上～5年未満(N=28)		20年以上(N=54)	
	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位
一年を通しての気候の温暖さ	91.6	1位	89.3	1位	94.5	1位
海や山などの自然環境の豊かさ	86.7	2位	85.8	2位	88.9	2位
治安の程度	63.3	5位	60.7	4位	77.8	3位
地域住民の親切さ	63.4	4位	53.6	5位	72.3	4位
食生活の豊かさ	67.5	3位	78.6	3位	68.5	5位
台風・地震・津波などの自然災害の少なさ	46.6	7位	50.0	6位	55.5	6位
歴史・文化の豊かさ	48.3	6位	46.5	7位	48.2	7位
コミュニティ活動の充実度	42.5	8位	39.3	8位	42.6	8位
介護福祉環境の充実度	29.2	10位	28.6	13位	31.5	9位
物価の低さ	30.0	9位	32.2	9位	29.7	10位
医療機関の充実度	26.7	11位	28.6	12位	24.1	11位
やりがいのある仕事や地域での役割の充実度	24.2	12位	28.6	13位	20.4	12位
行政サービスの充実度	19.2	14位	25.0	17位	18.5	13位
交通の便	18.4	16位	32.1	11位	16.7	14位
道路や下水などのインフラ整備の充実度	19.1	15位	28.6	13位	16.7	14位
子育て教育環境の充実度	20.8	13位	32.2	9位	16.7	14位
大都市への近接性	16.6	17位	28.6	13位	13.0	17位
雇用機会の多さ	7.5	18位	17.8	18位	1.9	18位

注) 1年以上～5年未満は、1年以上～2年未満と2年以上～5年未満の合計。

なお、居住期間1年未満、及び、同5年以上～20年未満は省略。

4. 首都圏在住の移住希望者へのアンケート調査概要

(1) 目的

移住定住に関する就労面での条件、希望等を確認するとともに、館山市への移住定住意向や関心等を確認する。

(2) 対象者

エリア：首都圏（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）

対象者：Web 調査モニターに登録している移住定住意向を持つ 20～64 歳の男女。

（男性：500 名、女性 500 名）

(3) 実施期間

平成 26 年 9 月 12 日～9 月 16 日

(4) 調査項目

資料編『移住意向に関するアンケート調査』参照

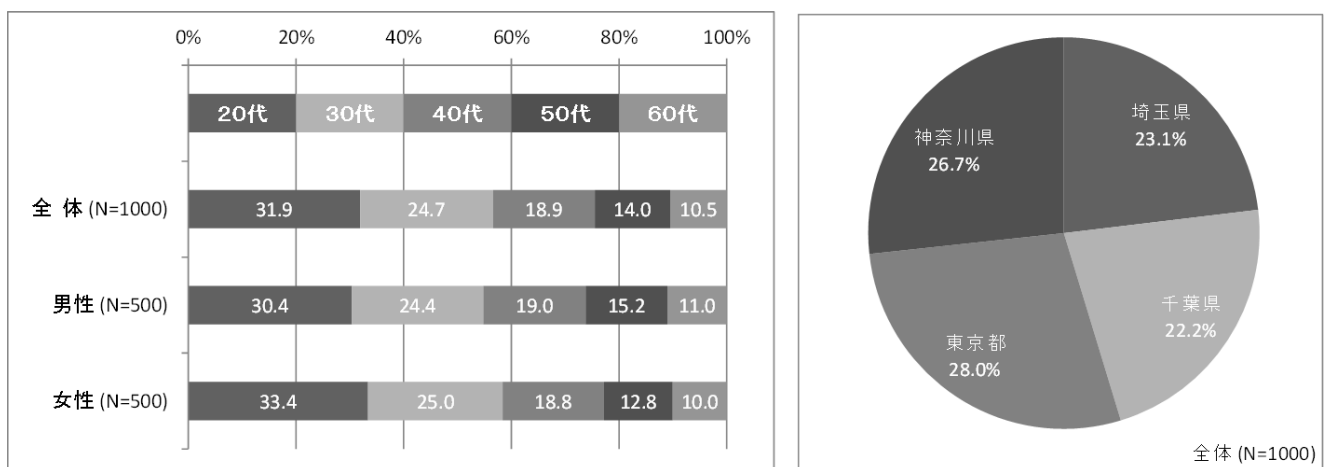
(5) 結果

① 回答者属性について

回答者の平均年齢は 39.4 歳。男女間の年代構成比に大きな違いはない。

居住地別にみると、ほぼ均等に 1 都 3 県に分散している。

図表 2-29 回答者の年代と居住地

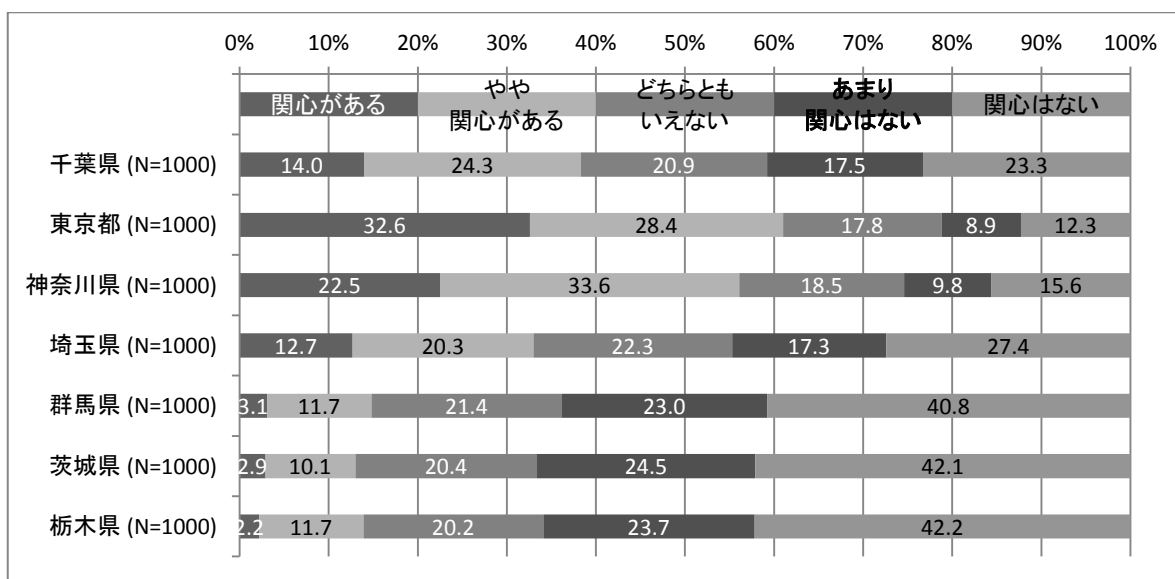


②首都圏への移住の関心について

首都圏への移住についての関心のうち、千葉県への移住について、「関心がある」(14%)、「やや関心がある」(24.3%)を合わせた関心層は約4割と、東京都、神奈川県(それぞれ同約6割)に続いている。

性別・年代による顕著な地域選好の違いはないが、千葉県への移住については、同じ千葉県居住者による関心層が約6割を占め高く、他地域居住者の関心層は3割前後である。

図表 2-30 首都圏への移住についての関心



図表 2-31 居住地別・千葉県への移住についての関心

(単位：%)

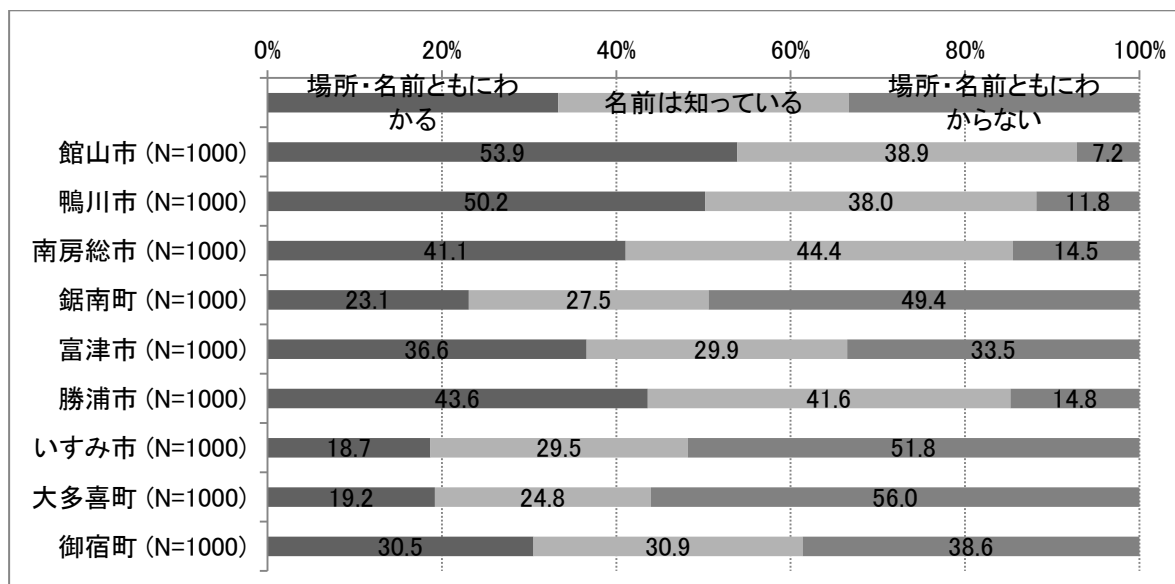
千葉県への移住についての関心の程度		関心がある	やや関心がある	どちらともいえない	あまり関心はない	関心はない
現居住地	全体(N=1000)	14	24.3	20.9	17.5	23.3
	埼玉県(N=231)	4.3	23.8	18.6	24.7	28.6
	千葉県(N=222)	36.9	27.9	21.6	4.1	9.5
	東京都(N=280)	8.6	26.1	18.6	21.4	25.4
	神奈川県(N=267)	9.0	19.9	24.7	18.4	28.1

③千葉県南房総エリア各市町の認知度について

館山市についての認知度は、「場所・名前ともにわかる」が過半数である。

これに「名前は知っている」を合わせた認知率は9割強であり、千葉県南房総エリアの他市町の中では、鴨川市、勝浦市と並んでいる。

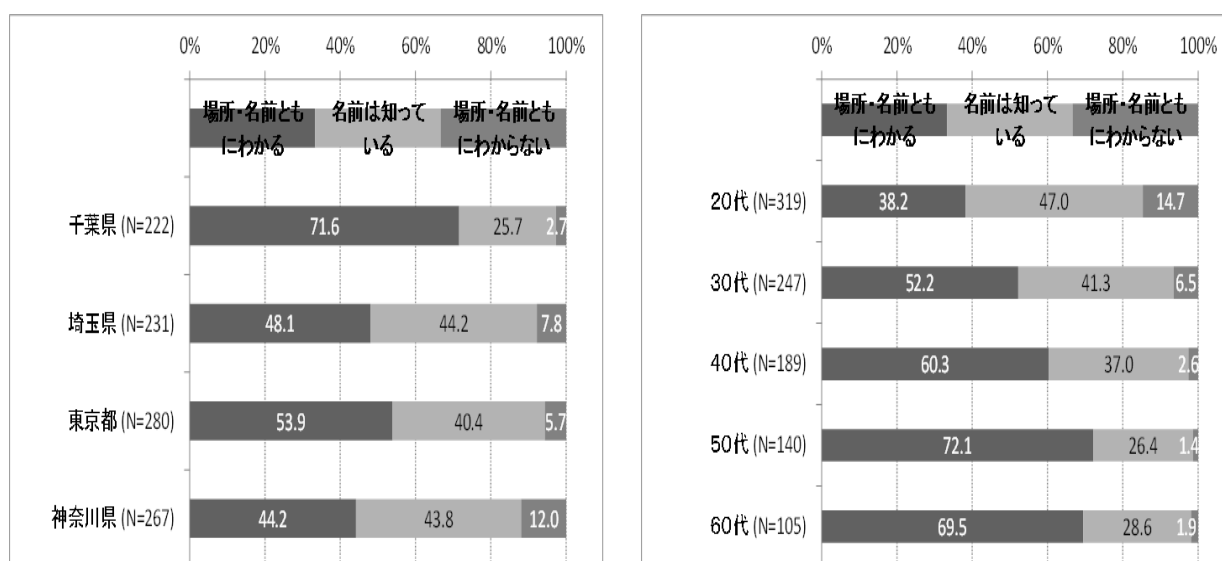
図表 2-32 千葉県南房総エリア各市町の認知度



千葉県居住者では、約7割が「場所・名前ともにわかる」が、東京、埼玉、神奈川では約5割にとどまっている。

年代別にみると、50代以上では約7割が「場所・名前ともにわかる」とする一方、年代が下がるにつれてその割合が下がり、20代では約4割にとどまり、若年層での認知が不足している。

図表 2-33 館山市の認知度(居住地別・年代別)

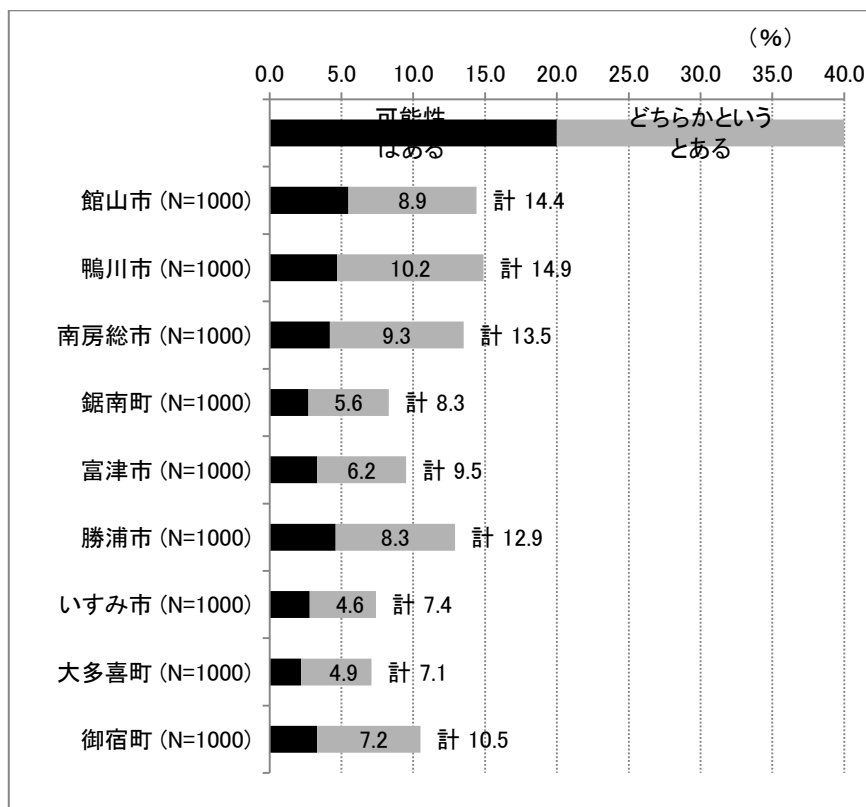


④千葉県南房総エリア各市町への移住可能性について

南房総エリア各市町への移住可能性層は1割前後存在している。

館山市については、「可能性はある」(5.5%)、「どちらかというところ」とある(8.9%)を合わせた移住可能性層は14.4%である。

図表 2-34 千葉県南房総エリア各市町への移住可能性



図表 2-35 千葉県南房総エリア各市町への移住可能性(詳細)

(単位 : %)

	可能性はある	どちらかというところ	どちらともいえない	どちらかというところ	可能性はない
館山市 (N=1000)	5.5	8.9	18.7	13.5	53.4
鴨川市 (N=1000)	4.7	10.2	18.2	12.9	54.0
南房総市 (N=1000)	4.2	9.3	18.6	13.7	54.2
鋸南町 (N=1000)	2.7	5.6	20.5	13.9	57.3
富津市 (N=1000)	3.3	6.2	20.2	14.0	56.3
勝浦市 (N=1000)	4.6	8.3	18.5	13.6	55.0
いすみ市 (N=1000)	2.8	4.6	19.9	14.8	57.9
大多喜町 (N=1000)	2.2	4.9	19.6	14.5	58.8
御宿町 (N=1000)	3.3	7.2	19.0	13.7	56.8

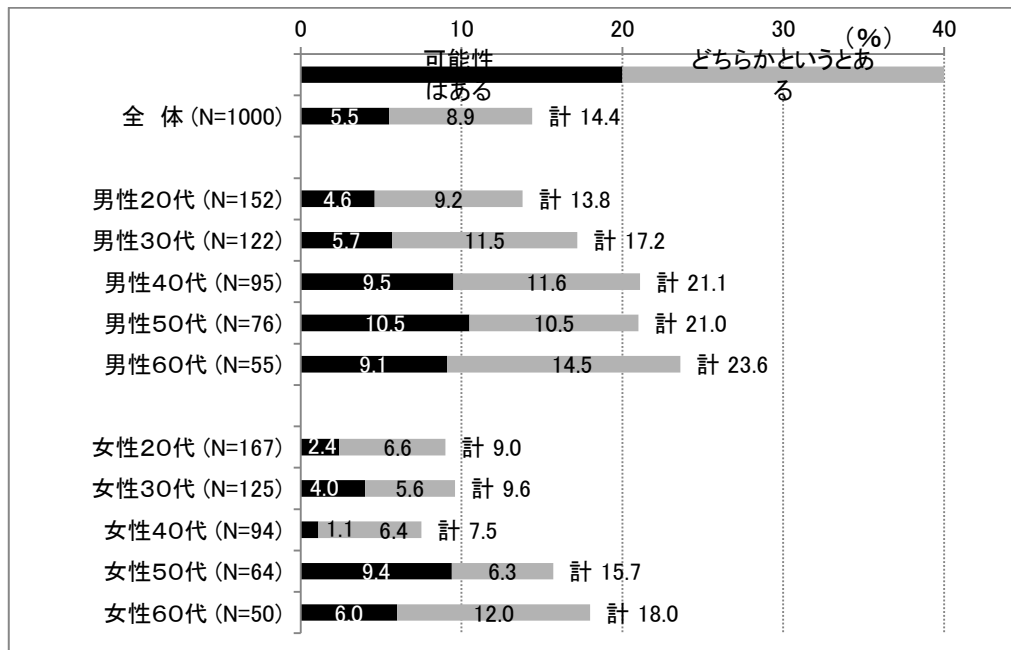
南房総エリアへの移住可能性のうち、館山市への移住可能性について男女・年代別にみると、男性20代での移住可能性は約1割と低く、既存調査結果を裏付けている。

男性30代以上の各層では、「可能性はある」、「どちらかというところ」を合わせた移住可能性層が2割前後である。

一方、女性は男性と比較すると総じて移住可能性層が少なく、40代以下の年代では移住可能性層が1割を切っている。

家族での移住を想定する場合、中高年層での男女間の乖離は懸念材料である。

図表 2-36 男女年代別・館山市への移住可能性



図表 2-37 男女年代別・館山市への移住可能性(詳細)

(単位：%)

	調査数	可能性はある	どちらかというところ	もいえない	どちらかというところ	可能性はない
全体	1000	5.5	8.9	18.7	13.5	53.4
男性20代	152	4.6	9.2	19.1	15.1	52.0
男性30代	122	5.7	11.5	16.4	13.9	52.5
男性40代	95	9.5	11.6	23.2	16.8	38.9
男性50代	76	10.5	10.5	15.8	13.2	50.0
男性60代	55	9.1	14.5	29.1	14.5	32.7
女性20代	167	2.4	6.6	13.8	13.2	64.1
女性30代	125	4.0	5.6	17.6	9.6	63.2
女性40代	94	1.1	6.4	20.2	10.6	61.7
女性50代	64	9.4	6.3	20.3	14.1	50.0
女性60代	50	6.0	12.0	22.0	16.0	44.0

⑤移住の時期について

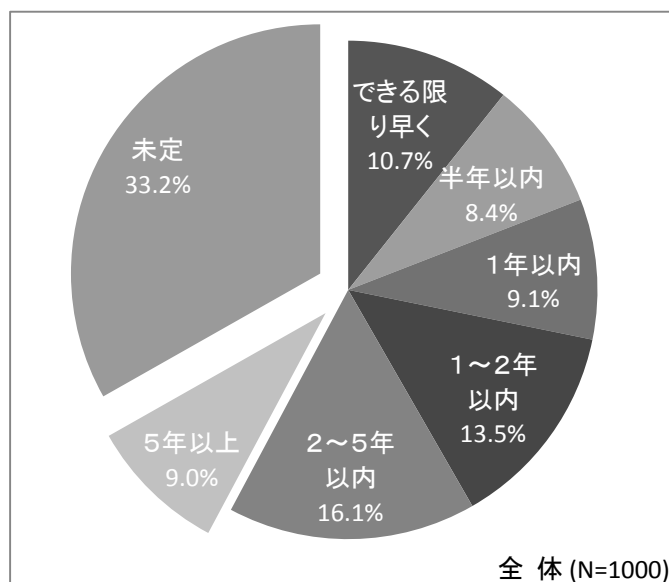
移住の時期については約6割が5年以内とし、「できる限り早く」「半年以内」「1年以内」と早期の移住を考えている人もそれぞれ約1割ずつである。

年代別にみると、20代、30代と若い世代で早期の移住を考える層が多く、特に20代では4割が早期移住希望者である。

逆に40代以上の中高年層は、「5年以上」先や「未定」とする割合が高い。特に「未定」の割合が約4割と多くなっている。

館山市への移住可能性がある層の移住時期に顕著な差はないため、足元の集中的なPR展開というより、継続的な周知活動・関連施策の提供が必要である。

図表 2-38 移住の時期



図表 2-39 男女年代別・移住の時期

(単位：%)

	できる限り早く	半年以内	1年以内	1~2年以内	2~5年以内	5年以上	未定
男性20代 (N=152)	13.8	14.5	15.8	11.8	18.4	2.0	23.7
男性30代 (N=122)	9.8	10.7	10.7	18.9	15.6	9.0	25.4
男性40代 (N=95)	7.4	4.2	10.5	8.4	13.7	14.7	41.1
男性50代 (N=76)	5.3	2.6	9.2	15.8	11.8	18.4	36.8
男性60代 (N=55)	9.1	1.8	5.5	10.9	27.3	7.3	38.2
女性20代 (N=167)	15.6	10.8	9.0	18.0	13.2	3.0	30.5
女性30代 (N=125)	8.0	12.8	6.4	12.8	18.4	8.8	32.8
女性40代 (N=94)	10.6	4.3	4.3	13.8	16.0	14.9	36.2
女性50代 (N=64)	9.4	3.1	3.1	7.8	17.2	14.1	45.3
女性60代 (N=50)	12.0	4.0	10.0	8.0	12.0	10.0	44.0

図表 2-40 館山市への移住可能性別・移住の時期

(単位：%)

	できる限り早く	半年以内	1年以内	1～2年以内	2～5年以内	5年以上	未定
可能性はある (N=55)	14.5	12.7	9.1	10.9	10.9	18.2	23.6
どちらかというところ (N=89)	7.9	6.7	10.1	13.5	21.3	11.2	29.2
どちらともいえない (N=187)	9.6	5.9	8.6	9.6	12.3	11.8	42.2
どちらかというところない (N=135)	8.9	9.6	7.4	16.3	11.9	9.6	36.3
可能性はない (N=534)	11.6	8.8	9.6	14.4	18.2	6.6	30.9

⑥移住先での就労意向について

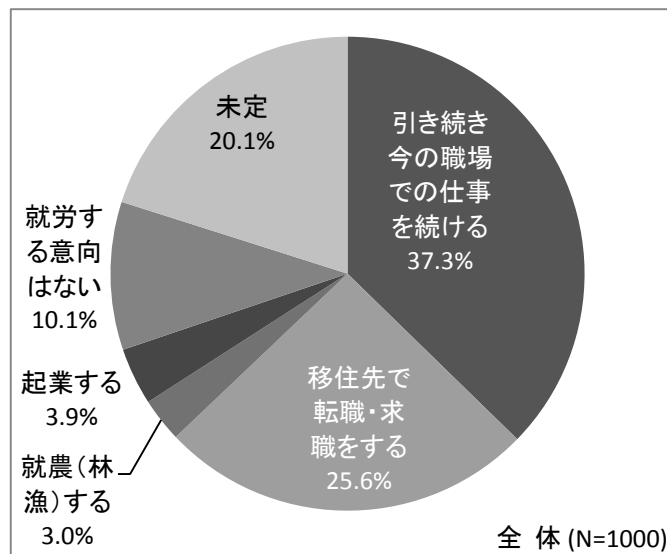
移住先での就労意向では、「引き続き今の職場での仕事を続ける」が約4割と多く、続いて「移住先で転職・求職をする」が約3割弱である。

その他では「未定」が約2割と多く、就農（林業・漁業）、起業はごく僅かで、就労意向のない人も約1割である。

男女年代別にみても、男性20代、同30代では「引き続き今の職場での仕事を続ける」が約半数と多い。男性60代で就労意向がないとする人が約半数と多いほか、女性50代、同60代の就労意向も低い。

一方で、移住先で転職・求職／就農（林業・漁業）／起業により、新たな就労機会を求めるとしたのは、男性30代～同50代で約4割、男性20代及び女性20代～同40代では約3割存在している。

図表 2-41 移住先での就労意向（全体）



図表 2-42 男女年代別・移住先での就労意向

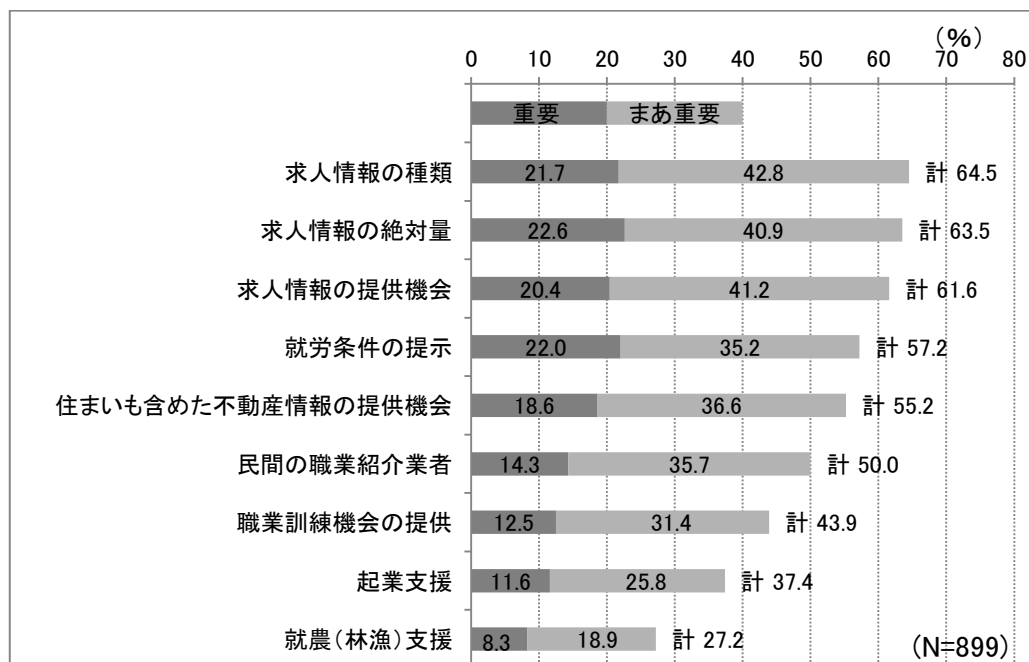
(単位：%)

	引き続き今の職場での	移住先で転職・求職を	就農(林漁)する	起業する	就労する意向はない	未定	職(別計)／移住先で転職
全体 (N=1000)	37.3	25.6	3	3.9	10.1	20.1	32.5
男性20代 (N=152)	55.9	17.8	5.9	3.9	2.6	13.8	27.6
男性30代 (N=122)	45.1	24.6	4.1	7.4	4.1	14.8	36.1
男性40代 (N=95)	42.1	32.6	2.1	4.2	6.3	12.6	38.9
男性50代 (N=76)	34.2	30.3	2.6	3.9	9.2	19.7	36.8
男性60代 (N=55)	14.5	14.5	1.8	-	45.5	23.6	16.3
女性20代 (N=167)	36.5	29.9	3.0	1.8	5.4	23.4	34.7
女性30代 (N=125)	39.2	31.2	1.6	2.4	3.2	22.4	35.2
女性40代 (N=94)	30.9	25.5	-	6.4	5.3	31.9	31.9
女性50代 (N=64)	18.8	20.3	3.1	1.6	28.1	28.1	25.0
女性60代 (N=50)	16.0	22.0	4.0	8.0	36.0	14.0	34.0

⑦移住先で職を探すのに重要なものについて

就労意向者の移住先での求職に必要な情報については、「求人情報の種類」「求人情報の絶対量」「求人情報の提供機会」など、求人情報に関する事項のほか、多くの事項について比較的重視されている。

図表 2-43 移住先で職を探すのに重要なもの



図表 2-44 移住先で職を探すのに重要なもの(詳細)

(単位：%)

	重要	まあ重要	どちらともいえない	あまり重要でない	重要でない
求人情報の種類	21.7	42.8	25.4	5.5	4.7
求人情報の絶対量	22.6	40.9	25.4	6.2	4.9
求人情報の提供機会	20.4	41.2	27.9	5.5	5.1
就労条件の提示	22.0	35.2	31.0	6.6	5.2
住まいも含めた不動産情報の提供機会	18.6	36.6	32.5	6.3	6.0
民間の職業紹介業者	14.3	35.7	37.3	7.3	5.3
職業訓練機会の提供	12.5	31.4	37.9	10.6	7.7
起業支援	11.6	25.8	38.6	12.3	11.7
就農(林漁)支援	8.3	18.9	42.7	15.4	14.7

就労意向別に詳しくみると、移住先で転職・求職をするとした人は、全体値と比較して全ての調査項目で重視度がやや高めである。

就農(林業・漁業)するとした人では「就農(林業・漁業)支援」、起業するとした人では「起業支援」について、それぞれ約7割が重視している。

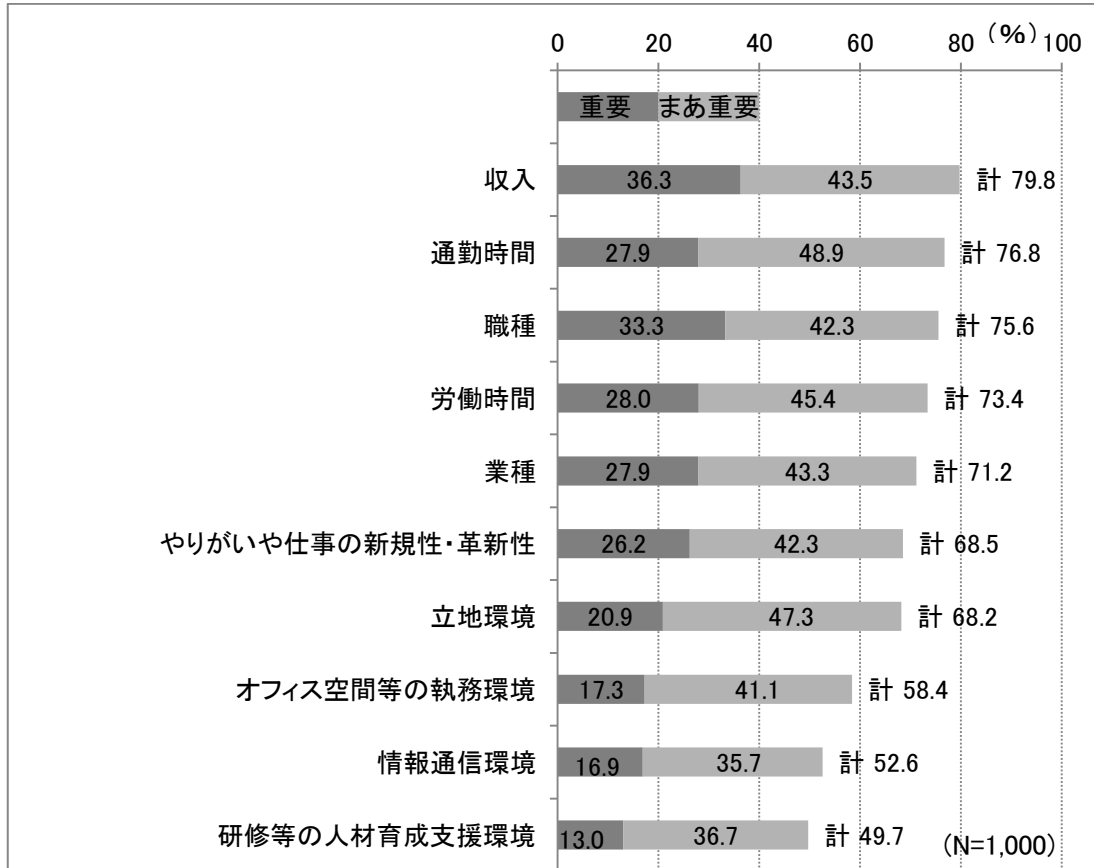
図表 2-45 移住先で職を探すのに重視するもの(「重要」+「まあ重要」の計)

	全体再掲(N=899)		引き続き今の職場での仕事を続ける(N=373)		移住先で転職・求職をする(N=256)		就農(林漁)する(N=30)		起業する(N=39)		未定(N=201)	
	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位
求人情報の種類	64.5	1位	61.4	1位	75.8	3位	70.0	4位	56.4	3位	56.7	1位
求人情報の絶対量	63.5	2位	60.1	2位	77.8	1位	73.3	2位	48.7	8位	53.2	3位
求人情報の提供機会	61.6	3位	54.7	3位	76.2	2位	73.3	2位	53.8	5位	55.2	2位
就労条件の提示	57.2	4位	49.9	4位	71.5	4位	66.7	6位	53.9	4位	51.7	5位
住まいも含めた不動産情報の提供機会	55.2	5位	48.0	5位	63.2	5位	83.3	1位	64.1	2位	52.2	4位
民間の職業紹介業者	50.0	6位	43.4	6位	62.9	6位	56.7	8位	53.8	5位	44.3	6位
職業訓練機会の提供	43.9	7位	35.2	7位	54.7	7位	63.3	7位	48.8	7位	42.3	7位
起業支援	37.4	8位	31.1	8位	40.6	8位	53.3	9位	71.8	1位	35.9	8位
就農(林漁)支援	27.2	9位	23.6	9位	30.4	9位	70.0	4位	20.5	9位	24.9	9位

⑧仕事をする上で重視している事柄について

仕事をする上で重視する事柄について全体では、「収入」「通勤時間」「職種」のほか、調査項目全般について比較的重視されている。

図表 2-46 仕事をする上で重視している事柄



図表 2-47 仕事をする上で重視している事柄(詳細)

(単位 : %)

	重要	やや重要	どちらとも いえない	あまり重要 でない	重要でない
収入	36.3	43.5	14.5	3.6	2.1
通勤時間	27.9	48.9	16.6	3.9	2.7
職種	33.3	42.3	18.5	3.4	2.5
労働時間	28.0	45.4	21.3	2.5	2.8
業種	27.9	43.3	20.4	5.3	3.1
やりがいや仕事の新規性・革新性	26.2	42.3	25.8	3.3	2.4
立地環境	20.9	47.3	24.5	4.1	3.2
オフィス空間等の執務環境	17.3	41.1	31.4	6.4	3.8
情報通信環境	16.9	35.7	36.7	6.8	3.9
研修等の人材育成支援環境	13.0	36.7	36.9	8.9	4.5

就労意向別に仕事をする上で重視する事柄をみると、移住先で転職・求職意向のある層の傾向は全体と同様だが、全体値と比較して全ての調査項目で重視度がやや高めである。

就農（林業・漁業）意向のある層は、他の層と比べて「収入」、「職種」、「労働時間」、「通勤時間」、「業種」の重視度がやや低い一方、「やりがいや仕事の新規性・革新性」、「研修等の人材育成支援環境」を重視している。

起業意向のある層も、他の層と比べて「職種」、「労働時間」、「通勤時間」、「業種」の重視度がやや低い一方、「情報通信環境」を約7割が重視している。

図表 2-48 就労意向別・移住先の環境で重視する事柄(「重要」+「まあ重要」の計)

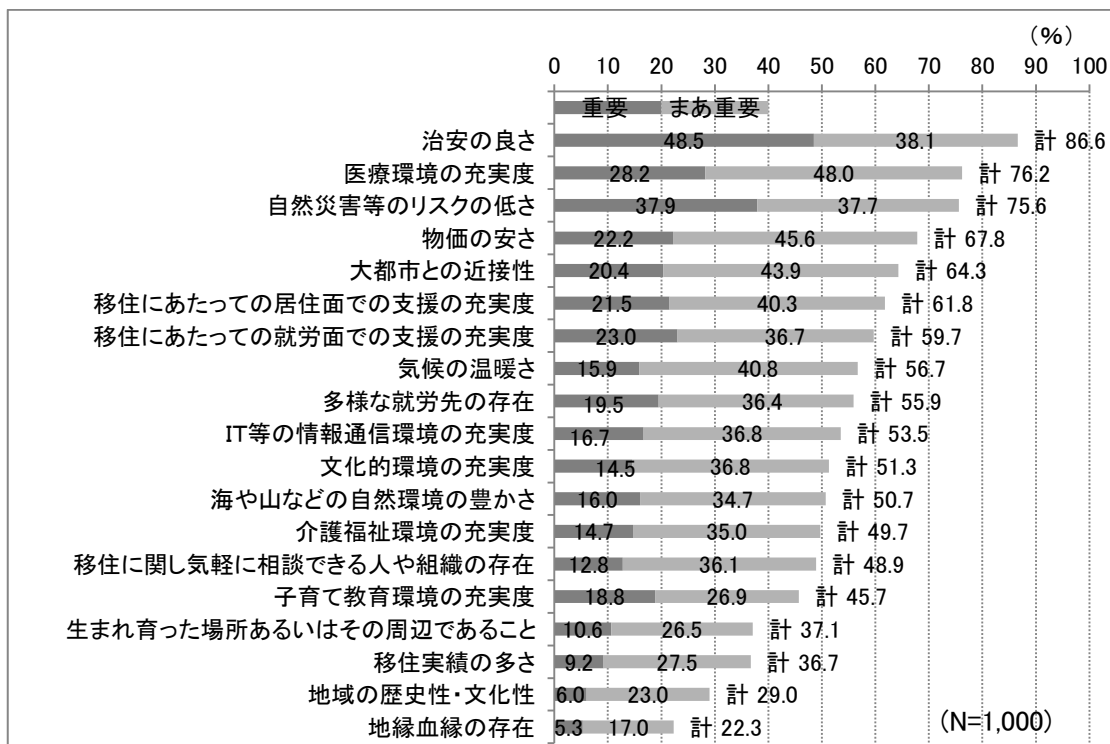
(単位：%)

	全体再掲 (N=1,000)		引き続き今の職場 での仕事を続ける (N=373)		移住先で転職・求 職をする (N=256)		就農(林漁)する (N=30)		起業する (N=39)		未定 (N=201)	
	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位
収入	79.8	1位	85.5	1位	85.1	1位	60.0	4位	84.6	1位	77.2	1位
職種	75.6	3位	78.8	2位	82.1	3位	56.7	7位	69.2	5位	73.7	3位
労働時間	73.4	4位	72.1	5位	80.5	4位	63.3	3位	64.1	7位	73.7	3位
通勤時間	76.8	2位	77.5	3位	83.3	2位	56.7	7位	69.2	5位	76.1	2位
業種	71.2	5位	75.9	4位	75.0	5位	60.0	4位	64.1	7位	70.7	5位
やりがいや仕事の 新規性・革新性	68.5	6位	70.5	6位	71.5	7位	83.3	1位	71.8	2位	65.2	7位
立地環境	68.2	7位	67.0	7位	72.7	6位	66.7	2位	71.8	2位	68.6	6位
オフィス空間等の 執務環境	58.4	8位	60.1	8位	63.2	8位	46.6	10位	64.1	7位	54.7	8位
情報通信環境	52.6	9位	49.9	9位	58.6	9位	53.4	9位	69.3	4位	51.2	9位
研修等の人材育成 支援環境	49.7	10位	47.5	10位	57.4	10位	60.0	4位	48.7	10位	48.2	10位

⑨移住先の環境で重視する事柄について

移住先の環境で重視する事柄として、全体では「治安の良さ」が圧倒的に多く、以下、「医療環境の充実度」「自然災害等のリスクの低さ」等と続いている。

図表 2-49 移住先の環境で重視する事柄(全体)



図表 2-50 移住先の環境で重視する事柄(詳細)

(単位：%)

	重要	まあ重要	どちらとも いえない	あまり重要 でない	重要でない
治安の良さ	48.5	38.1	10.4	1.6	1.4
医療環境の充実度	28.2	48.0	18.2	3.3	2.3
自然災害等のリスクの低さ	37.9	37.7	17.6	4.1	2.7
物価の安さ	22.2	45.6	25.2	4.1	2.9
大都市との近接性	20.4	43.9	23.9	7.1	4.7
移住に当たっての居住面での支援の充実度	21.5	40.3	24.9	7.3	6.0
移住に当たっての就労面での支援の充実度	23.0	36.7	22.5	9.4	8.4
気候の温暖さ	15.9	40.8	31.1	7.6	4.6
多様な就労先の存在	19.5	36.4	29.8	8.2	6.1
IT等の情報通信環境の充実度	16.7	36.8	33.3	7.8	5.4
文化的環境の充実度	14.5	36.8	33.0	8.8	6.9
海や山などの自然環境の豊かさ	16.0	34.7	31.4	10.6	7.3
介護福祉環境の充実度	14.7	35.0	34.6	8.2	7.5
移住に関し気軽に相談できる人や組織の存在	12.8	36.1	29.9	12.7	8.5
子育て教育環境の充実度	18.8	26.9	25.5	11.1	17.7
生まれ育った場所あるいはその周辺であること	10.6	26.5	22.2	18.4	22.3
移住実績の多さ	9.2	27.5	38.6	14.4	10.3
地域の歴史性・文化性	6.0	23.0	41.4	16.1	13.5
地縁血縁の存在	5.3	17.0	38.0	19.1	20.6

就労意向別に移住先の環境で重視する事柄をみると、安全さと医療環境の充実度についてはいずれの層においても重視されている。

移住先で転職・求職意向のある層では全体値と比較して大きな乖離のある項目は少ないが、「多様な就労先の存在」「移住に当たっての就労面での支援の充実度」を重視する割合が高く、7割を超えている。

就農（林業・漁業）意向のある層は全体的に各調査項目とも重視されているが、「移住に当たっての就労面での支援の充実度」については8割超（1位）が重視している。

起業意向のある層では全体値と比較して大きな乖離のある項目は少ないが、「海や山などの自然環境の豊かさ」については約6割が重視しておりやや多く、自然環境を活用した起業の可能性も示唆されている。

図表 2-51 就労意向別・移住先の環境で重視する事柄（「重要」+「まあ重要」の計）

（単位：％）

	全体再掲(N=1,000)		引き続き今の職場での仕事を続ける(N=373)		移住先で転職・求職をする(N=256)		就農(林漁)する(N=30)		起業する(N=39)		就労する意向はない(N=101)		未定(N=201)	
	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位
治安の良さ	86.6	1位	86.6	1位	88.7	1位	76.7	3位	87.2	1位	89.1	1位	84.1	1位
医療環境の充実度	76.2	2位	73.2	3位	77.7	3位	76.7	3位	76.9	2位	84.2	2位	75.7	2位
自然災害等のリスクの低さ	75.6	3位	74.5	2位	78.1	2位	80.0	2位	74.4	3位	78.2	3位	72.6	3位
物価の安さ	67.8	4位	64.4	5位	73.8	4位	76.6	6位	59.0	6位	62.4	8位	69.7	4位
大都市との近接性	64.3	5位	66.2	4位	63.3	8位	63.3	13位	56.4	10位	63.3	7位	64.2	5位
移住にあたっての居住面での支援の充実度	61.8	6位	61.7	7位	68.0	7位	76.6	6位	53.8	11位	48.5	11位	60.2	6位
移住にあたっての就労面での支援の充実度	59.7	7位	62.2	6位	71.1	6位	83.3	1位	58.9	8位	22.8	16位	55.7	7位
気候の温暖さ	56.7	8位	51.2	10位	61.0	9位	70.0	10位	61.5	4位	64.4	6位	54.7	9位
多様な就労先の存在	55.9	9位	53.1	8位	72.7	5位	60.0	15位	56.4	9位	22.8	16位	55.7	7位
IT等の情報通信環境の充実度	53.5	10位	49.1	12位	55.5	12位	76.6	6位	59.0	6位	59.4	9位	51.7	10位
文化的環境の充実度	51.3	11位	49.1	11位	54.3	13位	76.7	3位	43.6	13位	50.5	10位	49.7	13位
海や山などの自然環境の豊かさ	50.7	12位	41.1	15位	57.0	11位	73.3	9位	61.5	4位	65.3	5位	47.7	14位
介護福祉環境の充実度	49.7	13位	45.6	13位	46.5	15位	63.3	13位	48.7	12位	66.3	4位	51.2	11位
移住に関し気軽に相談できる人や組織の存在	48.9	14位	41.8	14位	57.8	10位	66.7	11位	41.0	15位	46.6	12位	50.7	12位
子育て教育環境の充実度	45.7	15位	51.7	9位	47.6	14位	56.7	16位	43.6	14位	20.8	18位	43.3	15位
生まれ育った場所あるいはその周辺であること	37.1	16位	37.8	16位	38.6	17位	46.7	18位	20.5	18位	35.6	13位	36.4	16位
移住実績の多さ	36.7	17位	34.0	17位	41.4	16位	66.7	11位	30.7	16位	30.7	15位	35.4	17位
地域の歴史性・文化性	29.0	18位	24.9	18位	32.4	18位	53.3	17位	28.2	17位	35.6	13位	25.4	18位
地縁血縁の存在	22.3	19位	21.7	19位	22.7	19位	43.3	19位	15.4	19位	18.8	19位	22.9	19位

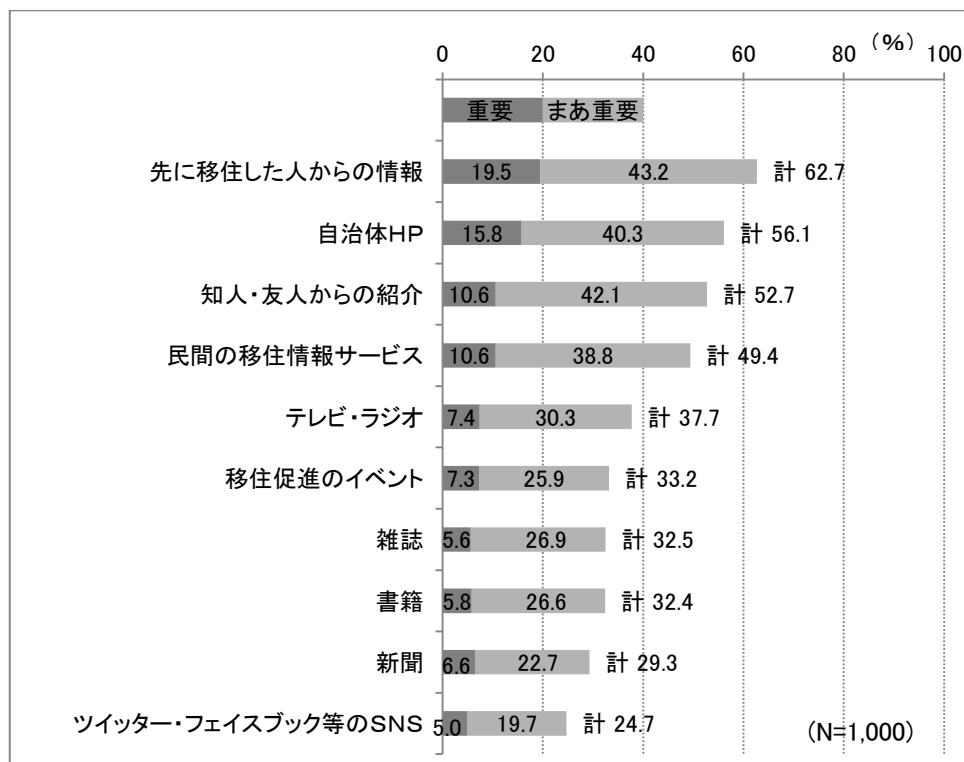
⑩利用したい移住先の情報入手手段について

利活用したい移住先の情報入手手段としては、「先に移住した人からの情報」を重視するとした割合が6割強と、体験情報の入手意向が強い。

以下、「自治体HP」（約6割）、「友人・知人からの紹介」（約5割）、「民間の移住情報サービス」（約5割）等と続いている。

各種紙媒体やSNS サービスはあまり重要視されていない。

図表 2-52 重視する利活用したい移住先の情報入手手段



図表 2-53 利活用したい移住先の情報入手手段(詳細)

(単位：%)

	重要	まあ重要	どちらとも いえない	あまり重要 でない	重要でない
先に移住した人からの情報	19.5	43.2	23.4	7.3	6.6
自治体HP	15.8	40.3	27.4	8.8	7.7
知人・友人からの紹介	10.6	42.1	34.0	6.7	6.6
民間の移住情報サービス	10.6	38.8	35.5	7.8	7.3
テレビ・ラジオ	7.4	30.3	38.0	12.8	11.5
移住促進のイベント	7.3	25.9	40.1	14.4	12.3
雑誌	5.6	26.9	36.8	16.6	14.1
書籍	5.8	26.6	39.1	14.8	13.7
新聞	6.6	22.7	32.7	17.1	20.9
ツイッター・フェイスブック等のSNS	5.0	19.7	39.5	18.8	17.0

就労意向別に利活用したい移住先の情報入手手段をみると、「自治体HP」については、いずれの層においても重視されている。

移住先で転職・求職意向のある層では全体値と比較して大きな乖離のある項目は少ないが、「自治体HP」は約7割が重視しており、他の層と比べてやや多めである。

就農（林業・漁業）意向のある層は全体的に各調査項目とも重視している。

起業意向のある層では全体値と比較して「先に移住した人からの情報」や「知人・友人からの紹介」の重視度がやや少ない一方、紙媒体をやや重視しており、広く情報収集する様子が見える。

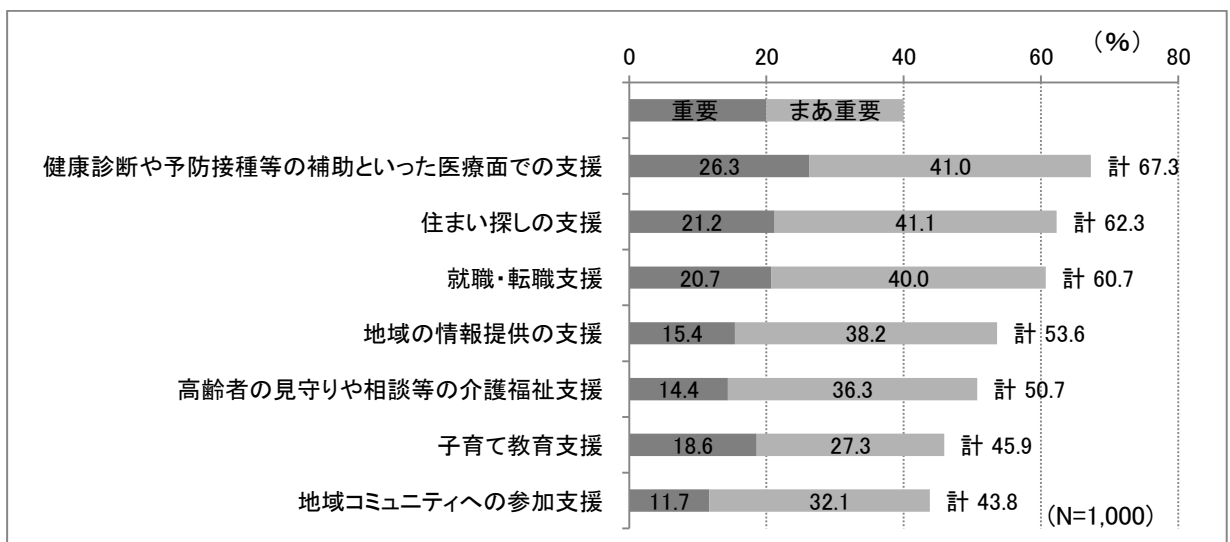
図表 2-54 就労意向別・利活用したい移住先の情報入手手段（「重要」+「まあ重要」の計）

	全体再掲 (N=1,000)		引き続き今の職場での仕事を続ける (N=373)		移住先で転職・求職をする (N=256)		就農(林漁)する (N=30)		起業する (N=39)		就労する意向はない (N=101)		未定 (N=201)	
	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位
先に移住した人からの情報	62.7	1位	61.7	1位	68.7	1位	73.3	2位	51.3	3位	58.4	2位	59.7	1位
自治体HP	56.1	2位	45.0	4位	67.2	2位	73.3	2位	61.6	1位	61.4	1位	56.2	2位
知人・友人からの紹介	52.7	3位	56.9	2位	55.5	4位	76.6	1位	41.0	5位	41.6	5位	45.8	4位
民間の移住情報サービス	49.4	4位	45.3	3位	55.8	3位	50.0	8位	56.4	2位	49.5	3位	47.3	3位
テレビ・ラジオ	37.7	5位	36.7	5位	37.1	7位	63.3	4位	25.6	10位	45.5	4位	34.9	5位
移住促進のイベント	33.2	6位	25.0	9位	42.2	5位	63.3	4位	30.7	8位	35.6	7位	31.9	6位
雑誌	32.5	7位	30.9	6位	37.5	6位	43.4	9位	43.6	4位	34.7	8位	24.4	9位
書籍	32.4	8位	30.5	7位	34.0	8位	56.6	7位	41.0	5位	33.6	9位	27.9	7位
新聞	29.3	9位	26.6	8位	27.8	10位	56.7	6位	35.9	7位	39.6	6位	25.9	8位
ツイッター・フェイスブック等のSNS	24.7	10位	22.2	10位	30.9	9位	40.0	10位	25.7	9位	21.8	10位	20.4	10位

⑪利活用したい移住先の行政の支援について

全体的に広く行政支援が期待されているが、「健康診断や予防接種等の補助といった医療面での支援」「住まい探しの支援」「就職・転職支援」「地域の情報提供の支援」の重視度が高い。

図表 2-55 利活用したい移住先の行政支援



図表 2-56 利活用したい移住先の行政支援(詳細)

(単位：%)

	重要	まあ重要	もいえない どちらと	要でない あまり重	重要でない
健康診断や予防接種等の補助といった医療面での支援	26.3	41.0	25.0	3.7	4.0
住まい探しの支援	21.2	41.1	26.5	4.7	6.5
就職・転職支援	20.7	40.0	25.6	6.9	6.8
地域の情報提供の支援	15.4	38.2	34.3	6.2	5.9
高齢者の見守りや相談等の介護福祉支援	14.4	36.3	33.1	8.5	7.7
子育て教育支援	18.6	27.3	26.0	11.8	16.3
地域コミュニティへの参加支援	11.7	32.1	38.0	9.2	9.0

就労意向別に利活用したい移住先の行政支援をみると、移住先で転職・求職意向のある層では「就職・転職支援」について約8割が重視しているほか、上位項目での重視度がやや高めである。

就農(林業・漁業)意向のある層は、他の層と比較して全体的に各調査項目とも重視度が高い。

起業意向のある層では、「健康診断や予防接種等の補助といった医療面での支援」の重視度が他の2層と比較して低いものの、その他の調査項目については、移住先で転職・求職意向のある層と同様の傾向が見受けられる。

図表 2-57 就労意向別・利活用したい移住先の行政支援(「重要」+「まあ重要」の計)

	全体再掲 (N=1,000)		引き続き今の職場 での仕事を続ける (N=373)		移住先で転職・求 職をする (N=256)		就農(林漁)する (N=30)		起業する (N=39)		就労する意向はな い (N=101)		未定 (N=201)	
	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位	構成比(%)	順位
健康診断や予防接種等の補助といった医療面での支援	67.3	1位	67.0	1位	71.9	2位	70.0	5位	56.4	5位	69.3	1位	62.7	2位
住まい探しの支援	62.3	2位	57.1	2位	70.3	3位	83.3	3位	69.2	1位	49.5	4位	63.7	1位
就職・転職支援	60.7	3位	53.4	3位	78.1	1位	83.4	2位	64.1	3位	34.6	6位	61.2	3位
地域の情報提供の支援	53.6	4位	44.0	6位	61.8	4位	86.7	1位	64.1	2位	61.4	3位	50.2	5位
高齢者の見守りや相談等の介護福祉支援	50.7	5位	44.8	5位	51.6	5位	60.0	6位	48.7	6位	63.4	2位	53.2	4位
子育て教育支援	45.9	6位	52.3	4位	47.2	6位	56.7	7位	43.6	7位	20.8	7位	43.8	6位
地域コミュニティへの参加支援	43.8	7位	39.5	7位	45.0	7位	73.4	4位	56.4	4位	49.5	4位	40.8	7位

第3章 企業誘致・雇用創造に関わる先進事例分析

第3章 企業誘致・雇用創造に関わる先進事例分析

1. 先進事例の文献・Web 調査結果の概要

地方都市における企業誘致・雇用創造に関する取組では、工業団地を造成し大規模な製造業の工場を誘致するといった工業団地型の事例が多く、それ以外の手法はまだ検討が始められたばかりで、それぞれの地方自治体が試行錯誤を行っている状況であると見受けられる。

このような中で、例えば、徳島県の神山町では、県内全域に光ファイバーが整備されており、このような IT インフラを活用しつつ、使われなくなった古民家を改修することで IT 企業のサテライトオフィスを誘致するといった取組を行い全国から注目を集めている。神山町のように周辺を含めた地域の立地環境から工業団地型の雇用創造が困難な地域においては、規模の大小に関わらず今後の雇用創造に向けどのような知恵を絞るかがポイントとなってくる。

以下では、新聞や雑誌等の文献や Web 上での情報を基に、移住・定住の促進策も含め雇用の創出に対する取組の事例を、工業団地型ではない以下の3つの視点から抽出・整理し、その傾向等を考察する。

【事例抽出の視点】

- 起業・雇用促進
- 遊休施設を活用した雇用創造
- 移住・定住促進

(1) 起業・雇用促進事例

地方都市における起業・雇用促進事例としては、従来のような大規模な企業誘致でなく、徳島県神山町の事例のように都市部からの小規模な単位での企業誘致を増やしていくことが考えられる。

秋田県五城目町や島根県江津市の事例でも、地域外に出て地域の魅力や特徴を PR することで企業や起業予備軍を誘致しようという取組が試みられている。特にこの際にポイントといえるのが「人のつながりをつくる」という行為である。

また、外国人スキー客の増加に対応し国際リゾート地として地域全体の産業振興やまちづくりを進めることで雇用を創出しようという北海道ニセコエリアの事例では、地域の置かれた環境の変化に対して積極的な対応を図っている。リゾート産業としての高度化に対応することで、関係する地域産業全体を活性化しようという地域が一体となった取組の必要性が確認できる。

栃木県茂木町の事例は、町と栃木県労働局が協力してジョブセンターを設置することで、より積極的な職業紹介やマッチングを行い、雇用促進につなげようとの試みである。単なる雇用情報の提供でなく、雇用を創出するための一歩踏み込んだマッチングにより、きめ細かく雇用の機会をつなげていくことも重要な取組であるといえる。

図表 3-1 起業・雇用促進事例

自治体(他運営組織)	取組の形態	取組概要(自治体・及び主体組織の役割)
北海道ニセコエリア	国際リゾート地としての総合的な環境整備	オーストラリアからのスキー客増加を受け、国際リゾート地としての取組を開始。外資系企業が不動産事業を手始めにアウトドアビジネスにも事業範囲を広げるなど取組が広がっている。これにより国内外の移住者、そして、観光関連を中心として雇用も増加している。ニセコ町では、オーストラリアや東アジアの観光客に、スキーリゾート地としての魅力を積極的にPRし、国内外の人々との交流を促進し、観光、農業、環境の分野を中心とした個性的なまちづくりを実践し、地域案内人などの人材育成や移住相談窓口などの整備を行っている。
秋田県五城目町	廃校を活用した企業誘致	地域での雇用創出に対し工業団地のような企業誘致可能性が低いとの調査結果を受け、お金をかけない形での事業者支援活動を行うこととして既存の施設(廃校)を利用しコミュニティ施設と一体となった事業者支援施設として「地域活性化支援センター」を整備。都市部での積極的な営業活動を通し、地域の素材が気に入った人達が進出してきている。進出企業間でのコラボレーションで仕事生まれるなどの効果が出ている。
栃木県茂木町	就労支援：庁舎にジョブセンター	平成 26 年 10 月に茂木町と栃木県労働局の一体的事業で、茂木町と地元企業の雇用のマッチングを促進する。
島根県江津市	ソーシャルビジネス等の創業支援	誘致企業の撤退や建設業等の廃業が続く中、江津市は、平成 22 年度からソーシャルビジネス等の創業を目指す人材を誘致・発掘することを目的に「ビジネスプランコンテスト(通称:Go-con)」を開催した。このコンテストを契機に、平成 23 年 4 月に創業を目指す人材や若者の挑戦を支援する組織「NPO 法人てごねっと石見」が設立された。同市は総務省「過疎地域自立活性化優良事例表彰」にて総務大臣賞受賞(平成 25 年)。また、地域課題解決型事例勉強会や今年 5 月からは江津商工会議所、桜江町商工会が創業塾を開講。
徳島県(神山町)、NPO 法人グリーンバレー	ワークインレジデンス事業(IT企業サテライトオフィス誘致<空き家活用>)	徳島県は県内全域に光ファイバー網を整備している。そこで、過疎化の進む徳島県神山町の NPO グリーンバレーがアーティストやIT企業などのクリエイティブ産業を中心に誘致。誘致に際しては、街の理想像に必要な企業・職人を逆指名する。約2年間ITベンチャー9社がサテライトオフィスを開設した。また、移住者増加に伴い、店舗や施設のオープンも相次いでいる。NPO グリーンバレーは、県内8か所にある移住交流支援センターの一つである神山町のセンターを受託運営。グリーンバレーはアーティストインレジデンス運営などで培った移住ノウハウ、及び町内のインフラ環境を活用し、IT企業を誘致。

出所)新聞・雑誌、各主体ホームページ等の公開情報より作成

(2) 遊休施設等を活用した雇用創造事例

工場団地のような大規模なインフラを整備するのではなく、既存の施設等を利活用して企業の誘致や新たな起業や産業を支援する取組も行われている。古民家や使われなくなった公共施設、撤退した工場等を活用し、雇用の場としてのインフラを再整備する取組は、小規模な起業の受皿として機能するとともに投資額の面からも財政上の負担を軽くするメリットがあるといえる。

図表 3-2 遊休施設等を活用した雇用創造事例

自治体(他運営組織)	取組の形態	取組概要(自治体・及び主体組織の役割)
群馬県(企画部地域政策課)	サテライトオフィス インぐんま	古民家や空き施設をサテライトオフィスとして企業に活用してもらうため、県が市町村と協力して物件紹介事業を開始、IT企業のサテライトオフィスやプロジェクトごとに短期滞在する拠点としての利用を想定。現在、県内の桐生市、みどり市、下仁田町、南牧村、片品村、昭和村が参加。町内の雪山等の地形を活かして、スノーボードウエアなどをはじめとした洋服デザイン会社が本社機能をみなかみ町に移転している。
東京都墨田区(産業経済課)	空き工場活用による産業観光	墨田区は、区内の空き工場などを利用して「産業観光」の拠点づくりを計画。カフェの併設やものづくり体験、見学が気軽にできるスペースを想定。観光客、地元住民に、地場産業と観光を合わせて楽しんでもらい、町工場の活性化を狙うもの。拠点整備は区内外から運営事業者を募集し、区が2,000万円を上限に工場改修費や設備購入費を補助。
山梨県山梨市(農林商工課)	空き工場活用「空き工場バンク」	現在使われていない工場活用のため「空き工場バンク制度」を開始。市は活用できる市内の工場や事務所などを募集し、所有者と利用希望者のマッチングを行う。なお、市は、所有者と希望者の契約には直接関与しない。市は既に空き家や店舗のバンク制度の実績あり。今年2月から募集を開始。市は、企業誘致に関して早急に行うことは難しいと想定し、既存施設や土地を活用する「空き工場バンク制度」を計画し、活用できる物件を所有者が登録する。物件は市のHP、及び市農林商工課の窓口で詳細を確認することが出来る。
岐阜県	空き工場活用	閉鎖による大規模な空き工場に進出する企業に最大10億円助成。100人以上の新規雇用が条件となる。対象の業種は製造業などに限定せず、運輸、卸売、メンテナンス、クリーニング工場等も可能。現在対象となるのは2009年閉鎖のパナソニックエレクトロニックデバイス岐阜工場(損斐郡大野町)。そのほか、既存の立地補助金に関しても、新エネルギー、食料品、医薬品、医療・福祉機器関連産業など、成長が見込める分野に関しては、要件を緩和する。
島根県隠岐の島町	空き施設活用のためのビジネスプラン募集	地域資源を活用したビジネスプランのコンテストを企画・アイデアを募集。町内の小学校の廃校舎を活動拠点にしたプランが条件で優秀賞2点にはそれぞれ賞金30万円と創業・定住を支援。協力機関として東京都世田谷区の廃校舎を若いクリエイターらの創業支援施設として再生させた実績を持つ「株式会社ものづくり学校」が支援する。

出所)新聞・雑誌、各主体ホームページ等の公開情報より作成

(3) 移住・定住促進事例

雇用の創造による移住・定住促進を図る上では、移住・定住の受皿も重要な支援ツールである。人口が減少する地方都市においては、「住んでみたい」と思わせる仕組みも雇用創造の一つとして対応することが考えられる。

各地の取組では、体験ツアーの実施や体験住宅の提供、賃料等の金銭面での支援、相談業務の充実といった対応が行われている。

図表 3-3 移住・定住促進事例

自治体(他運営組織)	取組の形態	取組概要(自治体・及び主体組織の役割)
北海道内 83 市町村	移住者誘致(家具付き体験用住宅、格安賃貸)	北海道内では 83 市町村が、官民協力して、移住者誘致策を打ち出している。体験移住用家具付き短期賃貸マンションなどを用意している釧路市には 2013 年度一年間で首都圏などから延べ 225 人が滞在した。しかしながら本格移住にはつながっておらず、雇用の確保が急務とされている。NPO 法人住んでみたい北海道推進会議は東京、大阪などで PR イベントを実施している。
千葉県(房総R不動産)	BOSOBASE(バケーションレンタル)	オーナーが所有している condominium や一軒家を一定期間借りて滞在するバカンスのスタイル。定住検討前に試験的に暮らしてみるためや別荘として一定期間滞在するためなど多様な目的での利用が可能。
マイクロステイ(鎌倉市)	鎌倉マイクロステイプロジェクト(週単位の貸別荘)	マイクロステイ(鎌倉市)は湘南エリアで短期間の移住体験を提供するサービスを開始。オフシーズンで空いている別荘や買主・借主が未定の家屋を1週間単位で貸し出す。鎌倉市内では、ステイケーション(東京・渋谷)、b.note(鎌倉市)といった民間企業が同様のサービスを展開中。
愛知県豊根村	住宅無償譲渡	若者定住を目指し、村営住宅5戸を一定期間(定住30年)居住で、無償譲渡する。住宅は3LDK、木造二階建て、2台分駐車場、家庭菜園つき。入居資格は世帯主が40歳以下で、5年以上住み続け、地域活動ができること。家賃は月額3万円。
兵庫県加西市	無料宿泊体験	若者定住促進を目的として、市内の賃貸住宅に無料宿泊体験をしてもらう取組を不動産会社と開始。

岡山県岡山市、市内民間団体	移住・定住支援協議会	仕事や住まいなど移住に伴う相談を市の窓口で一括受付、各団体が対応する。 市、県不動産協会、ハローワーク岡山、移住者支援に当たる市民団体「子ども未来・愛ネットワーク」など8団体で組織。 市の移住・定住支援室が希望者からの問い合わせを受け、内容に応じて各団体に対応を依頼する。
島根県邑南町	業者へ町有地譲渡	邑南町は、U・I ターン者向けの家を建てる町内の業者などに、町有の遊休地をいったん格安で貸した後に無償で譲渡する取組を始める。田舎暮らしを希望する人に合う空き家が足りないため、住まいを確保し、町外から引っ越し人を更に増やす考え。第一弾として、町営住宅跡地等2か所に計4戸以上(延べ25~125平米)を建設し10年間以上貸し出すことが条件。いずれも400万円程度で貸した後に譲渡する。町は、2011年度に「日本一の子育て村」構想を掲げ、中学生までの医療費無料などの施策を展開。一定の移住者を受け入れた。
島根県	半農半X	島根県は都会地の若者向けに農業を兼業で担う田舎暮らしをPRし、U・I ターンにつなげる事業。農業研修等の経費として2年間、月額12万円を助成。兼業で農業に従事すれば、「X」についての制限はなし。実績としては、農業・畜産法人、スキー場での勤務などが多く、看護師、介護職員もいる。
高知県(産業振興推進部移住促進課)	移住・交流コンシェルジュなど	移住に係るあらゆる相談(居住、仕事等)やその後のフォローアップも行う。また、県レンタカー協会と連携して移住希望者が県内を下見する際に料金の20%の割引を行うなど様々な支援策を実施。
大分県豊後高田市	移住希望者を対象とした市内空き家見学ツアー	豊後高田市では、移住希望者を対象に見学、伝統行事であるお祭りの鑑賞、農村家庭の宿泊などのツアーを企画。本企画は、地域活性化センターの支援事業を活用。定員は20名。参加料は無料で実施。住みたい田舎ランキングでは3年続けて上位にランクされている。 市のHPには、定住情報として、定住支援情報と一緒に就労・就農情報、婚活促進・結婚促進、住宅に関すること、空き家バンク、子育て世代による対する引っ越し支援事業、ガイドブック・パンフレットがワンストップで提供されており、移住定住者に対する総合的な支援が準備されている。 子育て世代の移住に力を入れており、就学前児童だけでなく、5歳から中学生までの学習支援も実施している。

出所)新聞・雑誌、各主体ホームページ等の公開情報より作成

2. 江津市における企業誘致・創業支援の取組概要

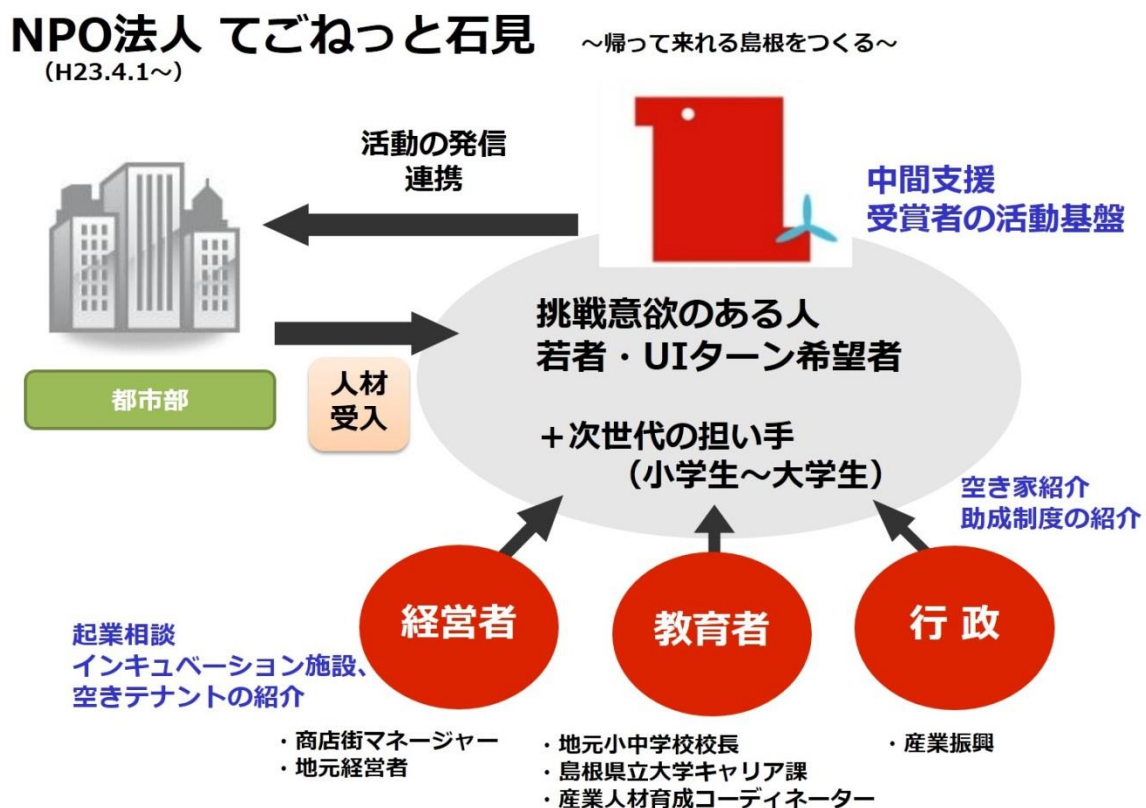
江津市では市内の工業団地への企業誘致活動のほか、定住人口増加策として増加する空き家を対象とした空き家バンクを実施している。これに伴い家はあれど働き場がないという状態を改善するため、自ら働く場を作れる人を集めようとの考えからビジネスプランコンテスト(通称:Go-con)を開催し、ここへの参加者を中心として江津駅周辺でのまちづくり活動等が活発化してきている。

図表 3-4 江津市の取組概要

<p>企業誘致に関する取組</p>	<p>広島をメインターゲットとして、その他東京・大阪の企業に対し工業団地への誘致を実施。 年に3～4回、30社程度訪問。島根県出身の社長がいる企業に訪問を行う。 企業に対する地域の人材供給の観点からは、産業界と教育現場の橋渡し役として産業人材育成コーディネーターと連携し、人材の確保・育成を図っている。</p>
<p>地元企業情報の把握</p>	<p>遊休施設等の存在状況等の地元情報は市の担当者1名が市内の企業を巡回し情報収集を行う。 企業とのパイプを持つ担当課長の存在と商工会議所との連携。</p>
<p>ビジネスプランコンテストの取組</p>	<p>空き家バンクの実施を通し、住む場所があっても働く場所がないというギャップの解消策として、自分で働く場を作れる人材を集めるという考え方による取組を開始。 創業支援を通じた人材誘致を行うことで「選ばれる」から「選ぶ」への考え方のシフト。</p>
<p>ビジネスプランコンテスト“GO-Con”の概要</p>	<p>地域課題の解決や地域資源の活用につながるビジネスの掘り起しや支援を行う取組。 応募件数：初年度25件、2年目23件、3年目13件、4年目11件、5年目13件 大賞：1名、賞金総額：100万円 参加者へのサポートとして、①収支計画書個別相談、②一次審査通過者向けブラッシュアップ、③プレゼンテーション(二次審査会)への参加費用支給がある。 創業希望者に対しては、コンテストに限らず江津市、江津商工会議所、桜江町商工会、てごねっと石見、日本海信用金庫の5機関が各種相談の支援を行う体制となっている。 てごねっと石見は、江津市からGO-Conの企画運営の委託を受け、全体のトータルコーディネートを実施。 (⇒参考までに巻末の資料編に募集要項を掲載)</p>
<p>NPO法人 てごねっと石見の概要</p>	<p>ビジネスプランコンテスト参加者の受皿として平成23年に設立。 人口流出、雇用の場喪失の問題が顕著な石見地域において、地域起こしに燃える人が行政区域、職域の垣根を越えて連携し、地域イノベーションを起こす。「若者が帰って来られる」地域をつくるため、地域と若者の成長を目指すことを活動理念に挙げている。 事業としてGo-Conの運営を主体とした①創業支援、②人材育成、③駅前活性化の3分野を実施。 14名の理事と実務スタッフ4名で、収入の9割は委託事業。</p>

<p>てごねっと石見の創業支援業務</p>	<p>G0-Con はビジネスプランコンテストを最終ステップとして、①異業種交流会、②地域プレイヤー育成のための実践講座、③起業・創業の基本と応用を学ぶ、という4つのスキームで構成されている。</p> <p>①異業種交流会「う・まいんど」は異業種の人と地域のうまいものを食べて交流をするというもので、隔月で実施されている。</p> <p>②実践講座「ごうつ道場」は、起業や継続のしぼりはなく、空いた時間でプラン作りを考える集会。</p> <p>③起業・創業の基本と応用を学ぶ「ごうつ塾」は起業、創業に必要な基本的知識や手法を学び、モチベーションアップや事業計画作成、助成金説明等の各講座が実施される。</p> <p>④ビジネスプランコンテストは地域資源の活用や地域課題の解決方法をビジネスにするためのコンテストとして実施される。</p>
<p>その他のポイント</p>	<p>江津市では、定住支援の一環として、地域行事を整理した「集落の教科書」を作成し配布している。</p> <p>てごねっと石見は、東京でも島根県出身者を集めた交流会を不定期に開催し、取組紹介やネットワークづくりを行っている。ネットワークづくりにおいては、あまり熱くなりすぎず楽しみな活動を通して自然と仲間が広がっていくというスタンスを重視している。</p>

図表 3-5 てごねっと石見の役割



※「てご」とは地域の言葉で「手伝い」を意味する。

出所) 江津市提供資料より

3. 事例分析から考えられる館山市への示唆

(1) 雇用創出について

企業誘致に関しては、工業団地の存在、周辺での産業集積やマザー工場等の存在状況、豊富な工業用水などの特徴が他地域との差別化要因となりうる。誘致に向けた企業情報の収集に関しては、行政内での企業とのパイプを有するキーマンを活用する点や、代表者が地元出身者であるなどの地域との関係性の強い企業を優先的に訪問するなどがポイントとして挙げられる。

また、地域内の産業の状況や活用可能な遊休土地・施設の把握に関しては、行政担当者による日常の細やかな情報収集を通して、外部からの問い合わせ等に迅速な対応ができる準備も必要である。

工業団地を持たない館山市の企業誘致を考える上では、①セールスポイントとして他地域にない館山市の特性把握、②企業向けに活用可能なインフラや施設・設備等の整理、③館山市との関わりを有する企業のリストアップといった準備が必要である。

また、江津市のビジネスプランコンテストのように、小規模でも地域で雇用を創出する取組を官民が連携し地域として支援し、これを通し移住定住促進を図っていく仕組みを作っていくことも重要である。

(2) 移住定住促進について

移住定住促進策としては、移住定住希望者に対するきめ細かい対応がポイントとして挙げられる。豊後高田市においては、空き家バンクだけでなく新たな住宅の造成や遊休施設の活用による多様な住宅支援を行うとともに、独身男女が地域内で結婚し定住につながることを目的として婚活などのソフト面での取組も併せて実施している。

また、移住後に地域コミュニティに溶け込みやすくするアフターフォローにも配慮が必要である。江津市における地域の行事を整理した「集落の教科書」の作成、豊後高田市における移住者を対象とした子育てや教育面、市内での就労面での多彩なサポートの実施はこの参考となる。

移住定住者の就労に対するニーズは多様であるため、企業誘致型の雇用確保、起業・創業型の支援、市内での就労スペースの確保等の総合的な対策が必要である。また、地域内での既存の雇用機会に対しスムーズな就労が可能となるような人材育成面での対応も検討すべき対策といえる。

第4章 企業誘致・雇用創造に向けた館山市の取組の検討

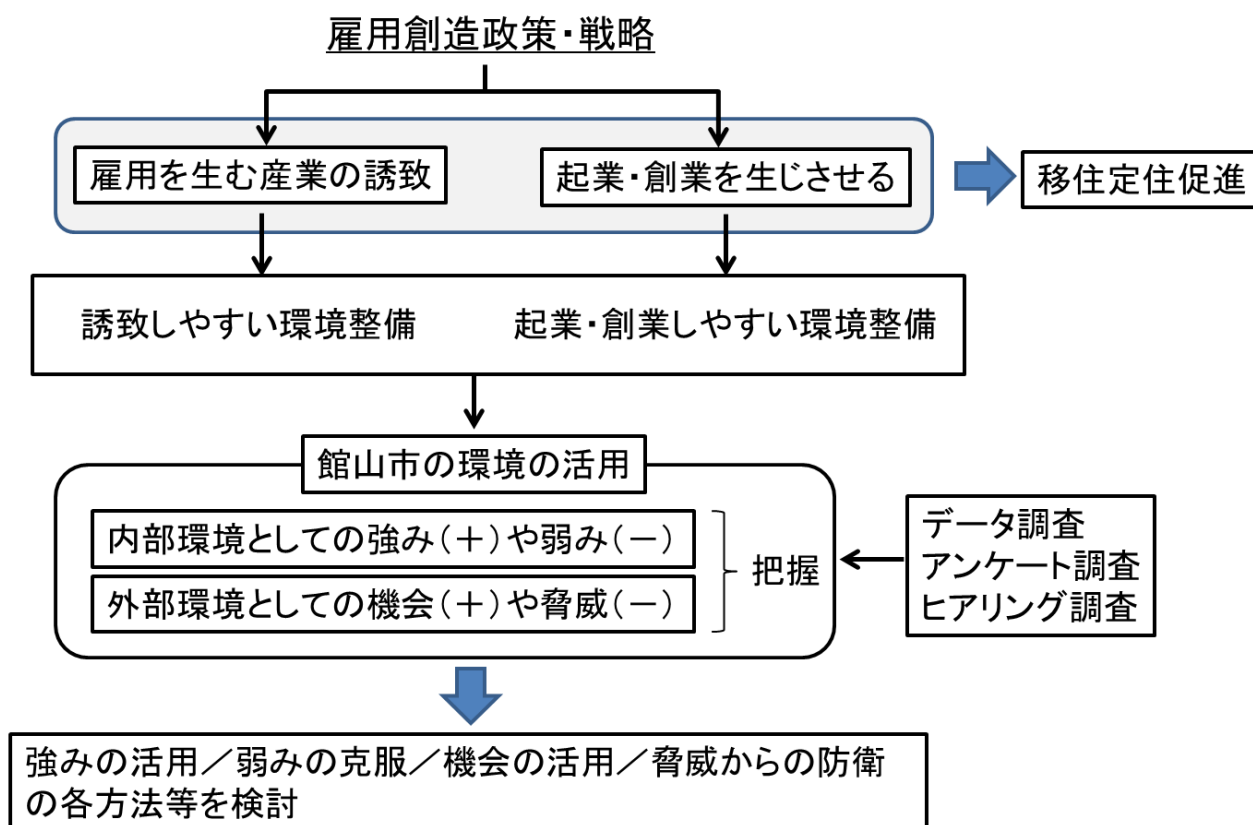
第4章 企業誘致・雇用創造に向けた館山市の取組の検討

1. 企業誘致・雇用創造方策案の検討フロー

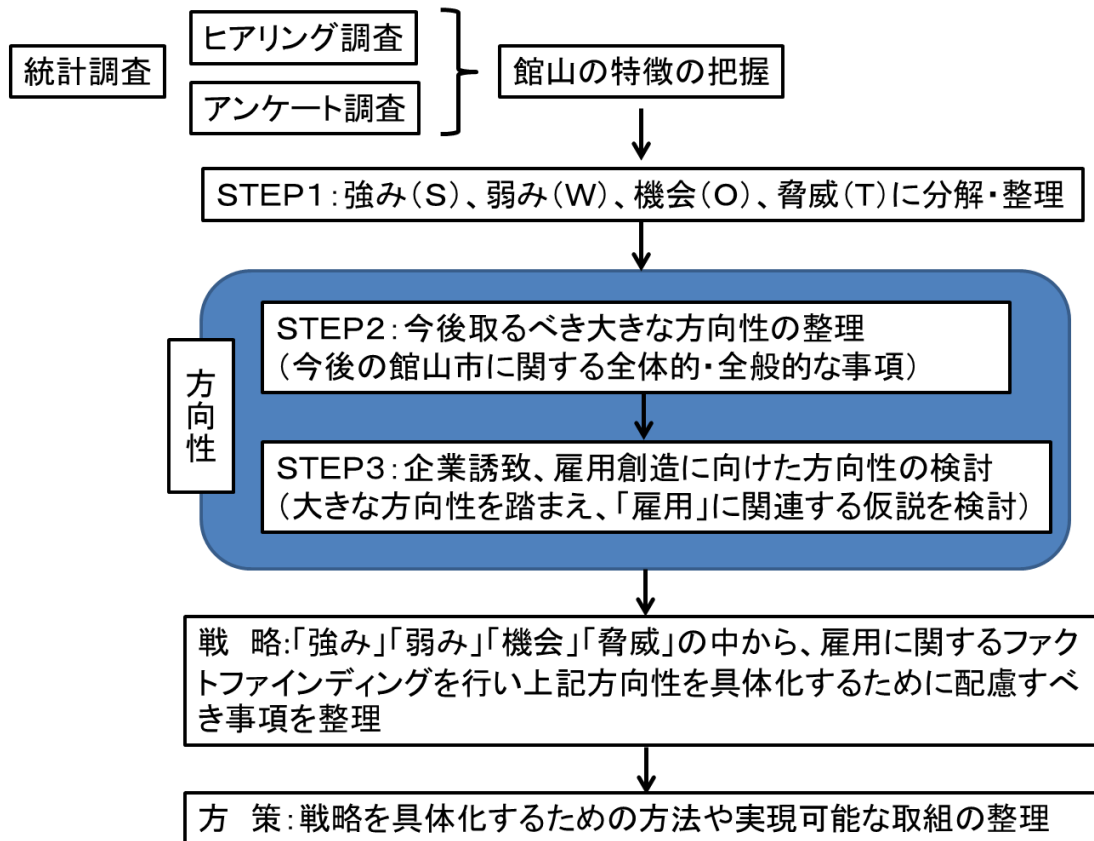
企業誘致・雇用創造に向けては、雇用を生じさせる産業に対するインセンティブや起業や創業がしやすい環境整備が重要となる。このため、現状の館山市が有する内部環境（インフラの状況、労働力の状況、産業の集積状況等）や他地域との比較優位性といった外部環境の状況を踏まえ、企業誘致や雇用創造に対してどのような対応が行えるのかを考えていく必要がある。

このため、前段で行った統計調査やヒアリング、アンケート調査から得られた館山市の特徴を、強み（S）、弱み（W）、機会（O）、脅威（T）毎に整理し、これらの組合せをSWOT分析(※)で考えることにより、今後向かうべき方向性や戦略等を検討する。

図表 4-1 検討フロー



図表 4-2 整理の方法



※SWOT分析とは

地域が置かれている状況を内部環境と外部環境の2軸に分け、有利な点と不利な点のそれぞれの視点で整理し、強み(S)、弱み(W)、機会(O)、脅威(T)を見える化する枠組み。これを基に内部環境と外部環境を組み合わせることで、積極的な対策を取るべき対応、差別化を図っていくべき対応、改善を行うべき対応、廃止も含めた見直しを検討すべき対応等の対策を整理・検討することができる。

		内部環境	
		強み(S)	弱み(W)
外部環境	機会(O)	強み×機会 強みを活かして機会を取りこむにはどうすべきか？	弱み×機会 弱みでせっかくの機会を逃さないためにはどうするか？
	脅威(T)	強み×脅威 強みを活かして脅威を跳ね返すにはどうすべきか？	弱み×脅威 弱みによって脅威が現実にならないようにするにはどうすべきか？

2. 館山市の強み弱みの整理と取組の方向性

(1) 館山市のSWOT

館山市の強み（S）、弱み（W）、機会（O）、脅威（T）は以下のとおりである。

図表 4-3 館山市のSWOT

	S(強み)	W(弱み)
内部環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 文学にも登場する歴史のある土地柄 ● 1年を通して温暖な土地柄 ● 首都圏における豊かな自然環境(海・山) ● 南房総エリアにおける拠点都市「館山」の認知度 ● 就業時の転入傾向が高い(自衛隊) ● 宿泊・飲食サービス、食品製造業に特化傾向 ● 3、40代の移住率が高く、近年は社会減が改善の傾向 ● 館山の認知度ときれいな海、青い空といった自然環境面でのブランド力の高さ ● 大消費地東京との近接性 ● 地元就業ニーズの存在 ● 人間関係がオープンな土地柄 ● 低い犯罪発生件数 ● 移住定住を支援する組織の存在 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少、少子化・高齢化による地域活力の低下 ● 市内の公共交通機関、市外からの公共交通アクセスともに脆弱 ● 大規模な土地の確保が困難 ● 将来の地元での人材不足や人口減少につながる就学時(若者)の人口流出 ● 工業団地の誘致失敗と大規模工場の撤退(雇用の受皿減少) ● 扶助費の増加による財政の逼迫 ● 公園・図書館等の文化的公共施設が少ない ● 雇用側のニーズに合致する人材確保が困難 ● 多様なニーズに対応した就労場の不足 ● 女性的視点の欠如による消費者ニーズへの対応不足 ● 基幹産業としての観光に対する意識の低さ ● 地域産品の地域内流通体制の未整備 ● 他地域との差別化における競争方法の選択ミス
外部環境	<p>○(機会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東京・横浜方面からのアクセス性の向上 ● 高齢化に伴う医療福祉分野での雇用機会の増大 ● 南房総エリアでの医療体制の充実 ● 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催 ● 南房総エリアでの就農希望者の存在 ● マリンレジャー・スポーツニーズの存在 	<p>T(脅威)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県の企業団地事業からの撤退 ● 同様の自然的環境にある周辺地域との競合 ● 就学時の人口層の流出により優秀な人材の地元離れが進むことへの懸念

(2) 方向性の検討

SWOT分析からの方向性としては、以下のような整理が考えられる。

図表 4-4 SWOT分析による方向性

	強みの活用	弱みの克服
内部環境	<p>大消費地首都圏をターゲットとした館山ブランドの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 拠点都市の情報発信力を活用した魅力(強み)の発信 ● 東京、横浜といった首都圏大消費地に対する海や山といった自然環境を有する館山が持つブランド力の活用 ● 就農希望者のスカウト 	<p>発想の転換を含めたソフト面の対応とハード整備可能性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者向けサービスの充実 ● 産業としての観光意識の啓発 ● 低未利用地、空き家等の活用 ● 競争方法の見直し ● 女性参画の支援 ● 就業・起業意識を持つ移住者の呼び込み ● 文化的公共施設の整備 ● デマンド交通等の地域内交通の整備
外部環境	<p>機会の活用</p> <p>ターゲットの明確化とニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 横浜、東京といった首都圏大消費地のニーズ把握と対応 ● 医療福祉分野での人材育成 ● インバウンド観光ニーズの把握と対応 ● 就農ニーズへの対応 ● マリンレジャー・スポーツニーズ向けの環境整備 	<p>脅威の排除・回避</p> <p>周辺と連携した人材育成や操業支援等の雇用対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な企業誘致によらない新たな雇用対策 ● 高校や就業先の魅力向上 ● 市内立地企業・産業の流出防止策 ● 周辺地域との連携した取組の展開

館山市はこれまで南房総エリアの拠点都市として、周辺地域に比べて都市的な機能も含めて集積が図られてきた。しかし近年、エリア全体での人口の減少、少子・高齢化、産業面の伸び悩み等、活力の低下が生じている。このような状況を踏まえ、引き続き南房総エリアでの拠点性を維持していくためには、雇用を創出させ地域の活力強化を図っていくことが必要である。

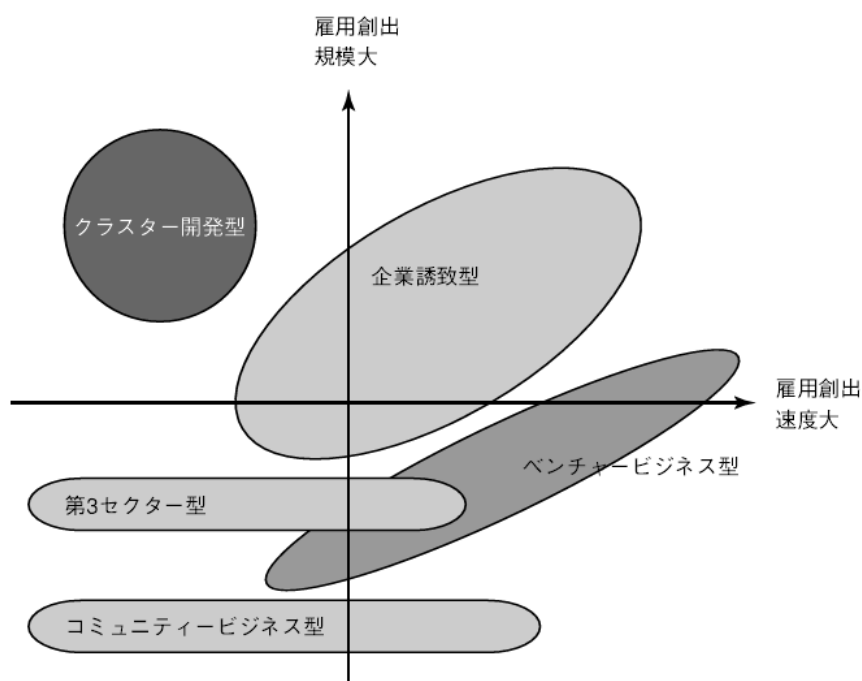
一方で、従来行ってきた工業団地の整備については、これまでの経緯から困難であると考えられるため、大規模な産業誘致ではなく、館山市の特性を踏まえた新しい企業誘致や雇用創造の在り方について検討を行う必要がある。

今後の企業誘致、雇用創造の方向性としては、首都圏のニーズを踏まえ、南房総・館山の魅力要素である豊かな自然環境（海・山）を活かした観光やレジャー産業への取組、農業などの1次産業分野での就労機会の提供やそこの産品を活用した6次化への取組、居住者が地域の魅力を発信しながら小さなビジネスを実現できる環境整備、高齢者の増加に対応した医療介護ビジネスの展開等が考えられる。

(3) 地域雇用創出のパターン

前述の方向性に沿って館山市にふさわしい企業誘致・雇用創造を行うに当たり、地域の雇用創出パターンについて、既存の調査研究を基に、若干の考察を行う。

図表 4-5 雇用創出の類型



出所)労働政策研究報告書 No.26「地域雇用創出の現状に関する研究」(2006年)

独立行政法人労働政策研究・研修機構の労働政策研究報告書 No. 26「地域雇用創出の現状に関する研究」（2006年）によると雇用創出の累計として「企業誘致型開発」「産業クラスター型開発」「ベンチャービジネス型開発」「第3セクター型開発」「コミュニティー・ビジネス型開発」の5つを整理している。

①企業誘致型開発

雇用創出の規模も大きく速度も速い「企業誘致型開発」である。従来の企業誘致は、工業用地を造成し、各種の優遇策を提示して、特定の産業や企業を対象を絞ることなく、間口の広い募集をするという方法が一般的であった。しかし、最近の成功例の多くは、工業用地の特性を考慮して、誘致産業・企業の範囲を明確に特定化するという「戦略型企業誘致」の手法を駆使している。

②産業クラスター型開発

雇用創出規模は大きい、雇用創出を実現するまでにかかなりの時間を要するタイプの「産業クラスター型開発」である。葡萄の房を意味する「クラスター」の概念を提唱したのは M. Porter であり、地域に根ざした産学官の連携による技術開発と起業の促進を目的としている。

従来の工場誘致型の開発とは異なり、地域での内発的な産業・雇用創出が期待され、経済産業省の「産業クラスター計画」と文部科学省の「知的クラスター創成事業」が進行している。これらの計画の大半は、先端分野の技術開発における国の重点4分野であるライフサイエンス（生命科学）、情報通信、環境、ナノテクノロジー（超微細技術）・材料に関連している。

「産業クラスター計画」においては、①質の高い経営・技術・販路などの情報が流通する「産学官の人的ネットワーク」の構築、②新たな製品・サービスの創出につながる「実用化技術開発支援」、③起業家育成施設など起業環境の整備を三位一体で進め、事業化後も販路開拓などの支援を効果的に実施することを計画している。ただし、産業クラスター型の産業・雇用創出は、その効果が現れるのにかなりの時間を要する。

③ベンチャービジネス型開発

「ベンチャービジネス型開発」である。このタイプは、雇用創出の速度は速いが、雇用創出規模はそれほど大きくない。ただし、将来的には大企業に成長する可能性もあり、全国的に地方自治体はその支援策を講じている。注目されるのは、衰退産業の代表のように思われている農業関連分野で、規制緩和を追い風にベンチャー企業が成長しはじめたことである。

④第3セクター型開発

公的セクターと民間企業が共同出資・運営に当たるこのタイプの雇用創出は、かつてリゾート開発で大規模な第3セクターが全国に数多く設立されたが、その多くは多大な負債を背負って倒産・解散に追い込まれている。現状で着実に成果を上げているのは、地域の実情に適合させた開発計画が多く、

そのため雇用創出にある程度の時間がかかるとともに、雇用創出規模もそれほど大きなものではない。

⑤コミュニティ・ビジネス型開発

地域課題をビジネスの手法により解決しようというこのタイプは、大都市圏から離れた人口規模の小さな地方都市においても活用が可能であり、地元の資源を活用して小規模ではあるが収益の出るビジネスを展開している。

以上の特徴を踏まえ、館山市での雇用創出パターンとしては、①小規模かつ特定テーマの企業誘致、④第3セクター型、⑤コミュニティ・ビジネス型での取組可能性が考えられる。

図表 4-6 雇用創出類型と館山市での可能性

雇用創出類型	館山市での可能性
企業誘致型	過去企業誘致の経験から用地造成型の可能性は低い。一方で造成等を伴わない小規模かつ特定テーマの企業誘致可能性は考えられる。
産業クラスター型	国家プロジェクトレベルでの開発可能性は企業誘致型同様に低い。一方で、特定テーマでの小規模かつネットワーク型の展開可能性は考えられる。
ベンチャービジネス型	現状地域においてベンチャーが生ずる素地となる特定技術等を有する企業や大学、支援施設が存在しておらず可能性は低い。
第3セクター型	可能性として排除されるものではないが、第3セクターとする必要性や公的な支出に対する理解が必要。
コミュニティ・ビジネス型	地域課題の解決にビジネスの手法を用いるものであり可能性は考えられる。

以上を踏まえ、館山市での雇用創出に向けては、既存のインフラや中小規模の投資で対応可能な企業誘致の視点、これに関連し将来的にも地域の強みや特徴となる水平型あるいは緩やかなヒエラルキーを持つクラスター形成につながるような起業や創業の促進の視点、また、これらの雇用機会に対し、地域課題である定住人口の確保や若者に魅力的な雇用機会の創出、高齢者スキル・ネットワークの活用が図られるようなコミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネス分野での人材育成もできるような対応を図っていくことが必要と考えられる。

(4) 戦略の整理

以下では、これらを踏まえ考えられる戦略を整理する。

① S×O戦略（強みの活用×機会の活用）

【すなわち⇒ 強みと機会を活用して積極的に対応すべき分野での取組】

- 首都圏をターゲットにしたビジネスやサービスの開発・展開促進。
- 都会的な生活環境を有する一方で温暖で豊かな自然環境を享受できることから生ずる館山ならではのバリュー（価値）をセールスポイントとした首都圏に対する館山ブランドの発信。
- グローバルな視点から大都市 TOKYO にありながらきれいな海・青い空・豊かな自然を持つゾーンとしてのシティプロモーション。

《取組のイメージ》

価格面は“同等（＝）”でも内容面は“優れている”（＜）点を強化することで、館山の比較優位性をウリにすることができる。例えば、宿泊・飲食サービス業では、産地に近い館山は東京よりも安く新鮮な食材が提供可能である。したがってサービスレベルを東京と同等に高めれば、同じ値段でも東京よりもいい食材提供が可能で、「館山」の価値が高まり、新たなニーズを得ることが可能となる。

企業誘致や雇用創造を促進する上でも、大消費地である東京へのアピールポイントとしてこのような館山の強みを前面に出した戦略が必要である。また、既存の市内の産業に対しても、このような差別化を支援することで、新たなビジネス機会の創出による雇用機会の創出等に働き掛けていくことが考えられる。

② S×T戦略（強みの活用×脅威の排除・回避）

【すなわち⇒ 社会経済環境の変化に伴い地域の活力を低下させる恐れがある事柄に対し、強みを活かすことで他地域との差別化を図っていくべき分野での取組】

- 館山ならではの集積を高めるという発想に基づく差別化。
- 従来のような大規模工業団地開発とは異なる産業の集積への切替え。

《取組のイメージ》

大規模な工場用地の確保や大規模な製造業の誘致が困難な館山市の状況を踏まえ、館山市の強みを活かすことが可能な産業（ex. マリンレジャー系産業やその関連産業）を対象に、小規模な産業誘致を図ることが考えられる。

③ O×W戦略（機会の活用×弱みの克服）

【すなわち⇒ 社会経済環境の変化に伴い訪れる機会を積極的に捉え段階的に地域として弱みとなる部分を補強すべき分野での取組】

- 首都圏に対する館山の露出機会の増加。
- 高齢者向けサービスの開発促進・充実。
- 移住希望者も対象とした起業・創業に対する支援の充実。
- インバウンド対応の促進。

《取組のイメージ》

首都圏の高齢化による医療介護ニーズの高まりに対し、老後も含め人生の質を高めることのできる生活に焦点を当てたライフスタイル提案として、都会的な環境を維持しながらストレスのない生活を送るための環境を体験できるプログラムを提供するサービス業の育成を支援する。加えて既存の医療サービスを下支えするため、首都圏の高齢者を対象とした移住促進を図るとともに福祉介護系のニーズをビジネス支援・人材育成を図ることが考えられる。

④ W×T戦略（弱みの克服×脅威からの防衛）

【すなわち⇒ 社会経済環境の変化に伴い地域の活力を低下させる恐れがある事柄に対し、地域の弱点がさらに地域活力を低下させないためにも守りを固め、課題の見直し、克服を行う分野での取組】

- 南房総エリアの振興に向けた周辺地域との役割分担の整理・連携強化。
- 個人レベルでの起業・創業までを対象にした幅広い雇用創出支援。

《取組のイメージ》

南房総エリア全体での集積を目指し、首都圏の都市部に在住の南房総エリア出身者等を対象にI・J・Uターン支援を行うとともに、館山市内での起業・創業支援環境を強化する。その際千葉県臨海部企業のOBを活用するなどの起業・創業や事業継続支援の環境を整備することが考えられる。

3. 館山市にふさわしい企業誘致・雇用創造の基本的な考え方と全体像

(1) 基本的な考え方

館山にふさわしい企業誘致・雇用創造を考えるに当たっては、前段で検討した取組の方向性やそれに伴う戦略を踏まえ、館山ならではの特性や館山でしかできないようなこと、館山の強みといった「館山らしさ」の一層の追求・掘り下げが必要である。

館山の大きな魅力は、首都圏にありながら海や山などの自然を有する点にある。特に海の存在は館山の温暖な気候や豊かな食に多大な影響を与えている点からも非常に重要な地域資源であるといえる。

一方で、「首都圏又はその近郊にあり海を有する都市」という点では、神奈川県にも同じ千葉県内にも複数存在している。これらの同様な立地や自然環境を有する地域に比べて、館山では更に何が特徴であり差別化を図ることができるかについて明確化することが「館山らしさ」を追求する観点から必要である。他にはない館山市の起業誘致・雇用創造のための方策とは、館山の大きな魅力である「海」を核として、これに関連する館山市での様々な活動との関係から特徴付けされるものと考えられる。

(2) 全体像

館山市にふさわしい企業誘致・雇用創造の全体像は、館山ならではの特徴を有する「海」と、「海」との関係によって紡ぎだされる館山市での様々な活動である「ライフスタイル」の関係を示し、他地域とは異なる独自性を持ったものである必要がある。

ここでは、館山市が立地上、半島の先端に位置し、多様な海と美しい景色、温暖な気候、地理上の要衝であるといった特性や、東京などの都会とは異なるこれからの新しいライフスタイル提案を行える場所であるといった「先端性」を反映させ、館山市の企業誘致・雇用創造の全体像のコンセプトを、

「海と暮らす“最先端”のまち館山」の実現

と定め、前段で整理した4つの戦略に基づき「海」の特徴と「ライフスタイル」を組み合わせることで、実現に向けた方策の整理を行う。

まず、「海」を中心に据え他地域との差別化が可能なポイントを整理すると、「館山らしさ」として以下の項目を挙げるができる。

図表 4-7 館山の海が有する特徴「館山らしさ」

- 内湾と外洋、浅海と深海、暖流と寒流といった対照的な要素を有する海
- 特に内湾は穏やかで荒れない海
- 東京や横浜の都心から2時間で行ける透き通った海
- 暖流(黒潮)の影響により館山に温暖な気候をもたらす海
- 富士山と海に沈む夕日が同時にみられる希少な海
- 東京湾の入り口、日本列島のほぼ中央に位置し古来より今日に至るまで我が国の要衝の海

次に館山市での「ライフスタイル」の構成要素と企業誘致や雇用創造との関係性としては、以下のよう内容が考えられる。

① 『住』

居住地としての館山は、年間を通して温暖で治安も良くコミュニティも良好で、お年寄りから子供までストレスの少ない暮らしが実現できる。首都圏にあつて「海」を有する豊かな自然環境は、定住だけでなく二地域居住にも適しており、このようなニーズを掘り起こすことで、増加する空き家や企業や大学等の保有施設の利活用を進めることも考えられる。

【想定される産業等】

・既存の施設の躯体の用途変更や全面改修を行うコンバージョンや再生建築に関する建設業、不動産業、移住関係の案内やガイドを行うアテンドサービスなど

② 『遊』

館山は、海水浴以外にも様々なマリレジャーが体験できる。このような恵まれた環境をフルに活用し、海に関連のあるレジャーを誰もが気軽に楽しめる各種サービスを提供することで、交流人口を増加させ地域経済にお金が落ちる仕組みを作り上げることが考えられる。

観光面では、更に周辺市町と一体となって、より一層の魅力向上と効果的な情報発信を図っていくことが必要である。

【想定される産業等】

・マリレジャー関連産業全般（サーフショップ・スクール、ダイビングショップ・スクール、フィッシングショップ・スクール、スイミングショップ・スクール、マリレファッションショップ、ヨットクラブ・スクール、カヌー・カヤックショップ・スクール、アウトドアショップ・スクール等）、飲食業（カフェ、レストラン、屋台）、宿泊業（リゾートホテル、宿泊と朝食の提供を料金に含み比較的低価格で利用できる宿、宿泊のできるレストラン、民宿）、旅行業、イベント業など

③ 『働』

館山は、マリンレジャー関連産業、飲食業、宿泊業といった観光産業全般について今後一層の発展の可能性を有している。このような環境を活かしたビジネスチャンスについては、観光ニーズの創出に向けたシティプロモーションによるPR活動も含め、今後一層支援を行うことで活性化させることが可能となる。

また、市内に立地する海上自衛隊や海上保安庁は、安心・安全な生活の要として重要なものである。これらの機能を維持し充実させることは、職員の館山市への移住や市民の雇用が期待されるだけでなく、関連消費が市内の産業全般に波及するため、館山市の経済活動にとって極めて重要なものであり、南房総エリアの拠点機能としても引き続き必要な存在である。このような機関については、国の重要な機関としての位置付けだけでなく、館山市の経済活動上の重要性からも、一層の充実を図るべく国に要請していくことが重要である。

【想定される産業等】

・海上自衛隊や海上保安庁（千葉海上保安部館山分室）等の海洋分野に係る公的機関、飲食業（カフェ、レストラン、屋台）、宿泊業（リゾートホテル、宿泊と朝食の提供を料金に含み比較的低価格で利用できる宿、宿泊のできるレストラン、民宿）、旅行業、イベント業、広告業など

④ 『食』

館山には複数の漁港があり水揚げされる魚の種類も豊富である。一方で一般に流通しない魚も多く存在している。こういった「マイナー魚、低未利用魚」の流通を促進することで、ここにしかない「食」を提供することができる。また、温暖な環境で育てられる農作物も豊富であり、これらを地元で提供したり、首都圏のマーケットに提案することで漁業や農業の新たな可能性が開ける。

食材の供給に当たっては、周辺市町とも連携して豊かな「食」のポテンシャル（潜在的能力）を発揮していく必要がある。

【想定される産業等】

・農業、水産業、飲食業（カフェ、レストラン、農家レストラン、漁師レストラン）、食品加工業（水産品加工業、農産品加工業）、流通業、直売所など

⑤ 『憩』

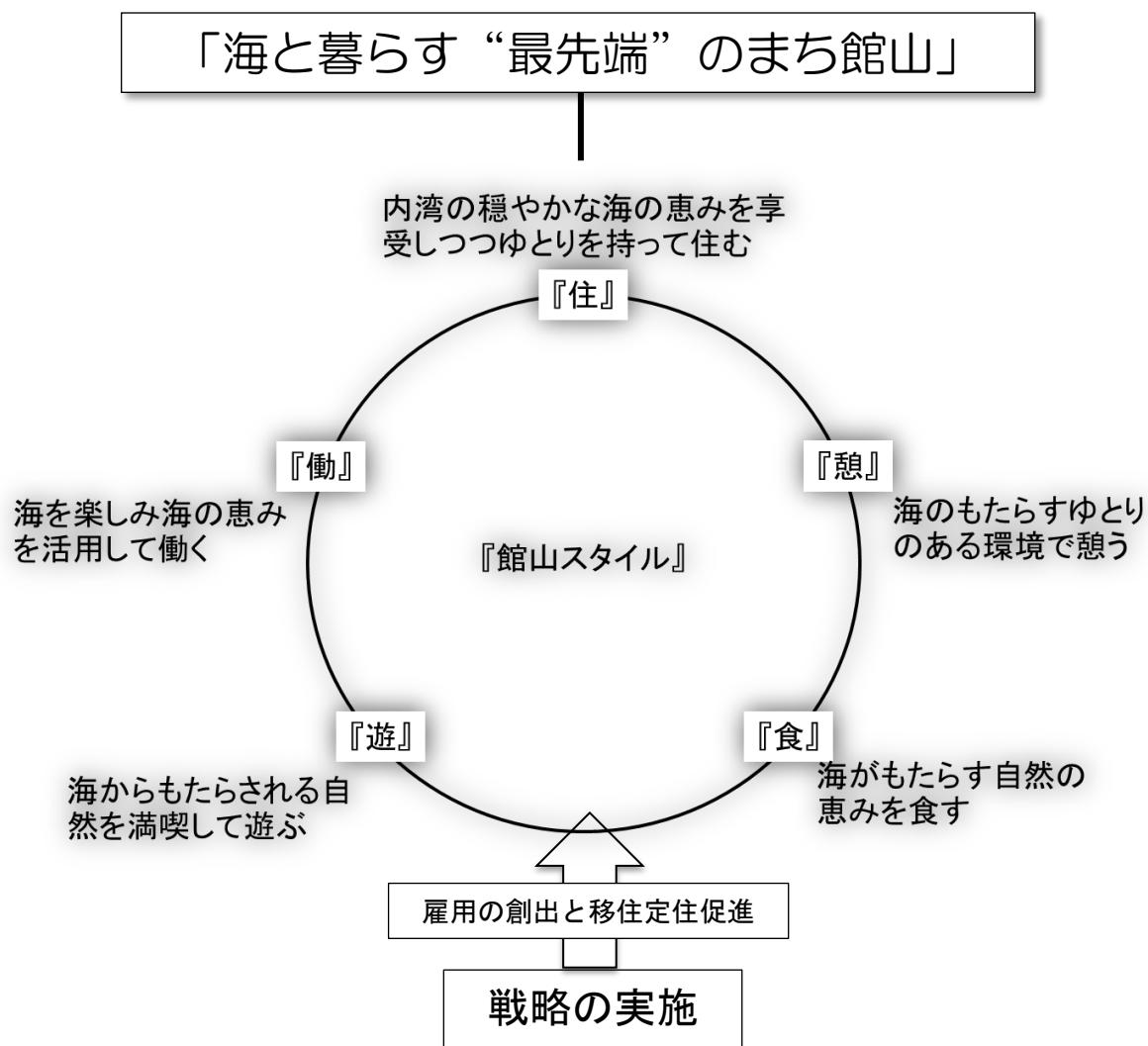
館山は、年間を通して温暖で治安が良く、地域内医療体制も充実している。高齢者が穏やかな生活を送るのには適した環境であるとともに、海や自然に囲まれた暮らしは、ストレスの多い都会生活者の生活にゆとりと潤いをもたらす。

【想定される産業等】

・医療（個人開業医、専門病院、リハビリ病院、ホスピス）・介護福祉産業（ケア付き住宅、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム）、宿泊業（リゾートホテル、長期滞在型コンドミニウム）など

なお、「海と暮らす“最先端”のまち館山」において、上記の館山の海が有する「館山市らしさ」と館山での「ライフスタイル」の組み合わせを『館山スタイル』として定義する。

図表 4-8 全体像イメージ



4. 課題整理と今後の企業誘致・雇用創造に向けた方策の検討

前述の『館山スタイル』の実践を担う、あるいはサポートする企業・産業を育成していくことが「海と暮らす“最先端”のまち館山」の実現につながると捉え、以下では前段で整理したSWOT分析に基づく戦略に照らして具体的な方策を、企業等誘致、起業・創業支援、既存産業支援の3つの観点から整理する。また、企業誘致・雇用創造を補完・支援する施策についても併せて整理する。

【SWOT分析に基づく戦略】

S×O戦略 ⇒ 強みと機会を活用して積極的に対応すべき分野での取組

S×T戦略 ⇒ 社会経済環境の変化に伴い地域の活力を低下させる恐れがある事柄に対し、強みを活かすことで他地域との差別化を図っていくべき分野での取組

O×W戦略 ⇒ 社会経済環境の変化に伴い訪れる機会を積極的に捉え段階的に地域として弱みとなる部分を補強すべき分野での取組

W×T戦略 ⇒ 社会経済環境の変化に伴い地域の活力を低下させる恐れがある事柄に対し、地域の弱点がさらに地域活力を低下させないためにも守りを固め、課題の見直し、克服を行う分野での取組

(1) 企業等誘致

① S×T戦略

S×T方策1：『館山スタイル』に関連する企業・産業の誘致

(課題)

- ・『館山スタイル』を強化するための産業の集積。
- ・支援メニューの整備。

(アプローチ方法)

アプローチ内容	担い手
・ マリンレジャー等、『館山スタイル』に関連する産業に関する情報収集・企業訪問。	館山市、千葉県
・ 訪問企業に対して希望する支援内容等のヒアリング。	館山市
・ ヒアリングを踏まえたマリンレジャー等、『館山スタイル』に関連する産業に対するインセンティブ制度の検討と予算の確保。	館山市
・ 大学や民間保有分も含めた誘致可能な施設や土地等のリストアップ。	館山市、市内及び市外の企業

S × T方策2：『館山スタイル』に関連する官公庁（海上自衛隊、海上保安庁）の機能強化要請

（課題）

- ・ 地方創生に関する取組への対応及び拠点都市としての機能の維持及び強化。

（アプローチ方法）

アプローチ内容	担い手
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生に関する国の機関の地方移転に関する情報収集。 ・ 海上自衛隊、海上保安庁に対する機能強化等に対する働きかけ。 	館山市、千葉県
<ul style="list-style-type: none"> ・ より実践的な訓練活動が可能な立地であり効果的な訓練が可能な場所として、海上自衛隊の既存施設に隣接する市有地への教育訓練機関等の誘致活動。 ・ 太平洋上活動に対する立地上の強みを活かし海上保安活動の機動性向上が図られる場所として、海上保安庁に対する分室からの機能格上げ要請。 	館山市、千葉県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有地の提供等の誘致条件の整理。 	館山市
<ul style="list-style-type: none"> ・ ひと・まち・しごと創生法に基づく地方人口ビジョン及び総合戦略づくり。 	館山市、千葉県

② O × W戦略

O × W方策1：医療・介護系ビジネスの誘致

（課題）

- ・ 超高齢化時代に対応可能な産業の誘致や既存産業の育成。
- ・ 医療・介護系ビジネスへの対応が可能な人材育成。

（アプローチ方法）

アプローチ内容	担い手
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護系産業の動向に対する情報収集及び進出意向ヒアリング。 ・ 医療・介護系人材の育成支援。 	館山市、千葉県
<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング結果等を踏まえた支援制度設計。 ・ 人材育成費に対する予算の確保、助成。 	館山市、千葉県
<ul style="list-style-type: none"> ・ 『館山スタイル』に対応可能な医療・福祉系産業の誘致。 ・ 医療・介護系ビジネス専門学校の講座誘致。 	館山市

(2) 起業・創業支援

① W×T戦略

W×T方策1：館山アクションプランコンテスト

(課題)

- ・問題意識を行動に移す機会の確保。
- ・起業・創業に関する支援。

(アプローチ方法)

アプローチ内容	担い手
・起業・創業に関するワンストップ相談窓口の設置。 ・創業支援セミナーの実施。	館山市、商工会議所、地元金融機関、NPO法人（おせっ会）等
・既存の起業支援事業補助金のPR強化。	館山市、商工会議所、地元金融機関、市内企業
・館山応援団やネットワークづくりを通して広がった人脈を中心としたプラン募集。	館山市、商工会議所、市内及び市外の企業
・行政や商工会議所、地元金融機関等による審査・支援体制を構築し地域一体となったアクションの支援。	館山市、商工会議所、地元金融機関、市内企業
・ビジネススキルを有する高齢者の活用検討とビジネススキルバンクの創設。	館山市、商工会議所
・ビジネス支援図書館の整備構築。	館山市

W×T方策2：主体的に活動可能な組織づくり

(課題)

- ・次世代の担い手づくり。

(アプローチ方法)

アプローチ内容	担い手
・館山応援団やネットワークづくり、アクションプランコンテスト提案者の受皿として、またそれらの取組の運営主体としての組織づくり。	館山市、商工会議所、市内企業、市内外協力者、NPO 法人

② S×O戦略

S×O方策1：アテンドサービスの創設

(課題)

- ・『館山スタイル』を提供する上でのマリンレジャーを中心とした市内でのアクティビティ全般に対する総合的支援の必要性。

(アプローチ方法)

アプローチ内容	担い手
・『館山スタイル』に関するマーケット調査やターゲットの設定。	館山市
・『館山スタイル』に関するインターネット等でのワンストップ型の情報提供。	館山市、観光協会、市内企業
・市内を中心としたアクティビティメニュー提供主体の育成。 ・周辺市町と一体となったアクティビティメニューの魅力の向上。	誘致企業、創業者、市内企業、商工会議所、館山市、周辺市町
・アテンドサービスの提供に向けた市内及び周辺企業等における検討体制づくり。	誘致企業、創業者、市内及び市外の企業、商工会議所、館山市、周辺市町

③ O×W戦略【段階的施策】

O×W方策1：ビジネススキルを有する高齢者の活用

(課題)

- ・ビジネススキルを有する高齢者の存在状況の把握、活用可能性の検討。
- ・ビジネススキルを有する高齢者のノウハウやネットワークの活用。

(アプローチ方法)

アプローチ内容	担い手
・市内在住高齢者に対する意識調査の実施。	館山市
・館山アクションプランコンテストの有望プランの事業化支援等に役立てるため、ビジネススキルを有する館山市在住又は館山市に移住定住意向のある高齢者やその予備軍の人材発掘として、ビジネススキルバンクの創設。	館山市、商工会議所
・市のHPや広報を活用した人材募集の実施。	館山市
・高齢者のノウハウを活用したモデル事業の実施。	館山市、商工会議所

(3) 既存産業支援

① S×T戦略

S×T方策1：既存の企業向け支援策の認知度向上と拡充

(課題)

- ・企業向け支援策の周知不足。

(アプローチ方法)

アプローチ内容	担い手
・行政担当者による企業訪問による制度説明。	館山市
・企業ニーズ把握による制度内容の見直し・拡充。	館山市
・企業訪問員へのビジネススキルを有する高齢者の活用の検討。	館山市

② W×T戦略

W×T方策1：既存産業の体力強化

(課題)

- ・地元観光産業を担う人材の不足。
- ・地元食材流通ネットワークの脆弱性。

(アプローチ方法)

アプローチ内容	担い手
・行政担当者による地元観光業や流通業に対するニーズや問題点のヒアリング等の実施。	館山市
・地元観光産業を担う人材の啓発・育成。 ・地元食材流通ネットワークの整備・強化。	館山市、市内及び周辺市町の企業、周辺市町

W×T方策2：遊休施設等のコンバージョン等に対する支援

(課題)

- ・空き家、空きビル、空き施設等の実態把握と利活用。

(アプローチ方法)

アプローチ内容	担い手
・空き家、空き店舗だけでなく大学の保養所・合宿所や企業の福利厚生施設等を含め市内の遊休施設の実態把握。	館山市
・活用案の検討支援。 ・施設のコンバージョン等に関する予算の確保や助成。	館山市
・市内建設、不動産業の他、「おせっ会」等の既存のNPO法人との連携についても検討。	市内企業、NPO法人

(4) 3つの視点を補完し『館山スタイル』具体化するためのインフラ的支援

① S×O戦略

S×O方策1：『館山スタイル』を支援する館山応援団づくりと館山ネットワークづくり

(課題)

- ・最大のマーケットである首都圏に対する館山の魅力の発信力強化。

(アプローチ方法)

アプローチ内容	担い手
・人口規模の大きい東京都内等で館山の魅力をPRする機会の確保。	館山市
・都内在住の館山市出身者や縁者、館山市内で協力してくれる人を頼り、口コミベースでのネットワークづくり。	館山市、観光協会、市内企業、市民、館山ふるさと大使、館山市出身者
・都内の協力可能な飲食店等において館山の食材を使った料理を提供した館山の魅力の発信。	館山市、観光協会、市内企業、館山ふるさと大使、館山市出身者
・館山の応援団となり館山に対して協力してくれる人の発掘、館山応援団づくり。	館山市、観光協会、市民、館山ふるさと大使、館山市出身者
・フェイスブック等 SNS を活用した館山応援ページの立ち上げと情報発信。	館山市、観光協会、市民、館山ふるさと大使、館山市出身者
・農業者、漁業者、物流業者との流通体制の構築。	館山市、市内企業
・東京都市部での千葉県物産を扱う店舗等との連携による協力店舗の開発。	館山市、市内企業

S × O方策2 : 『館山スタイル』のビジュアル化

(課題)

- ・『館山スタイル』のわくわく感の醸成。

(アプローチ方法)

アプローチ内容	担い手
・官民連携による首都圏を中心としたシティプロモーション計画の検討。	館山市、観光協会、市内企業
・行政窓口等の外部との接点では担当者に『館山スタイル』のイメージが伝わるユニフォーム等を着用させるなどの見える化・ビジュアル化対応。	館山市、市内企業
・やる気のある地元企業に対する首都圏向けプロモーション活動費の予算化・助成。	館山市、商工会議所、千葉県

5. ロードマップ

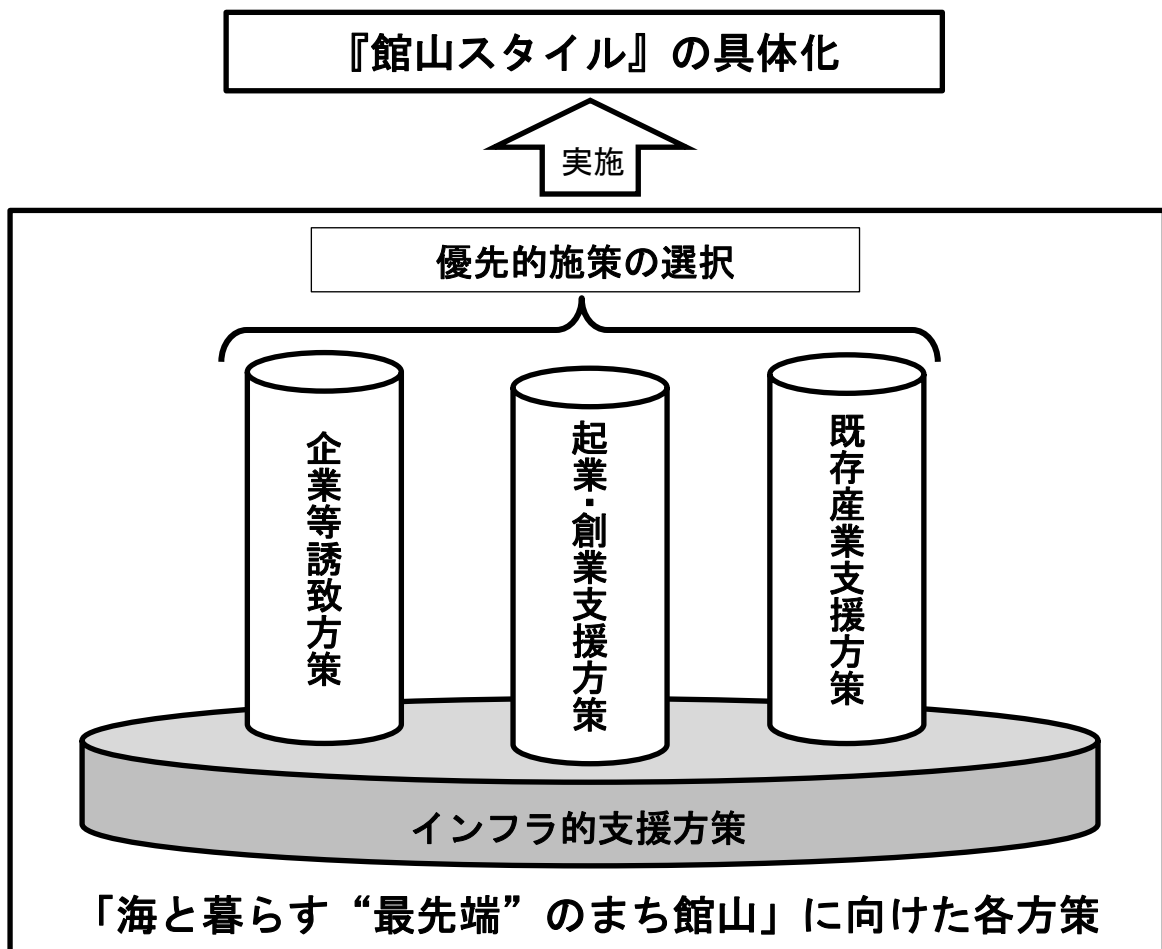
『海と暮らす“最先端”のまち館山』の実現に向けた各方策の工程を整理する。

取組の進め方としては、市内の既存産業に対する支援策の強化と『館山スタイル』に対する理解度を高め、一定の実績を作ることが地域外の企業等に対する誘致を行う上でも説明力を持つものと思われる。一定の集積や成功事例が生ずることで、企業誘致や起業・創業希望者にとっても進出しやすい環境が生ずることになる。

また、取組のうち、行政が主体となって動けるものについては、早い段階から主体性を持って取り組むことが重要である。

このためには、企業等誘致、起業・創業支援、既存産業支援のそれぞれの取組について優先的に取り組むべき方策、これらを進めるうえでインフラ的に取り組むべき方策について、次年度以降優先的に取り組むべき事柄を明確化したメリハリある対応を図り、市内での雇用の創出機会を高め、中長期的な移住・定住人口の増加へと結び付けていく必要がある。

図表 4-9 ロードマップ作成イメージ



図表 4-10 各方策の工程

方策	短期的対応	中期的対応	長期的対応
企業等誘致方策	『館山スタイル』に関連する企業・産業の誘致 ⇒マリンレジャー企業情報収集 ⇒誘致可能場所等のリストアップ	⇒企業訪問の実施 ⇒インセンティブ制度の検討 ⇒予算化 ⇒誘致活動	⇒継続的誘致
	『館山スタイル』に関連する官公庁（海上自衛隊、海上保安庁）の機能強化要請 ⇒情報収集・働きかけ ⇒活用可能土地の整理	⇒継続的誘致	
医療・介護系ビジネスの誘致	⇒ワンストップ窓口の創設（※） ⇒創業支援セミナー実施、支援体制の構築（※） ⇒既存支援事業のPR強化 ⇒官民連携による検討	⇒医療・介護産業関連情報収集 ⇒進出意向ヒアリング ⇒支援制度設計 ⇒アクションプラン ⇒アクションプランコンテスト実施	⇒誘致活動 ⇒人材育成 ⇒継続的誘致
起業・創業支援方策	館山アクションプランコンテスト ⇒ワンストップ窓口の創設（※） ⇒創業支援セミナー実施、支援体制の構築（※） ⇒既存支援事業のPR強化 ⇒官民連携による検討	⇒アクションプラン募集準備	⇒継続的実施
	主体的に活動可能な組織づくり アテンドサービスの創設 ビジネススキルを有する高齢者の活用	⇒組織化 ⇒情報発信 ⇒アクションプラン提供主体の育成 ⇒高齢者に対する意識調査	⇒サービステキニ提供に向けた検討体制づくり ⇒人材発掘・ビジネススキルバンク創・人材募集 ⇒モデル事業の実施

既存産業支援方策	<p>既存の企業向け支援策の認知度向上と拡充</p> <p>既存産業の体力強化</p> <p>遊休施設等のコンバージョン等に関する支援</p>	<p>⇒企業訪問・制度説明の実施</p> <p>⇒地元観光業・流通業に対するヒアリング</p>	<p>⇒制度内容の見直し・拡充</p> <p>⇒人材啓発・育成</p> <p>⇒流通ネットワークの整備・強化</p> <p>⇒市内遊休施設等実態調査 ⇒活用案検討支援</p>	<p>⇒企業訪問員への高齢者活用検討</p> <p>⇒助成制度の予算化・助成</p>	<p>継続的実施</p> <p>継続的実施</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
インフラ的支援方策	<p>『館山スタイル』を支援する館山応援団づくりと館山ネットワークづくり</p> <p>『館山スタイル』のビジュアル化</p>	<p>⇒館山市出身者等の把握</p> <p>⇒ネットワークづくり</p> <p>⇒館山情報の発信</p>	<p>⇒館山応援団づくり</p> <p>⇒都市部等での協力店の開発</p>	<p>継続的実施</p>	<p>継続的実施</p> <p>継続的実施</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

(※)方策に限らず平成27年度に館山市が実施することが既に決定している事業。

なお、それぞれの方策を適切な順序で実施していくことで、例えば、次のような方策間の相乗効果も期待できる。

図表 4-11 方策間の相乗効果例

方策	期待される相乗効果の例
企業等誘致方策 × 起業・創業支援方策	『館山スタイル』に関連する企業・産業の誘致においてマリンレジャー企業が誘致されることで、関連の起業・創業者が館山アクションプランコンテストに応募し、企業間連携による新たなサービスや商品が開発される。
企業等誘致方策 × インフラ的支援方策	館山市に進出した企業が『館山市スタイル』のビジュアル化として、窓口職員のユニフォームをデザインすることで、より効果的なPR効果が生ずる。
起業・創業支援方策 × 既存産業支援方策	館山アクションプランコンテスト応募者が、遊休施設等のコンバージョン等を実施し、活動拠点とすることで地域に賑わいが生ずる。 既存産業が観光分野でのサービス拡大に当たり、アテンドサービスとの連携によるサービスの高度化を図る。
起業・創業支援方策 × インフラ的支援方策	主体的に活用可能な組織づくりに、館山応援団が参加したり、ネットワークを活用することで市内での活動が一層充実する。
起業・創業支援方策 × 起業・創業支援方策	アクションプランコンテスト実施後に、有望プランの実際の事業化支援等にビジネススキルを有する高齢者が参加することで高齢者の活用が図られるとともに、アクションプランの事業化支援が充実する。

調査研究委員会名簿

調査研究委員会名簿

委員長	青木 英一	敬愛大学 経済学部 特任教授
委員	杉井 繁樹	館山商工会議所 会頭
	岡部 明子	千葉大学大学院 工学研究科 教授
	澁谷 博之	千葉県安房地域振興事務所 所長
	村岡 昌憲	ブルーブルー株式会社 代表取締役
	上條 長永	株式会社さわらび 常務取締役
	八代 健正	特定非営利活動法人おせっ会 理事長
	木村 義雄	館山市 参与
	上野 学	館山市 経済観光部長
	鈴木 善彰	一般財団法人地方自治研究機構 調査研究部長
事務局	和田 修	館山市 経済観光部 プロモーションみなと課長
	三浦 太郎	館山市 経済観光部 プロモーションみなと課 副課長
	栗原 章	館山市 経済観光部 プロモーションみなと課 定住促進係長
	亀井 徹	館山市 経済観光部 商工観光課 副課長
	久保田信治	一般財団法人地方自治研究機構 調査研究部 主任研究員
	川崎 淳子	一般財団法人地方自治研究機構 調査研究部 研究員
基礎調査 機関	宮地 義之	株式会社日本経済研究所 地域振興部長
	坂野 航	株式会社日本経済研究所 地域振興部 主任研究員
	永島 千恵	株式会社日本経済研究所 地域振興部 副主任研究員

(順不同 敬称略)

資料編

- ・「館山市企業誘致基本方針（仮）」策定に関するアンケート調査
- ・館山市内居住者への市内定住意向アンケート調査
- ・移住意向に関するアンケート調査
- ・館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例
- ・館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例概要
- ・館山市起業支援事業補助金交付要綱
- ・館山市起業支援事業補助金のご案内
- ・江津市ビジネスプランコンテスト募集要項 2014

「館山市企業誘致基本方針（仮）」策定に関するアンケート調査

館山市内立地事業者の皆様

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より市政運営に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、我が国は人口減少期にあるとともに都市部への人口集中が進んでおり、本市においても人口の減少は顕著であり、定住人口と雇用の確保は喫緊の課題となっています。

このため、本市では企業誘致および移住者による起業促進等による雇用創造を最重要課題とし、「館山市企業誘致基本方針（仮）」策定に関する調査研究として、市の特徴を生かした雇用創造の方向性や具体的な企業誘致・雇用創造方策等のあり方について検討を行っています。

本市が引き続き安房地域の拠点都市としての機能を発揮し、地域住民へのより良いサービスを提供していくために、市の実態にあった産業振興や企業誘致・雇用創造を図っていく必要があります。

このアンケート調査は、市内に立地する事業者の皆様により市内での企業活動における特徴をお聞きし、今後の市内における雇用と居住のあり方を考える上での基礎資料とするものです。

皆様には、御多忙のところお手数をおかけしますが、本趣旨に御理解をいただき、このアンケート調査に是非御協力をお願い申し上げます。

館山市

御回答に当たって御留意いただきたい点

1. この調査は、市内に立地する事業者のうち、無作為に抽出した約 1,300 社を対象として実施しております。
2. 御回答いただいた内容については、全て統計的に処理し、個々の内容を公表することはありません。
3. 御回答については、経営者または経営全体が分かる方に御記入をお願いいたします。
4. あてはまる番号等に○をつけるもの（回答数は設問によって異なります。）と、必要に応じて数値や具体的な内容を御記入いただくものがございますので、適宜御回答ください。
5. 御回答は、**平成26年9月22日（月）までに**、この調査票に御記入いただき、同封の返信用封筒に入れて御返送ください。

お問い合わせ先

担当	館山市経済観光部プロモーションみなと課 (千葉県館山市館山1564-1) 栗原（クリハラ）
電話番号	0470-22-2544
E-Mail アドレス	minato@city.tateyama.chiba.jp

貴社名等を御記入ください。この調査に関するお問い合わせ以外には使用しません。

貴社名（貴事業所名）・部署	
御回答者様のお名前・役職	
電話番号	
E-Mail アドレス	

問1 貴事業所の概要についてお伺いします。

① 本店・支店の別（どちらか1つに○をつけてください。）

1. 本店	2. 支店
-------	-------

② 資本金 ※支社・支店の場合は、企業全体の資本金（○は1つ）

1. 100万円以下	2. 300万円以下	3. 500万円以下	4. 1,000万円以下
5. 1,000万円超～3,000万円以下	6. 3,000万円超～5,000万円以下		
7. 5,000万円超～1億円以下	8. 1億円超		

③ 業種（○は1つ）※複数の場合は、最も売上高の高い業種1つに○をつけてください。

1. 建設業	2. 食料品製造業	3. 印刷・同関連製造業
4. 金属製品製造業	5. 一般機械器具製造業	6. その他製造業
7. 電気・ガス・水道業	8. 情報通信業	9. 運輸業
10. 卸売業	11. 小売業	12. 金融・保険業
13. 不動産業	14. 飲食業	15. 宿泊業
16. 医療・福祉サービス業	17. 教育・学習支援サービス業	18. 複合サービス業
19. その他サービス業		

④ 貴事業所の従業員数（9月1日現在の人数を御記入ください。）

※ 正規社員とはパート、アルバイト、契約・派遣社員以外の職員をいいます。

従業員総数	人
上記総数のうち正規職員数	人

⑤ 貴事業所の館山市内での操業期間（○は1つ）

1. 1年未満	2. 1～3年未満	3. 3～5年未満
4. 5～10年未満	5. 10～15年未満	6. 15～20年未満
7. 20～30年未満	8. 30～50年未満	9. 50～100年未満
10. 100年以上		

⑥ 貴事業所の主な取引先の立地場所（○は1つ）

1. 市内	2. 千葉県内	3. 東京都内
4. 千葉県・東京都以外の首都圏	5. 全国	6. 海外
7. その他（		）

⑦ 貴事業所の売上規模（○は1つ）

1. 300万円未満	2. 300万円以上～500万円未満	3. 500万円以上～1,000万円未満
4. 1,000万円以上～3,000万円未満	5. 3,000万円以上～5,000万円未満	
6. 5,000万円以上～1億円未満	7. 1億円以上	

問2 館山市内での企業活動について

①企業活動を行う上での館山市の強み（メリット）は何ですか。（○は3つまで）

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1. 取引先（販売・受注先、仕入・外注先）が近い | 2. 流通コストが安い |
| 3. 市場規模が大きい | 4. 同業者間で仕事の融通ができる |
| 5. 異業種間で仕事の融通ができる | 6. 交通の便が良い |
| 7. 十分な事業用地の確保が容易 | 8. 企業間の情報交換ができる |
| 9. 人件費が安い | 10. 地価、家賃が安い |
| 11. 原材料の入手が容易 | 12. 競合する他社が少ない |
| 13. 豊かな自然環境 | 14. 一般事務員、社員等の確保が容易 |
| 15. パート、アルバイトの確保が容易 | 16. 専門技術者、研究者の確保が容易 |
| 17. 産業支援機関が充実 | 18. 欲しい情報が入手できる |
| 19. 周りの人間関係が良い | 20. 生活環境が良い |
| 21. 大都市に近い | |
| 22. その他（ | ） |

②企業活動を行う上での館山市での弱み（デメリット）は何ですか。（○は3つまで）

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| 1. 取引先（販売・受注先、仕入・外注先）が遠い | 2. 流通コストが高い |
| 3. 市場規模が小さい | 4. 同業者間での仕事の融通が困難 |
| 5. 異業種間での仕事の融通が困難 | 6. 交通の便が悪い |
| 7. 十分な事業用地が確保できない | 8. 企業間の情報交換が困難 |
| 9. 人件費が高い | 10. 地価、家賃が高い |
| 11. 原材料の入手が困難 | 12. 競合する他社が多い |
| 13. 土地利用の規制が厳しい | 14. 一般事務員、社員等の確保が困難 |
| 15. パート、アルバイトの確保が困難 | 16. 専門技術者、研究者の確保が困難 |
| 17. 産業支援機関が不十分 | 18. 研究機関がない |
| 19. 欲しい情報が入手できない | 20. 周りの人間関係が悪い |
| 21. 生活環境が悪い | 22. 大都市から離れている |
| 23. その他（ | ） |

③今後の事業継続についてどうお考えですか。（○は1つ）

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 現在地又は市内で規模を拡張 | 2. 現在地又は市内で現状を維持 |
| 3. 現在地又は市内で規模を縮小 | 4. 市外に移転する |
| 5. 海外に移転する | 6. 廃業する |
| 7. 未定、わからない | |
| 8. その他（ | ） |

④上記③で「4. 市外に移転する」を選択された方にお聞きします。移転先は以下のどこですか。

（○は1つ）

- | | | | | |
|--------|--------------|---------|---------|---------|
| 1. 勝浦市 | 2. 鴨川市 | 3. 南房総市 | 4. いすみ市 | 5. 大多喜町 |
| 6. 鋸南町 | 7. その他（具体的に： | ） | 8. 未定 | |

⑤館山市内での事業活動に当たり行政に求める支援事項は何ですか。(○は3つまで)

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 経営に関する相談 | 2. 公的融資による資金支援 |
| 3. 販路開拓に関する支援 | 4. 研究開発に関する支援 |
| 5. 大学等との連携支援 | 6. 企業同士の連携の支援 |
| 7. 異業種連携の支援(農商工連携) | 8. 新分野進出時の支援 |
| 9. 海外進出時の支援 | 10. 企業マッチング機会の提供 |
| 11. 技術的支援 | 12. 技能・技術継承への支援 |
| 13. 公的支援策等の情報提供 | 14. 経営セミナー、研修 |
| 15. 人材育成 | 16. 人材確保 |
| 17. 特にない | |
| 18. その他() | |

問3 雇用について

①従業員の採用方針について(該当するもの全てに○)

1. 市内からの正規雇用を積極的に受け入れている
2. 市内からの非正規雇用を積極的に受け入れている
3. 市外からの正規雇用を積極的に受け入れている
4. 市外からの非正規雇用を積極的に受け入れている
5. 特段の対応はしていない

②従業員の方のお住まいについての福利厚生制度は整備されていますか。(該当するもの全てに○)

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1. 館山市内に社宅・寮を整備している | 2. 館山市内で住宅を借り上げている |
| 3. 家賃の補助制度がある | 4. 住宅取得時の低利融資等支援制度がある |
| 5. 特にない | 6. その他() |

問4 市の企業支援制度について

①立地奨励金(館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例 第5条)について御存じですか。

(○は1つ)

1. 立地奨励金の存在だけでなく内容も知っており、活用している
2. 立地奨励金の存在だけでなく内容は知っているが活用はしていない
3. 立地奨励金の存在は知っている
4. 知らない

②上記で「2.」または「3.」を選択された方に、その理由をお教え下さい。(○は1つ)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 活用したいが対象条件に適合しないため | 2. 今後活用を検討中であるため |
| 3. 支援内容に魅力がないため | 4. 特に支援を必要としていないため |
| 5. 他の制度等を活用しているため | |

③雇用促進奨励金（館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例 第6条）について御存じですか。（○は1つ）

1. 雇用促進奨励金の存在だけでなく内容も知っており、活用している
2. 雇用促進奨励金の存在だけでなく内容は知っているが活用はしていない
3. 雇用促進奨励金の存在は知っている
4. 知らない

④上記で「2.」または「3.」を選択された方に、その理由をお教え下さい。（○は1つ）

1. 活用したいが対象条件に適合しないため
2. 今後活用を検討中であるため
3. 支援内容に魅力がないため
4. 特に支援を必要としていないため
5. 他の制度等を活用しているため

⑤館山市緊急雇用促進助成金について御存じですか。（○は1つ）

1. 助成金の存在だけでなく内容も知っており、活用している
2. 助成金の存在だけでなく内容は知っているが活用はしていない
3. 助成金の存在は知っている
4. 知らない

⑥上記で「2.」または「3.」を選択された方に、その理由をお教え下さい。（○は1つ）

1. 活用したいが対象条件に適合しないため
2. 今後活用を検討中であるため
3. 支援内容に魅力がないため
4. 特に支援を必要としていないため
5. 他の制度等を活用しているため

⑦館山市起業支援事業補助金について御存じですか。（○は1つ）

1. 補助金の存在だけでなく内容も知っており、活用している
2. 補助金の存在だけでなく内容は知っているが活用はしていない
3. 補助金の存在は知っている
4. 知らない

⑧上記で「2.」または「3.」を選択された方に、その理由をお教え下さい。（○は1つ）

1. 活用したいが対象条件に適合しないため
2. 今後活用を検討中であるため
3. 支援内容に魅力がないため
4. 特に支援を必要としていないため
5. 他の制度等を活用しているため

問5 今後貴事業所が事業を行っていく上で、行政が力を入れるべき対策はどのようなものだとお考えですか。(〇は3つまで)

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 館山市のPR強化 | 2. 住民組織の強化 |
| 3. 農業分野の強化 | 4. 地元中小企業対策の強化 |
| 5. 地元商業活性化対策の強化 | 6. 観光分野の強化 |
| 7. 財政分野の強化 | 8. 雇用創出の強化 |
| 9. 定住人口増加策の強化 | 10. 教育分野の強化 |
| 11. 子育て分野の強化 | 12. 医療分野の強化 |
| 13. 福祉介護分野の強化 | 14. 交通インフラの強化 |
| 15. 上下水道等の生活インフラの強化 | 16. 環境対策の強化 |
| 17. 公営住宅分野の強化 | 18. 防災分野の強化 |
| 19. 治安対策の強化 | |
| 20. その他 () | |

自由回答欄

- 今後、館山市が実施すべき雇用創造や企業誘致・雇用創造方策、移住定住促進策等について御意見・御提案があれば御意見をお聞かせください。

アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。

館山市内居住者への市内定住意向アンケート調査

目的

- 館山市内居住者に対し今後の市内での定住意向を確認する。

対象者

- WEB調査モニターに登録している千葉県館山市内の住民

以下の問にお答え下さい。

問1 館山市での合計の居住年数（○は1つ）

1. 1年未満
2. 1年以上～2年未満
3. 2年以上～5年未満
4. 5年以上～10年未満
5. 10年以上～20年未満
6. 20年以上

問2 館山市での居住状況（○は1つ）

- ①生まれてから住み続けている
- ②いったん市外に移住したがUターンして住んでいる
- ③市外から移住してきた

問3 今後の市外への移住意向について（○は1つ）

- ①市外への移住意向はない
- ②市外へ移住の具体的な予定がある
- ③具体的な予定はないがいずれ市外に移住する
- ④よくわからない

⇒①を選択した人は問4へ

⇒②を選択した人は問5、問6へ

⇒③を選択した人は問6へ

問4 （問3で①を選択した人に対して）市外への移住意向がない理由（○は3つまで）

- ①生まれ育った場所だから
- ②地域に愛着があるから
- ③地域の間人間関係が気に入っているから
- ④地域でやりがいのある仕事や役割を担っているから
- ⑤ここでしかできない仕事等があるから
- ⑥南房総の拠点都市で生活利便性が良いから
- ⑦館山の持つブランドイメージが好きだから
- ⑧通勤・通学に便利だから
- ⑨職場があるから
- ⑩家や社宅などの住む場所があるから
- ⑪親類縁者が居住しているから
- ⑫医療機関が充実しているから
- ⑬海や山など自然が豊かで趣味やレジャーをするのに便利だから
- ⑭気候が温暖で生活しやすいから
- ⑮食べ物が豊富で美味しいから
- ⑯歴史的・文化的な場所だから

- ⑦歴史・文化が豊かさ
- ⑧交通の便
- ⑨行政サービスの充実度
- ⑩道路や下水などのインフラ整備の充実度
- ⑪医療機関の充実度
- ⑫介護福祉環境の充実度
- ⑬子育て教育環境の充実度
- ⑭雇用機会の多さ
- ⑮台風・地震・津波などの自然災害が少なさ
- ⑯治安の程度
- ⑰物価の低さ
- ⑱大都市への近接性

問8 館山市がより住みやすいまちになるためのアイデアやご意見を、御自由に御記入下さい。

移住意向に関するアンケート調査

目的

- 移住に関する就労面での条件、希望等を確認するとともに、館山市への移住意向や関心等を確認する。

対象者

- 首都圏（東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県）内の移住意向を持つ20～64歳の男女（男性：500名、女性500名）

以下の問にお答えください。

問1 移住の時期について(○は1つ)

1. できる限り早く
2. 半年以内
3. 1年以内
4. 1～2年以内
5. 3～5年以内
6. 5年以上
7. 未定

問2 移住先の環境で重視する事柄について

（【1. 大変重要／2. まあ重要／3. どちらともいえない／4. あまり重要でない／5. 重要でない】から1つ選択）

- ①生まれ育った場所あるいはその周辺であること
- ②移住に当たっての就労面での支援の充実度
- ③移住に当たっての居住面での支援の充実度
- ④移住に関し気軽に相談できる人や組織の存在
- ⑤移住実績の多さ
- ⑥自然災害等のリスクの低さ
- ⑦海や山などの自然環境の豊かさ
- ⑧気候の温暖さ
- ⑨大都市との近接性
- ⑩多様な就労先の存在
- ⑪医療環境の充実度
- ⑫子育て教育環境の充実度
- ⑬文化的環境の充実度
- ⑭介護福祉環境の充実度
- ⑮IT等の情報通信環境の充実度
- ⑯地縁血縁の存在
- ⑰地域の歴史性・文化性
- ⑱物価の安さ
- ⑲治安の良さ

問3 移住先の情報入手手段として積極的に活用したいと考えるものについて

（【1. 大変重要／2. まあ重要／3. どちらともいえない／4. あまり重要でない／5. 重要でない】から1つ選択）

- ①新聞
- ②雑誌
- ③書籍
- ④自治体HP
- ⑤移住促進のイベント
- ⑥ツイッター・フェイスブック等のSNS
- ⑦先に移住した人からの情報
- ⑧テレビ・ラジオ
- ⑨民間の移住情報サービス
- ⑩知人・友人からの紹介

問4 移住先での就労意向について（○は1つ）

- ①引き続き今の職場での仕事を続ける
- ②移住先で転職・求職をする
- ③就農（林漁）する
- ④起業する
- ⑤就労する意向はない
- ⑥未定

問5 移住先で職を探すのに重要と考えられるものについて

（【1. 大変重要／2. まあ重要／3. どちらともいえない／4. あまり重要でない／5. 重要でない】から1つ選択）

- ①求人情報の絶対量
- ②求人情報の種類
- ③求人情報の提供機会
- ④民間の職業紹介業者
- ⑤職業訓練機会の提供
- ⑥起業支援
- ⑦就農（林漁）支援
- ⑧就労条件の提示
- ⑨住まいも含めた不動産情報の提供機会

問6 仕事をする上で重視している事柄について

(【1. 大変重要／2. やや重要／3. どちらともいえない／4. あまり重要でない／5. 重要でない】から1つ選択)

- ①業種
- ②職種
- ③収入
- ④立地環境
- ⑤通勤時間
- ⑥労働時間
- ⑦オフィス空間等の執務環境
- ⑧研修等の人材育成支援環境
- ⑨情報通信環境
- ⑩やりがいや仕事の新規性・革新性

問7 移住先の行政の支援として積極的に活用したいと考えるものについて

(【1. 大変重要／2. まあ重要／3. どちらともいえない／4. あまり重要でない／5. 重要でない】から1つ選択)

- ①就職・転職支援
- ②住まい探しの支援
- ③子育て教育支援
- ④健康診断や予防接種等の補助といった医療面での支援
- ⑤高齢者の見守りや相談等の介護福祉支援
- ⑥地域コミュニティへの参加支援
- ⑦地域の情報提供の支援

問8 首都圏内の都県への移住についての関心の程度について

(【1. 大変関心がある／2. やや関心がある／3. どちらともいえない／4. あまり関心はない／5. 関心はない】から1つ選択)

- ①茨城県
- ②栃木県
- ③群馬県
- ④埼玉県
- ⑤千葉県
- ⑥東京都
- ⑦神奈川県

問9 千葉県南房総エリアの認知度について

(【1. 場所・名前ともにわかる／2. 名前は知っている／3. 場所・名前ともにわからない】から1つ選択)

- ①館山市
- ②鴨川市
- ③南房総市
- ④鋸南町
- ⑤富津市
- ⑥勝浦市
- ⑦いすみ市
- ⑧大多喜町
- ⑨御宿町

問10 南房総エリアへの移住についての可能性

(【1. 大いにある／2. どちらかというところある／3. どちらともいえない／4. どちらかというところない／5. 可能性はない】から1つ選択)

- ①館山市
- ②鴨川市
- ③南房総市
- ④鋸南町
- ⑤富津市
- ⑥勝浦市
- ⑦いすみ市
- ⑧大多喜町
- ⑨御宿町

○館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例

平成 25 年 6 月 24 日条例第 25 号
改正

平成 26 年 6 月 26 日条例第 15 号

館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、館山市における企業の立地と雇用の促進に必要な奨励措置を講ずることにより、本市経済の発展と雇用の場の確保を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。
- (2) 事業所 企業がその事業の用に直接供する施設をいう。
- (3) 新設 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 市内に事業所を有しない企業が市内に新たに事業所を設置する場合
 - イ 市内に事業所を有する企業が既存の事業所と異なる業種の事業所を市内に設置する場合
 - ウ 規則に定める廃業の状態にあった事業所において再び事業を開始する場合
- (4) 増設 市内に事業所を有する企業が、事業拡大のため既存の事業所を拡張し、又は現に行っている事業と同一の業種の事業所を新たに市内に設置する場合をいう。
- (5) 投下固定資産 企業が事業所の新設又は増設を行うために取得した地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (7) 常用雇用者 企業と雇用契約を結んだ者であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 当該雇用契約が期間の定めのないものであること。
 - イ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者であること。
- (8) 新規常用雇用者 事業所の新設又は増設のために、事業所（増設の場合は、増設により拡張された事業所の部分又は増設により新たに設置された事業所に限る。以下第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項並びに第 8 条第 2 号において同じ。）の操業開始の日までに新たに雇用された常用雇用者のうち、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(奨励措置)

第 3 条 市長は、予算の範囲内において、企業に対し次に掲げる奨励措置を行うことができる。

- (1) 立地奨励金の交付
- (2) 雇用促進奨励金の交付

(対象企業)

第 4 条 前条に規定する奨励措置を受けることができる企業は、次の各号のいずれにも該当する企業（規則で定める事業を営むものに限る。）であって、規則で定めるところによりあらかじめ市長の指定を受けたもの（以下「対象企業」という。）とする。

- (1) 新設又は増設に係る事業の開始の日までに取得する投下固定資産の取得に要する

費用の総額が新設の場合にあっては1億円以上（新設を行う者が中小企業者である場合は、5,000万円以上とする。）、増設の場合にあっては5,000万円以上（増設を行う者が中小企業者である場合は、2,000万円以上とする。）であること。

- (2) 新規常用雇用者が5人以上（新設又は増設を行う者が中小企業者である場合は、2人以上とする。）であること。ただし、増設に係る立地奨励金の交付を受けようとする場合は、この限りでない。

（立地奨励金）

第5条 市長は、対象企業が新設し、又は増設した事業所に係る固定資産税及び都市計画税の相当額（館山市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成7年条例第20号）第2条又は館山市市税条例（昭和31年条例第6号）第62条の2第1項の規定による不均一課税の対象となる資産に対する課税がある場合は、当該資産につき不均一課税の適用を受けた後の額とする。）を限度として立地奨励金を交付することができる。

- 2 立地奨励金の交付対象期間は、対象企業が新設し、又は増設した事業所が操業を開始した日の翌年の4月1日から起算して3年間とする。

（雇用促進奨励金）

第6条 市長は、新設し、又は増設した事業所に操業開始の日の1年前から操業開始の日までに雇用した新規常用雇用者のうち、操業開始の日から1年を経過した日において引き続き雇用しているものの人数（以下「基準人数」という。）が第4条第2号に規定する人数以上である対象企業に対し、雇用促進奨励金を交付することができる。

- 2 雇用促進奨励金は、基準人数に10万円を乗じて得た額を限度とする。ただし、その総額が2,000万円を超えるときは、2,000万円を限度とする。

- 3 雇用促進奨励金の交付は、操業開始の日から1年を経過した日後に、1回限り行うものとする。

（地位の承継）

第7条 合併、譲渡、相続その他の理由により、対象企業の事業を承継した企業は、市長が認める場合に限り、当該対象企業の地位を承継することができる。

（指定の取消し等）

第8条 市長は、対象企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該指定を取り消し、又は奨励措置を停止することができる。

- (1) 対象企業の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 事業所の操業開始の日から10年以内に、その事業を休止又は廃止したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益となる活動を行う団体であると認められるとき。
- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（報告及び調査）

第9条 市長は、対象企業に対し、立地、営業又は雇用の状況、市税の納付の状況その他必要な事項について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 6 月 26 日条例第 15 号)

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例 概要

奨励措置 (第3条)

1 立地奨励金(第5条)

2 雇用促進奨励金(第6条)

- 新設・増設した分にかかる固定資産税・都市計画税の収納額を限度とし、不均一課税後の額を交付
- 交付期間: 操業を開始した日の翌年の4月1日から3年間

- 新設・又は増設した事業所に操業開始日の6か月前から操業開始日までに雇用した新規常用雇用者のうち、操業開始日から一年を経過した日において引き続き雇用している新規常用雇用者
- 10万円×200人分まで 操業開始の日から1年経過後1回限り

■対象企業(第4条)

次のすべてに該当

①投下固定資産総額 1億円以上
(増設の場合は5千万円以上)

②新規常用雇用者数 5人以上
(増設の場合は問わない)

*①について中小企業の場合は5千万円以上。増設の場合は2千万円以上)

*②について中小企業の場合は2人以上。増設の場合は問わない。

*新規常用雇用者: 操業開始までに常用雇用された本市に住民登録のある市内居住者

■対象業種(規則)

※日本標準産業分類による

①製造業

大分類E

②観光・宿泊業

・観光業: スポーツ施設提供業、テーマパーク、遊漁船、動物園、植物園、水族館等

・宿泊業: 小分類751旅館、ホテル

③情報サービス業

中分類39情報サービス業、細分類9299コールセンター

- 【新設】・市内に事業所を有しない企業が新たに事業所を設置
- ・市内に事業所を有する企業が既存の事業所と異なる業種の事業所を市内に設置
- 【増設】・市内に事業所を有する企業が事業拡大のため既存の事業所の施設等を拡張すること
- ・現に行っている事業と同一の事業所を新たに市内に設置する場合

交付対象企業となるため
指定を受けようとする
対象企業

■指定申請(第4条)
市長に申請

操業開始予定日の30日前

審査
&
指定

指定を受けた
対象企業

■交付申請(規則)
立地奨励金
雇用促進奨励金

■10年以内の操業停止
操業開始の日から10年以内にその事業を休止又は廃止したとき

■指定の取り消し・奨励措置を停止⇒奨励金の返還(第8条)

○館山市起業支援事業補助金交付要綱

平成 24 年 10 月 30 日告示第 120 号
改正

平成 25 年 6 月 28 日告示第 80 号
平成 26 年 3 月 31 日告示第 19 号

館山市起業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における産業の振興を図るため、市内において起業する者に対し、予算の範囲内において交付する起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、館山市補助金等交付規則（平成 19 年規則第 31 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 新たな事業の開始であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業の届出により行うもの
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立して行うもの
 - ウ 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ行うもの
 - エ 法人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ行うもの
- (2) 起業の日 事業を営まない個人が行う場合にあっては開業の日、法人を設立して行う場合にあっては法人設立の日、事業を営む個人又は法人が行う場合にあっては新たな事業の開始の日をいう。
- (3) 事業所等 事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点のことをいう。
- (4) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (5) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(補助金交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本市の区域内において平成 27 年 3 月 31 日までに起業を予定している者又は補助金の交付の申請時に起業の日から 6 か月を経過していない者（以下これらを「起業者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等の滞納のない者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 市内に居住し、本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されている者であって、申請日において 20 歳以上であるもの
 - イ 市内に本店を有し、かつ、その代表者がアに該当する法人
- (3) 市内に事業所等を設置し、又は設置しようとしている者であること。
- (4) 許認可等を必要とする起業にあっては、既に当該許認可等を受けている者であること。
- (5) 起業した後において、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項に規定する接客業務受託営業を行う者を除く。）となる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助金の交付対象とはしない。

- (1) 他の者が行っていた事業を継承して行い、又は行おうとする者
- (2) 仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でない店舗で事業を行い、又は行おうとする者
- (3) 館山市企業立地及び雇用の促進に関する条例（平成25年条例第25号）に基づく奨励金の交付を受け、又は受けようとする者
- (4) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、事業所等開設事業及び事業所等賃借事業（以下「補助対象事業」という。）とし、対象となる経費並びに補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、国、県その他の本市以外の団体から起業に関連する補助（以下「他の補助」という。）を受ける場合は、他の補助の対象となる経費については、この補助の対象となる経費から除くものとする。

2 一の事業者に対する補助金の交付は、補助対象事業の種類ごとにそれぞれ1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、館山市起業支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 市税等の完納証明書（別記第2号様式）
- (2) 起業者（法人の場合は、代表者とする。）の住民基本台帳法に基づく住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載については、省略することができる。）
- (3) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (4) 個人事業の開廃業等届出書（個人事業者で既に開業している場合に限る。）
- (5) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）
- (6) 履歴書（法人の場合は、代表者のもの）
- (7) 事業計画書
- (8) 事業所等の開設に係る設備・備品等の見積書（事業所等開設事業の場合に限る。）
- (9) 事業所等の賃貸借契約書の写し又はこれに類するもの（事業所等賃借事業の場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、館山市起業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、申請した内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、館山市起業支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）に第5条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して市長に提出するものとする。

（変更等の承認の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定するものとする。この場合において、変更等を承認するときは、変更等の後の補助金の額を合せて決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、館山市起業支援事業補助金変更（中止

・廃止)承認(不承認)決定通知書(別記第5号様式)により変更等の承認の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 事業所等開設事業に係る補助金の交付の決定を受けた者は、事業所等の開設に係る設備及び備品の整備が終了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までに館山市起業支援事業補助金実績報告書(別記第6号様式。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 事業に係る経費の支払を証する書類

(2) 設備及び備品の整備が終了した後の事務所等の状況がわかる写真

2 事業所等賃借事業に係る補助金の交付の決定を受けた者は、事業所等の賃借の期間が12月に達した日(当該12月に達する日前に事業所の賃借を要しなくなったときは、当該要しなくなった日とする。)から起算して30日を経過する日までに実績報告書に領収書その他賃借料の支払を証する書類を添付して、市長に提出するものとする。

3 前2項の規定により実績報告の期限となる日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等ではない日を期限とする。

(額の確定)

第10条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該実績報告書に係る補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の額の確定をしたときは、館山市起業支援事業補助金確定通知書(別記第7号様式)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助金の請求は、館山市起業支援事業補助金交付請求書(別記第8号様式)により行うものとする。

(概算払い)

第12条 事業所等賃借事業に係る補助金の交付の決定を受けた者は、実績報告書の提出前においても、支払の終了した賃借料に係る補助金の交付を受けることができる。

2 前項の規定による補助金の概算払いを受けようとする者は、館山市起業支援事業補助金概算払い請求書(別記第9号様式)に領収書その他賃借料の支払を証する書類を添付して、市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前2条の規定による請求があったときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等(以下「設備等」という。)について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により新設し、又は増設した設備等の処分をしてはならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令又は規則若しくはこの要綱に違反したとき。

- (2) 偽り其他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の申請を行った者に対する補助金の交付については、この告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成 25 年 6 月 28 日告示第 80 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日告示第 19 号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第 4 条第 1 項)

補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助限度額
事業の種類	事業の内容			
事業所等 開設事業	起業を目的とする事業所等開設に要する経費への補助	事業所等の開設に係る設備・備品購入費、設備設置費その他事業所等開設に係る経費(消耗品費及び税の性質を有するものを除く。)	2 分の 1 以内	50 万円
事業所等 賃借事業	起業を目的とする事業所等の賃借に要する経費への補助	事業所等の月額賃借料(駐車場代含む。貸主が補助対象者の三親等以内の親族である場合を除く。)	2 分の 1 以内	月額 5 万円(12 月分を限度とする。)

館山市起業支援事業補助金のご案内

館山市では、産業の振興を図るため、市内において起業する個人や法人に対し、その経費の一部を補助します。

1. 補助金交付対象者

補助金の交付の対象となる者は、本市の区域内において平成27年3月31日までに起業を予定している者又は補助金の交付の申請時に起業の日から6か月を経過していない者（以下「起業家」と言います。）であって、次のいずれにも該当することを条件とします。

(1) 市税等の滞納のない者。

(2) 次のいずれかに該当する者。

ア 市内に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている者であって、申請日に20歳以上である者。

イ 市内に本店を有し、かつ、その代表者がアに該当する法人

(3) 市内に事業所等を設置し、又は設置しようとしている者。

(4) 許認可等を必要とする起業は、既にその許認可等を受けていること。

(5) 起業した後において、中小企業者となる者。（風俗営業等を除く。）

2. 補助金交付対象とならない場合

(1) 他の人が行っていた事業を継承して行い、又は行おうとする者

(2) 仮設又は臨時の店舗、その他その設置が恒常的でない店舗で事業を行い、又は行おうとする者

(3) その他市長が適当でないと認める者



3. 補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額

- ・補助金の交付の対象となる事業は、事業所等開設事業及び事業所等賃借事業（以下「補助対象事業」という。）です。
- ・対象となる経費並びに補助率及び補助限度額は、別表のとおりとします。
- ・国、県その他の本市以外の団体から起業に関連する補助（以下「他の補助」という。）を受ける場合、他の補助の対象となる経費については、この補助の対象となる経費から除くものとします。
- ・一事業者に対する補助金の交付は、補助対象事業の種類ごとにそれぞれ1回限りとします。



4. 補助金交付申請書の提出

申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出していただきます。

- (1) 市税等の完納証明書
- (2) 起業者（法人の場合は、代表者として）の住民基本台帳法に基づく住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載については、省略することができます。）
- (3) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限り。）
- (4) 個人事業の開廃業等届出書（個人事業者で既に開業している場合に限り。）
- (5) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限り。）
- (6) 履歴書（法人の場合は、代表者のもの）
- (7) 事業計画書
- (8) 事業所等の開設に係る設備・備品等の見積書（事業所等開設事業の場合に限り。）
- (9) 事業所等の賃貸借契約書の写し又はこれに類するもの（事業所等賃借事業の場合に限り。）
- (10) その他市長が必要と認める書類



5. 実績報告

・事業所等開設事業

事業所等の開設に係る設備及び備品の整備が終了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定をした日から起算して3か月を経過する日のいずれか早い日までに実績報告書に次に掲げる書類を添付して、提出していただきます。

- (1) 事業に係る経費の支払を証する書類
- (2) 設備及び備品の整備が終了した後の事務所等の状況がわかる写真

・事業所等賃借事業

事業所等の賃借の期間が12か月に達した日（その12か月に達する日前に事業所の賃借を要しなくなったときは、それを要しなくなった日とします。）から起算して30日を経過する日までに実績報告書に領収書その他賃借料の支払を証する書類を添付して、提出していただきます。

- ・実績報告の期限となる日が休日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等ではない日を期限とします。



6. 概算払い

- ・事業所等賃借事業は、実績報告書の提出前においても、支払の終了した賃借料に係る補助金の交付を受けることができます。
- ・概算払い請求書に領収書その他賃借料の支払を証する書類を添付して、提出していただきます。



7. 財産の管理及び処分

- ・補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により新設、又は増設した設備等の処分をしてはいけません。

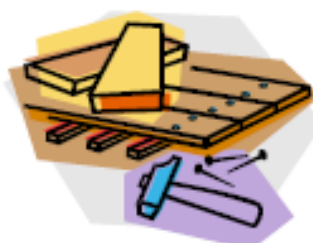
8. その他

- ・この制度は平成27年3月31日までですが、同日までに補助金の交付の申請を行った者に対する補助金の交付については、同日後も、その効力を有します。
- ・補助金は予算の範囲内での交付となりますので、年度途中でも受付を終了する場合があります。

※企業支援補助金は平成27年度も実施予定。

別表

補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助限度額
事業の種類	事業の内容			
事業所等開設事業	起業を目的とする事業所等開設に要する経費への補助	事業所等の開設に係る設備・備品購入費、設備設置費その他事業所等開設に係る経費(消耗品費及び税の性質を有するものを除く。)	2分の1以内	50万円
事業所等賃借事業	起業を目的とする事業所等の賃借に要する経費への補助	事業所等の月額賃借料(駐車場代含む。貸主が補助対象者の三親等以内の親族である場合を除く。)	2分の1以内	月額5万円(12月分を限度とする。)



お問合せ・申請先
 館山市経済観光部商工観光課商工係
 〒294-0036
 住所：館山市館山 1546-1
 電話：0470-22-3362

江津市ビジネスプランコンテスト募集要項 2014

(特定非営利活動法人てごねっと石見ホームページより転載)

2014年 7月 22日

Go - Con 2014 ～江津市^{こつし}ビジネスプランコンテスト～

1. 趣旨

島根県江津市では、2010年度から市内で創業に挑戦したい個人若しくは団体、企業をまちぐるみで応援する取り組みを進めてきました。今年度も、江津市の持つ地域資源を活用したり、地域の課題を解決するビジネスにチャレンジしていただける方を募集します。地域おこしの最先端の方々切磋琢磨しながら、新しい事業展開を江津市で模索してみませんか？

ご自身の想いと、過疎地域としての江津市が抱える課題の「接点」を見つけ出し、人・もの・金・技術・自然資源に限らず、あらゆる地域資源を活用したプランを考えてください。コンテストへ応募された方については、ご自身のプランを実行していただくための創業支援をさせていただきます。

2. コンテストの概要

●募集テーマ

江津市の地域資源の活用や、地域の課題解決につながるビジネスプラン

●大賞

1名

●賞金

賞金総額 100万円 ※賞金の授与に関しては一定の要件があります。

●募集条件

プランに本気で取り組むという情熱のある方、現住地や出身地問わず、どなたでもご応募頂けます。

- ・個人若しくは団体、企業など、組織の法的な形態は問いません。
- ・第二創業(既に何らかの事業を行っている事業者がその業態の変更、または新たに別の事業への進出)も応募対象とします。
- ・受賞後1年間は、江津市内を拠点に活動を実施すること。
※必ずしも本人が常駐する必要はありませんが、その場合は誰か1名以上、市内の事業所(本社、支社等)に常駐できる体制を整えてください。

●主催者

江津市、NPO 法人てごねっと石見、江津商工会議所、桜江町商工会、日本海信用金庫

募集要項 2014 1

3. 申し込み方法

●提出物

- ・応募フォーム
- ・収支計画書

※応募要項や応募フォーム、収支計画書(テンプレート)は、江津市ホームページ、または NPO 法人 てごねっと石見 HP(<http://tegonet.net>)からダウンロードしてください。また、その他事業計画書等がありましたら添付してください(ただし、A4 サイズ 2 枚まで(厳守))

●提出先

メール: go-con@tegonet.net 「Go-con2014 担当者」宛
件名「プラントイトル(お名前)」
郵 送: 〒695-0011 島根県江津市江津町 1517 番地 2
NPO 法人 てごねっと石見 宛

●提出期限

2014 年 10 月 6 日(月) 正午必着

●問い合わせ

応募に関してご不明な点は、NPO 法人 てごねっと石見(☎:0855-52-7130)までご連絡ください。

4. 選考方法

一次審査(書類審査)および二次審査(プレゼンテーション)を経て、受賞者を決定します。コンテストの審査にあたっては、起業家精神、事業のモデル性、共感性、社会的インパクト、江津市とのマッチング等にかかる視点を重視し、選考を行います。

5. コンテスト審査員

企業経営者など数名を予定しております。

6. 選考スケジュール

(1) 公募【2014年7月22日(火)～10月6日(月)】

応募フォーム、収支計画書を記入し、【10月6日(月)正午必着】でメール若しくは郵送にて提出ください。一次審査は、提出書類に基づく書類審査です。事業概要などの添付書類については、A4 サイズ 2 枚まで審査の対象書類と見なします。

■収支計画書個別相談について

一次審査に応募された方のうち、希望者には収支計画書の書き方等について江津商工会議所、桜江町商工会から、アドバイスを行います。

ご希望の場合は、

江津商工会議所（☎:0855-52-2268）又は 桜江町商工会（☎:0855-92-1331）までご連絡ください。

受付期間:2014年10月7日(火)～10月31日(金)

(2) 一次審査結果の通知【11月上旬】

応募いただいた全ての方に対して、文書で結果をお知らせします。通過者につきましては、二次審査会(2015年1月18日)に向けてプレゼンテーション用の資料を作成していただけます。

■(一次審査通過者向け)ブラッシュアップについて

一次審査を通過された方に対し、支援機関(江津商工会議所、桜江町商工会、日本海信用金庫、NPO 法人てごねっと石見、江津市の5機関)によるビジネスプランのブラッシュアップにかかる様々な支援やアドバイスを行います。

(3) Go-con2014(二次審査会)【2015年1月18日(日)】

一次審査通過者全員にプレゼンテーションを行っていただき、当日大賞受賞者を決定します(プレゼンテーションにかかる交通費、宿泊費は支給します)。プレゼンテーションに参加できない場合は選考の対象となりませんので、日程の確保をお願いします。

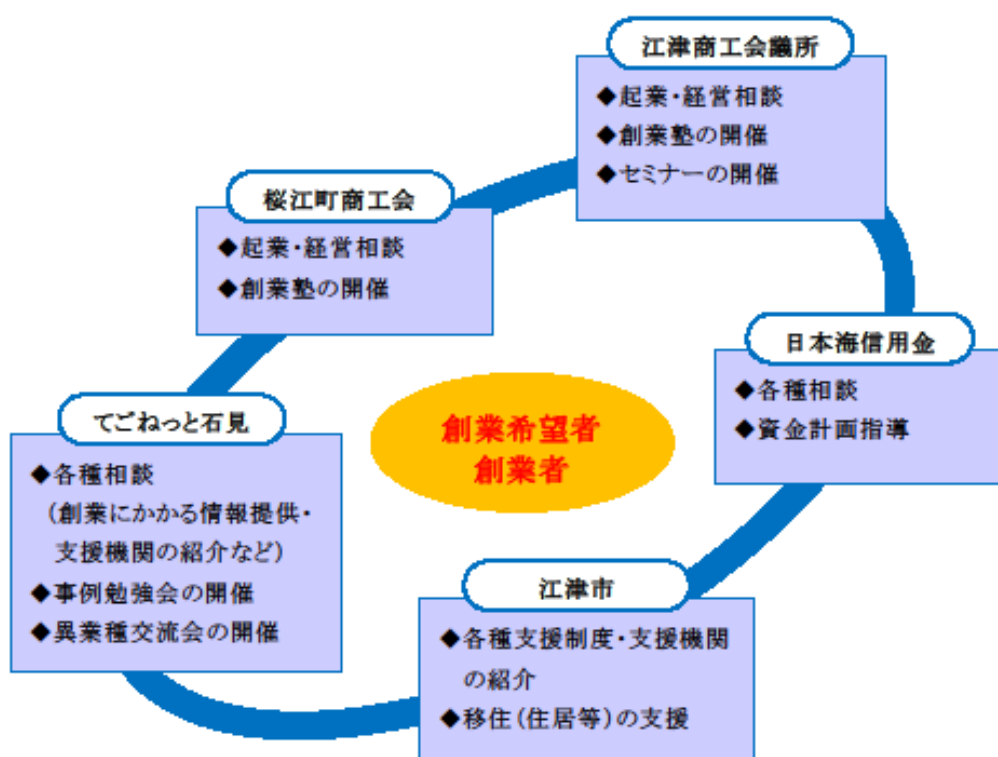
注意事項 (必ずお読みください)

- * 特許・実用新案権等の知的財産権、及び営業秘密やいかなるノウハウなどの情報の法的保護についても、応募者の責任において対策を講じた上で、一般に公表しても差し支えない内容をお願いします。江津市では本件に関していかなる責任を負わないものとします。ご注意ください。
- * 提出書類は当コンテストの審査にのみ使用いたします。
- * 選考途中で知り得た貴団体で对外公表されていない情報等は江津市として公表はいたしません。
- * 提出書類は返却いたしませんので御了承下さい。

■創業希望者への支援体制

本コンテストに限らず、江津市、江津商工会議所、桜江町商工会、日本海信用金庫、NPO法人てごねっと石見が、それぞれの強みを活かして創業をバックアップしています。ビジネスプランの実現及びご自身のスキルアップのための各種支援を行うほか、どなたでもご参加いただける勉強会や交流会を開催します。

＜支援体制＞



〈各種勉強会〉

ごうつ道場(地域づくり実践講座)	
<p>江津が抱える地域課題をみんなで考え、自分らしいやり方でアクションを起こし、カタチにする講座「ごうつ道場」を開催しています。現在、江津市内の 20～30 代の若者が毎月 1 回集まり、「地域づくりプラン」を練っています。</p> <p>同日・同会場にてプランづくりの他に、県内で活躍する若手起業家を講師に迎え、事業内容、起業の動機、仲間作りのコツ、直面している課題など、先輩たちのリアルな話を聞く講演も開催しています。</p> <p>「地域で頑張る若者の意見を聴いてみたい」「起業は難しそうだけど、スキマの時間を使って地域に関わってみたい」——そんな想いをお持ちの方、一般聴講としてご参加いただけます。</p>	
開催日時 講座内容	<p><u>8/2(土)「プランのビジョン・ミッションを描く」</u> 講師：三浦 大紀 氏(シマネプロモーション) 場所：コワーキングスペース “enn-えん-” (浜田市牛市町 75)</p>
	<p><u>9/6(土)「プラン・アクションを起こす」</u> 講師：矢田 明子 氏(雲南市立病院・コミュニティーナース) 場所：黒川邸(江津市波子町 28)</p>
	<p><u>10/12(日)「マイプランを描く」</u> 講師：尾野 寛明 氏(塾長・有限会社エコカレッジ) 場所：風のえんがわ(江津市後地町 2398)</p>
	<p><u>12/7(日)「マイプランの発表(最終回)」</u> 場所：ミルキーウェイホール会議室(予定)</p>
参加費	<p>社会人：1,000 円、学生：500 円(いずれも各回、資料代等として) ※事前の申込が必要です。</p>
お問い合わせ お申し込み先	<p>NPO 法人でごねっと石見 (☎:0855-52-7130/✉:bonkobara@tegonet.net)</p>

ごうつ塾(創業塾)	
<p>「商売を始めてみたい」「事業計画を見直したい」「いずれは創業したいので勉強しておきたい」そんな想いから一歩踏み出すために、創業にあたっての動機づけや、事業コンセプトの作成、補助金等の活用方法などを学んでいただける講座です。</p>	
開催時期	8月29日、9月5日、9月12日、9月19日(全4回)
定員	15名(※ただし、第1回は公開講座として定員は設けません)
参加費	<p>3,000円(全4回分、資料代含む) ※全4回通して参加の場合、事前の申込が必要です。(8月22日まで) ※第1回の公開講座のみ参加の場合、参加費500円頂きます。</p>
お問い合わせ	<p>江津商工会議所 (☎:0855-52-2268)</p>

〈各種支援制度〉

分類	制度名称	対象経費	金額等	実施機関 or窓口	
補助金	江津市中小企業等競争力強化支援事業	新商品開発・付加価値創出事業	専門家謝金、研究開発費(原材料費、機械等リース費、技術指導受入費、外注加工費、パッケージ試作費)、委託費(試験委託費、調査研究委託費)、その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2/3以内(限度額50万円)	江津市
		新規事業分野参入事業	専門家謝金、研究開発費、市場調査費、広告宣伝費、その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2/3以内(限度額50万円)	江津市
		販路開拓事業	専門家謝金、市場調査費、産業見本市等への出展費用(ブース代交通宿泊費実費等)、パンフレット等製作費、その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の2/3以内(限度額50万円)	江津市
	空き店舗活用事業	空き店舗に出店するために必要な改装費及び家賃	家賃:補助対象経費の2/3以内(上限月額10万円) 改装費:補助対象経費の1/2以内 (限度額 家賃、改装費合わせて240万円)	江津市 島根県 (窓口:江津商工会議所、桜江町商工会)	
	※江津市中小企業等競争力強化支援事業との併用はできません。	空き店舗をインキュベータ施設又は実験店舗とするための改装費	補助対象経費の1/2以内(限度額1,000万円)		
江津市産業活性化支援事業	設備貸与制度補助金	公益財団法人しまね産業振興財団の設備貸与制度を利用する際に支払った保証金	補助対象経費の1/2(限度額50万円)	江津市	
	創業支援資金等補助金	島根県中小企業制度融資による創業支援資金及び島根県信用保証協会の完全無担保無保証人創業者支援保証「あゆみ」の資金を利用した際に島根県信用保証協会に支払った信用保証料	補助対象経費の1/2(限度額20万円)		
	新規開業資金等補助金	日本政策金融公庫が行う国民生活事業による新規開業資金若しくは女性、若者/シニア起業家資金または新創業融資制度を利用し、約定に基づいて償還した利子	補助対象経費の1/2(限度額20万円)		

地域づくり推進事業 (NPO設立)	研修費、NPO法人化の準備 から設立、設置初期段階まで に必要とされる経費	上限 30 万円	江津市
----------------------	---	----------	-----

他団体支援制度

分類	制度名称	対象経費	金額等	実施機関 or窓口
経営・ 技術相談	中小企業・小規模 事業者ワンストップ 総合支援事業	相談員や外部専門家の派遣 により、貴社の経営課題解決 を目指します。	3 回まで	江津商工会 議所、桜江 町商工会
	経営・技術基盤強 化事業(エキスパー トバンク)	技術技能の取得、課題解決 に	3 回まで (但し 2 回目以降は自己 負担が必要)	江津商工会 議所、桜江 町商工会
	経営力強化アドバ イザー派遣事業	意欲と能力のある地域の中核 的企業の育成を図ります。	3 回まで	江津商工会 議所、桜江 町商工会
ローン	創業支援資金	日本海信用金庫の営業地区 内で新たな事業を 6 か月以 内に開業、または開業して 2 年以内の法人または個人事 業者。事業性資金(運転資 金、設備資金)が対象。	融資金額:300 万円以 内 融資形式:証書貸付 融資利率:2.75% 返済方法:元金均等返 済 担保:原則として不要 連帯保証人:原則として 法人は代表者 1 名、個 人事業主は不要。	日本海信用 金庫
	ビジネスローン「絆」	法人・個人事業主で日本海 信用金庫の会員または会員 の資格を有する方で、事業歴 が 2 年以上で期限内申告を しており、市税の滞納のない 方	融資金額:500 万円以 内(運転資金は月商の 2 か月以内のいずれか少 ない金額) 融資形式:証書貸付 融資利率:変動金利 返済方法:元金均等返 済 担保:原則として不要 連帯保証人:原則として 法人は代表者 1 名、個 人事業主は不要。	日本海信用 金庫
設備投資	設備貸与事業	中小企業が経営基盤の強化 を図るために新たに導入する 設備、経営の革新のために 新たに導入する設備、創業 者が事業を行うために必要な 設備、公害防止設備	100 万円～1 億円、創業 後 1 年未満は 50 万円～ 3,000 万円	(公財)しま ね産業振興 財団

「館山市企業誘致基本方針(仮)」策定に関する調査研究
～ 雇用創造による館山市への移住定住促進に向けて～

－平成 27 年 3 月発行－

館山市 経済観光部 プロモーションみなと課

〒294-0036

千葉県館山市手館山1564-1

電話 0470-22-2544(プロモーションみなと課)

一般財団法人 地方自治研究機構

〒104-0061

東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階

電話 03-5148-0661(代表)

